

港区の子ども・家庭支援

令和7年度（2025年度）版 事業概要

港区子ども家庭支援部

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

はじめに

区はこれまで、待機児童解消を目的とする保育関連施策をはじめ、子育て世帯の孤立化を防ぐ相談事業や、ひとり親世帯等の困難な状況にある家庭への支援など、「港区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、きめ細かな子育て支援策を総合的、計画的に推進してきました。

令和3年4月には、港区子ども家庭支援センター、港区児童相談所、港区立母子生活支援施設の3つの施設の複合施設である「港区子ども家庭総合支援センター」を開設し、子どもと家庭が直面する様々な課題にワンストップで対応しています。

また、児童相談所設置市となったことにより、港区児童福祉審議会を新たに設置し、当審議会では、保育所の設置認可、里親の認定、子どもの権利擁護、児童の虐待死亡事例等の検証など、子どもの命と権利を守る重要な事案について、調査・審議を行っています。

令和5年4月には、こども基本法が施行され、子どもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現に向け、すべての子どもの権利を擁護し、一人ひとりの健やかな成長、発達及び自立が保証された環境をつくることが重要となっています。

こうした状況を踏まえ、昨年度、区は、子ども・子育て支援の更なる充実や、生きづらさを抱える若者への支援体制の充実を図るため、「港区子ども・若者・子育て総合支援計画（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）」を策定しました。

本計画のもと、全ての子どもが良質な教育・保育を受けることができる環境づくりを推進するとともに、在宅子育て家庭や、障害のある子どもや医療的ケアが必要な子ども、ヤングケアラー、悩みや困難を抱える若者とその家族などが安心して住み続けられ、一人ひとりがより良い未来を描けるよう、港区の強みを生かした質の高い子ども・若者・子育て支援策に全力で取り組んでまいります。

本書が、港区の子育てや家庭の支援、子どもたちの健全育成に関する取組をご理解いただく一助になれば幸いです。

令和7年8月

子ども家庭支援部

(凡 例)

- 1 実績表は、原則として、過去5年間の実績を掲載しています。
- 2 実績表の数値は、特段の記載がない限り、表示単位未満を四捨五入しています。端数処理をしていないため、合計等が一致しない場合があります。

目 次

総説

港区基本構想について	3
港区基本計画について	4
港区基本計画の政策とSDGsとの関係	6
港区基本計画施策の体系（Ⅲ はぐくむまち（福祉・保健・教育））	8
港区の子ども・若者・子育て支援に関する計画の概要	10
保健福祉支援部、子ども家庭支援部、児童相談所の組織図	13
総合支所の組織図	14
子ども家庭支援部事務事業の概要	15
子ども家庭支援部関係施設一覧	16
令和7年度民生費当初予算の前年度比較	27
民生費事業別決算（令和6年度・令和5年度）	28

事業

子ども・子育て会議	33	児童館等週末施設開放	56
児童福祉審議会	34	学童クラブ	57
子どもの意見反映推進事業	35	放課GO→クラブ	58
子どもの意見表明権保障		高校生世代の居場所づくり	60
に係る意見聴取事業	36	港区学童クラブ等弁当配送事業	62
児童福祉施設等整備費補助	37	多子世帯移動支援事業	
保育所等労働環境モニタリング	38	（子どもタクシー利用券）	63
保育所等の指導検査	39	バースデーサポート事業	64
認可外保育施設の指導検査	40	学童クラブ児童見守りシステム	65
乳児院等の指導検査	41	二十歳（はたち）のつどい	66
保育施設等の研修支援	42	子ども110番事業	67
保育アドバイザー派遣事業	43	遊び場対策本部運営	68
不適切保育に関する相談業務	44	みなとキャンプ村	69
児童施設災害時等緊急メール配信サービス	45	青少年対策地区委員会活動支援	70
認可外保育施設改修費等支援事業補助金	46	子ども会活動助成	72
保育所等における送迎バス等		青少年関係団体指導者等賠償責任保険	
安全対策支援事業補助金	48	（ボランティア保険）	73
新型コロナウイルス感染症対策		ひきこもり対策	74
子どもの居所提供事業	50	子どもの孤食解消と保護者支援推進事業	75
児童館・子ども中高生プラザ・		児童手当	76
児童高齢者交流プラザ等	53	児童扶養手当	77

特別児童扶養手当	79	新型コロナウイルス感染症による	
児童育成手当（育成手当）	80	認証保育所等登園自粛に伴う保育料等補助金	132
児童育成手当（障害手当）	81	新型コロナウイルス感染症	
子ども医療費助成	82	感染拡大防止物品等購入費補助	133
ひとり親家庭等医療費助成	84	子ども家庭支援センター	137
出産費用助成	85	要保護児童対策地域協議会事業	138
コミュニティバス乗車券の発行	86	養育支援訪問事業	
都営交通の無料乗車券の交付	87	・子育て世帯訪問支援事業	139
ひとり親世帯等フードサポート事業	88	ヤングケアラー支援事業	141
結婚支援	89	産前産後家事・育児支援事業	142
港区子育て応援商品券事業（令和4年度）	90	乳幼児等ショートステイ	
港区子育て応援商品券事業（令和5年度）	91	・トワイライトステイ事業	145
港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯		育児サポート事業（育児サポート子むすび）	147
生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	92	子育てひろば等事業（あっぴい）	148
港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯		みなと子育てサポートハウス事業	
生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）	93	（子育てひろば「あい・ぽーと」）	150
エンジョイ・セレクト事業	94	派遣型一時保育事業	151
青少年問題協議会	95	みなと子育て応援プラザ事業（P o k k e）	152
保育園	99	ベビーシッター利用支援	
認定こども園	104	（一時預かり利用支援）事業	153
港区保育室事業	105	港区子ども・おとな・地域みなトーク事業	154
小規模保育事業	106	みなと子ども相談ねっと	155
居宅訪問型保育事業	107	おとなの子育て相談ねっと	156
一時保育	108	みなと保育サポート事業	158
緊急一時保育	110	認可外保育施設等利用費助成	160
年末保育	111	港区実施事業における参加者のための一時保育	161
保育コンシェルジュ	112	子育てコーディネーター事業	
病児・病後児保育	113	（利用者支援事業・基本型）	162
訪問型病児・病後児保育利用料助成	115	出産・子育て応援メール配信	163
保育園であそぼう	116	港区子育て支援員研修事業	164
私立保育所振興等助成	118	親支援プログラム	166
私立保育所特別助成	119	産後要支援母子ショートステイ事業	167
認証保育所補助	120	医学業務及び親子支援	
認証保育所保育料助成	122	カウンセリング業務事業	168
認可外保育施設保育料補助金	123	家庭福祉相談	169
保育士等キャリアアップ補助	125	母子・父子福祉相談	170
保育サービス推進事業補助	126	女性福祉相談	171
保育力強化事業補助	127	母子及び父子福祉資金の貸付	172
保育従事職員宿舍借り上げ支援事業	128	母子生活支援施設	173
保育体制強化事業等補助	129	入院助産	174
保育施設建物賃借料補助事業	131	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	175

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	176
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	177
母子等緊急一時保護事業	178
DV被害者支援活動補助金交付	179
DV加害者更生プログラム利用助成金交付	180

離婚前後の弁護士相談	181
裁判外紛争解決手続（ADR）利用助成	182
養育費保証利用助成	183
親子交流コーディネート事業	184

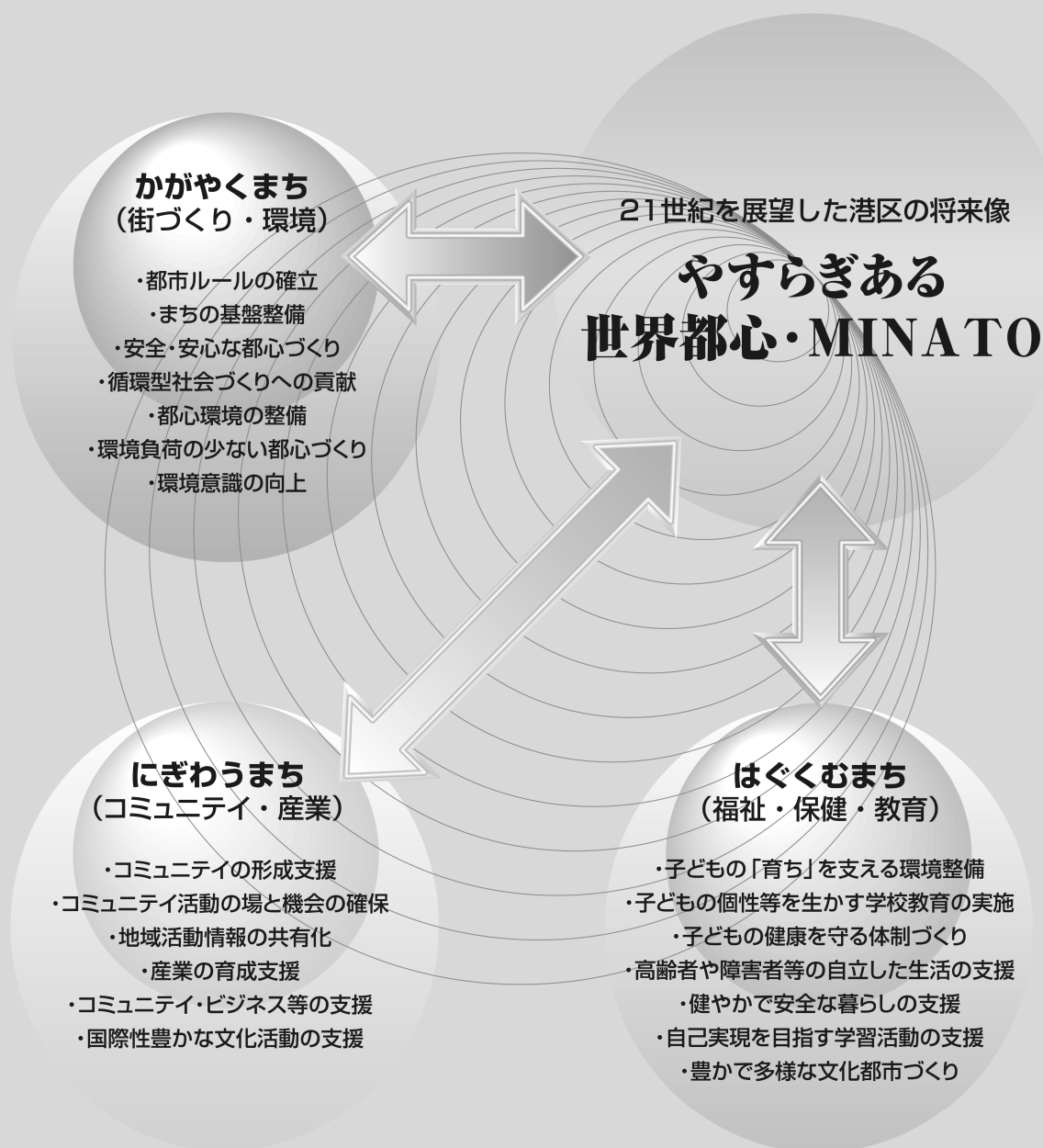
総

説

港区基本構想について

港区基本構想は、自治体の進むべき方向を定めるもので、長期的な展望から港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示しています。

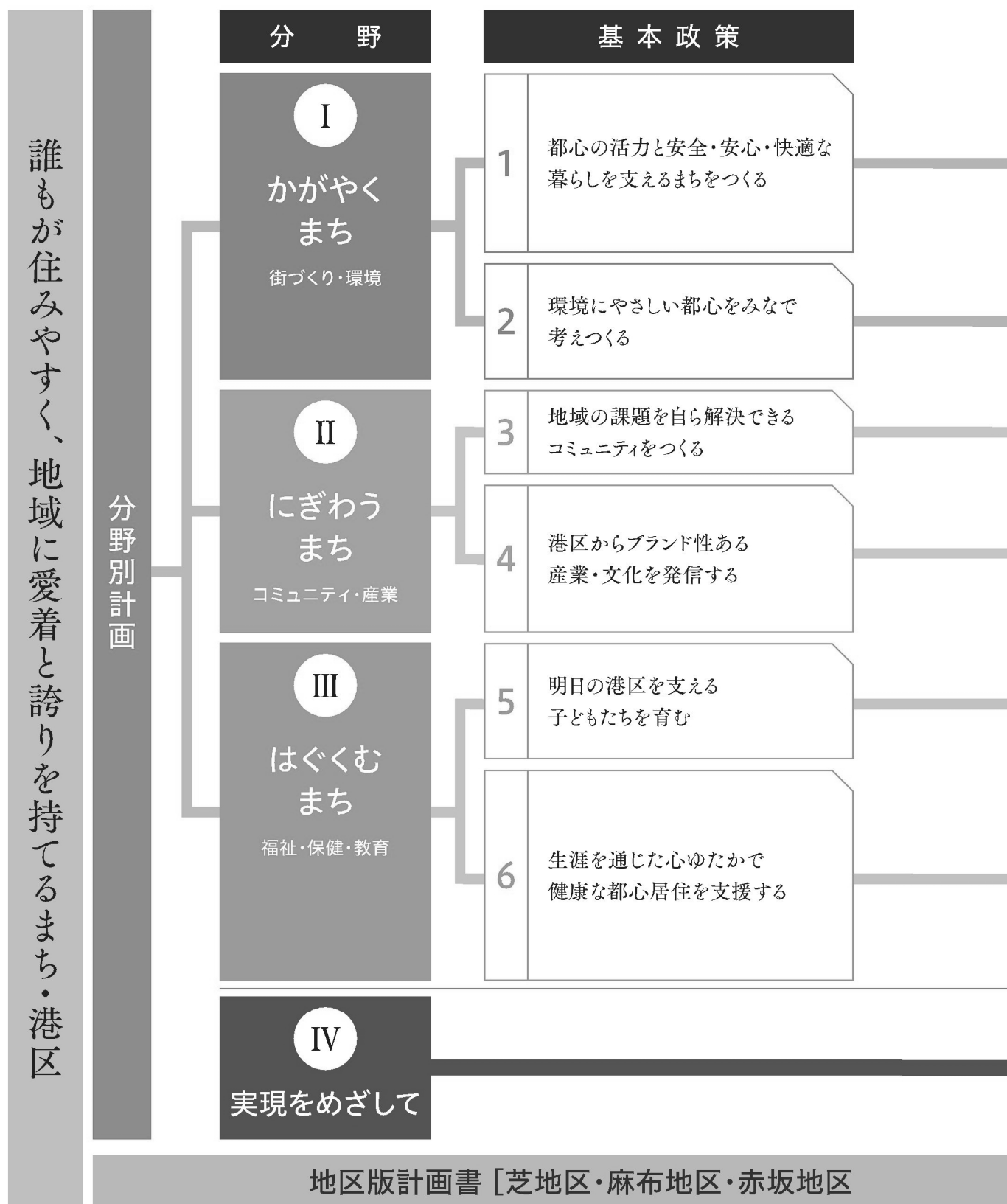
港区基本構想がめざす将来像



港区基本計画について

港区基本計画は、港区の将来像の実現に向けて区が取り組むべき道筋を明らかにするものであり、区政の目標や課題、施策の概要を体系的に示しています。

各分野における区政の方向性を政策として示し、行政サービスを効果的に展開しています。



政 策

1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる

2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する

3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める

4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める

5 安全で安心して暮らせる都心をつくる

6 持続可能な循環型の都心づくりを進める

7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる

8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる

10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる

11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する

12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する

13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する

14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める

15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する

16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する

17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する

19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する

20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する

21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する

22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する

23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する

25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する

26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する

・高輪地区・芝浦港南地区] 別冊

港区基本計画の政策とSDGsとの関係

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体により積極的な取組が展開されています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、港区基本計画において政策や施策とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsを踏まえて区政を推進しています。

SDGsの17のゴール

1 貧困をなくそう 	目標1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	2 飢餓をゼロに 	目標2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	3 すべての人に健康と福祉を 	目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	8 働きがいも経済成長も 	目標8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包括的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
13 気候変動に具体的な対策を 	目標13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	14 海の豊かさを守ろう 	目標14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	15 陸の豊かさを守ろう 	目標15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る

港区基本計画の各政策と関連するSDGsのゴール

政策	SDGs
多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる 1	4, 9, 11, 13, 15, 17
世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する 2	3, 4, 5, 6, 9, 11, 13, 15, 17
快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める 3	3, 7, 9, 11, 17
自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める 4	1, 5, 6, 11, 13, 17
安全で安心して暮らせる都心をつくる 5	1, 4, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 17
持続可能な循環型の都心づくりを進める 6	2, 3, 4, 8, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 17
人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる 7	3, 4, 6, 7, 8, 9, 11, 13, 14, 15, 17
環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる 8	3, 4, 7, 11, 12, 13, 14, 15, 17
参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる 9	11, 17
豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる 10	3, 4, 10, 16, 17
伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する 11	4, 8, 9, 17
港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する 12	4, 8, 9, 12, 17
港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する 13	8, 12, 17

SDGsとは

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標から構成されています。環境問題や貧困問題など世界が直面する課題の解決に向けて、先進国・発展途上国を問わず全ての加盟国が目標の達成をめざしています。SDGsはSustainable Development Goalsの略称です。



政策	SDGs
14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める	4, 10, 11, 16, 17
15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する	1, 2, 3, 4, 5, 10, 11, 16, 17
16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する	3, 4, 10, 11, 16, 17
17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する	3, 4, 5, 8, 17
18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する	1, 3, 4, 8, 10, 11, 17
19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する	3, 8, 10, 11, 16, 17
20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する	3, 8, 10, 16, 17
21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する	1, 2, 3, 4, 5, 12, 16, 17
22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する	3, 4, 10, 17
23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する	4, 11, 17
24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する	9, 11, 16, 17
25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する	1, 3, 4, 5, 8, 10, 11, 16, 17
26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する	4, 8, 9, 11, 12, 13, 15, 16, 17

港区基本計画施策の体系

港区基本計画 令和3(2021)年度～令和8(2026)年度から抜粋

Ⅲ はぐくむまち（福祉・保健・教育）

5 明日の港区を支える子どもたちを育む

政策（15）健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する

政策の体系

施策①子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進

- 1) 放課後における児童の健全育成の推進 **重点課題6**
- 2) 子ども中高生プラザ及び児童館等における児童健全育成機能の充実
- 3) 青少年の健全育成のための支援
- 4) 地域安全体制の確立

施策②子どもの権利擁護を重視した環境づくり

- 1) 子どもの最善の利益を実現する施策の推進
- 2) 児童虐待未然防止対策等の推進
- 3) いじめセーフティネットコミュニティ事業の推進
- 4) 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進
- 5) 身近な児童相談所における支援の充実
- 6) ヤングケアラー支援対策の推進
- 7) 児童及び妊産婦に関する包括的な支援体制の強化

施策③支援が必要な子どもと家庭を確実に支える

- 1) 相談事業の充実
- 2) 子育て情報提供の充実
- 3) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進
- 4) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応
- 5) 離婚前後の親への支援

施策④子ども・子育て支援に関するネットワークづくりの推進

- 1) 子育て家庭のネットワークづくりの推進
- 2) 子ども自身のネットワークづくりと地域の世代間交流の促進
- 3) 保育園、幼稚園、子ども中高生プラザ、児童館、小学校等での交流・連携
- 4) 行政と家庭、地域、NPO、大学、企業等との連携
- 5) 実習生の受入れとボランティアの活用

施策⑤子どもの未来を応援する施策の推進

- 1) 教育・学習の支援
- 2) 生活環境の安定の支援
- 3) 経済的安定の支援
- 4) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備

政策（17）就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

政策の体系

施策①多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充

- 1) 一時預かり事業の推進
- 2) 未就園児の定期的な預かり事業の実施
- 3) 医療的ケア児・障害児保育の充実
- 4) 病児・病後児保育の充実
- 5) 保育定員の適正な管理 **重点課題6**
- 6) 保育施設を円滑に利用できる環境整備
- 7) 認証保育所・認可外保育施設入所者への支援

施策②保育施設における保育の質の向上

- 1) 多様な主体との連携による保育の質の向上策の推進
- 2) 指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上
- 3) 乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進
- 4) 保育園と幼稚園、小学校との連携
- 5) 園児の遊び場の確保
- 6) 保育施設における安全確保の推進
- 7) 保育従事職員の確保・定着の支援
- 8) 保育士の業務負担軽減の推進

施策③子育て支援サービスの充実

- 1) 在宅での子育て支援事業の推進
- 2) 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援
- 3) 保健師・助産師等による子育て支援事業の推進
- 4) 地域ぐるみで子育てをサポートできる仕組みの構築

施策④小学校入学前教育の充実

- 1) 幼稚園の受入れ環境の充実
- 2) 幼児期の教育のセンター機能の充実
- 3) 私立幼稚園への支援
- 4) 教員・保育士の指導力の向上
- 5) I C Tを活用した効率的な幼稚園運営

港区の子ども・若者・子育て支援に関する計画の概要

港区子ども・若者・子育て総合支援計画 (令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)

■計画策定の目的

港区子ども・若者・子育て総合支援計画は、子ども・若者が健やかに成長し、幸福な生活ができる地域共生社会の実現をめざすとともに、幼稚園・保育園及び地域子ども・子育て支援事業等の提供体制や質の確保を計画的に推進することを目的としています。

■計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置付けられ、盛り込む内容が重複する他の法律の規定により策定する計画と一体のものとして策定することが可能なことから、「市町村こども計画」、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」の5つの計画を一体的な計画として策定しています。

■計画の期間

本計画の計画期間は、子ども・子育て支援法に基づき、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間です。

なお、次世代育成支援対策推進法は令和16(2034)年度までの時限立法であることから、本計画に包含される市町村行動計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの計画です。

また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画については5年間です。

■計画がめざす姿

未来を担う全ての子どもが、生育環境にかかわらず健やかに成長し、幸福な生活ができる地域共生社会 ～地域で支え合う子どもの未来～

■計画の基本方針

- (1) 子どもの権利擁護を重視した環境づくり
- (2) 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進
- (3) 結婚、妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
- (4) 地域で子ども・子育てを支える施策の推進
- (5) 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実
- (6) 教育・保育の質の確保
- (7) 支援が必要な家庭や子ども・若者の施策の充実
- (8) 子ども・若者の未来を応援する施策の推進
- (9) 子ども・若者の自立と社会参加の促進

港区地域保健福祉計画

■計画改定の背景と目的

区では、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間を計画期間として「港区地域保健福祉計画」「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」を一体的に策定し、全ての区民が地域社会を構成する一員であるとし、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、人格と個性を尊重し合いながら地域全体が相互に協力し、支え合う社会をめざして、日常生活や社会生活を支援するとともに、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加できる環境の整備に取り組んできました。

国や東京都の制度改正等の動向に的確に対応するとともに、社会情勢の様々な変化により、ますます複合化、多様化している区民ニーズや課題解決に分野横断的に取り組み、それぞれの分野の施策の整合を図って推進できるよう、本計画の後期3年の地域保健福祉施策の方向性を示すため、港区の保健福祉関連分野の計画を「港区地域保健福祉計画」として一体的に改定（一部策定）しています。

■計画の位置付け

「港区地域保健福祉計画」は、社会福祉法に定める市町村地域福祉計画として位置付け、策定時に包含した「港区健康増進計画」（健康増進法に定める市町村健康増進計画）、既に一体的に策定している「港区高齢者保健福祉計画」（老人福祉法に定める市町村老人福祉計画）、「港区障害者計画」（障害者基本法に定める市町村障害者計画）、別冊とした「第9期港区介護保険事業計画」（介護保険法に定める市町村介護保険事業計画）及び「第7期港区障害福祉計画」（障害者総合支援法に定める市町村障害福祉計画）・「第3期港区障害児福祉計画」（児童福祉法に定める市町村障害児福祉計画）のほか、関連する計画を一体的に改定及び策定しました。

今般、新たに一体的に改定及び策定したのは、「港区自殺対策推進計画」（自殺対策基本法に定める市町村自殺対策計画）、「港区食育推進計画」（新規策定、食育基本法に定める市町村食育推進計画）、「港区成年後見制度利用促進基本計画」（成年後見制度の利用の促進に関する法律に定める市町村成年後見制度利用促進基本計画）です。また、上位計画である「港区基本計画」や、「港区子ども・子育て支援事業計画（現：港区子ども・若者・子育て総合支援計画）」等と整合・連携を図りました。

■計画の期間

本計画の対象とする期間は、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間であり、前期3年と後期3年で区分しています。本計画の期間は後期3年に該当する令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までです。

■計画における子ども・子育て分野の施策

- ・多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充
- ・保育施設における保育の質の向上
- ・子育て支援サービスの充実
- ・子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進
- ・子どもの権利擁護を重視した環境づくり
- ・支援が必要な子どもと家庭を確実に支える
- ・子どもの未来を応援する施策の推進

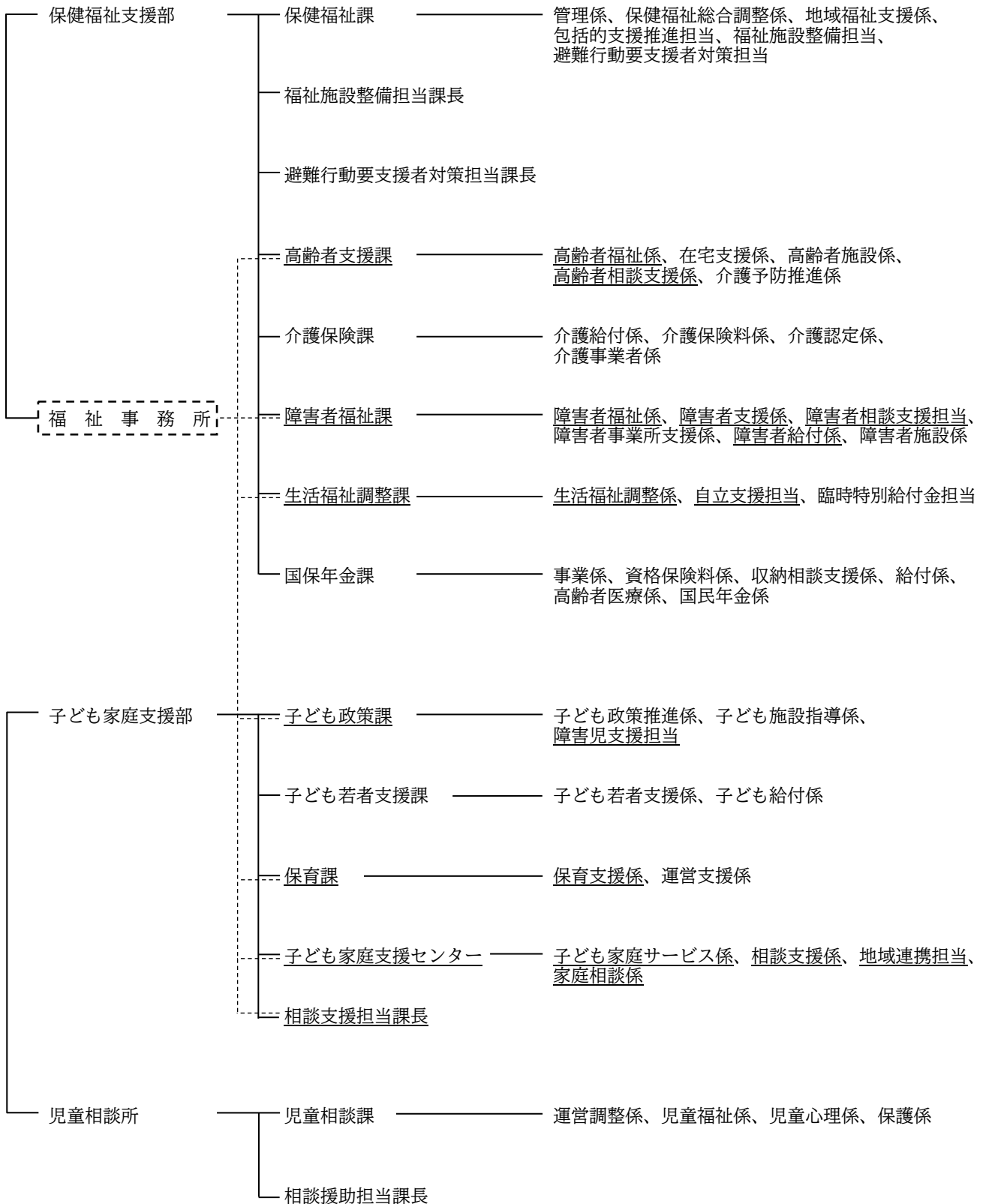
■計画のめざす将来像

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、健やかに、安心して暮らし続けることのできる、
支え合いの地域社会

区民が抱える複雑化、多様化した課題に対して、一体的に対応していくため、本計画を構成している6分野に共通する課題に関し、「人権・権利擁護」「情報発信の強化」「DX、ICTの推進」「担い手確保、人材育成」「生活拠点の確保」「多機関・多職種連携」の6つの観点において分野横断的に取り組んでいきます。

保健福祉支援部、子ども家庭支援部、児童相談所の組織図

令和7年4月1日現在



※図中の下線のある課・係・担当は、福祉事務所を示します。

総合支所の組織図

令和7年4月1日現在



※図中の下線のある課・係は、福祉事務所を示します。

子ども家庭支援部事務事業の概要

令和7年4月1日現在

課	係（担 当）	担当の事務事業（予算・決算等庶務事務は除く）
子ども政策課	子ども政策推進係	子ども・子育て支援施策の計画・調整、子ども・子育て会議の運営、児童福祉審議会の運営、子ども政策総合推進会議の運営、児童福祉施設（助産施設、児童発達支援センター等除く）の設置認可等、児童自立生活援助事業者の届出等に関する事、小規模住宅型養育事業の届出等に関する事、児童施設災害時等緊急メール配信、保育施設等の配置・計画の調整、保育園及び地域型保育事業等の確認、認可外保育施設の設置に係る届出に関する事等
	子ども施設指導係	保育園及び地域型保育事業等の指導監督、認可保育施設の指導監督、児童福祉施設（助産施設、児童発達支援センター等除く）の指導検査、保育実務の助言、指導、研修、実習等
	障害児支援担当	区内認可保育園及び地域型保育事業等施設の障害児巡回指導、保育カウンセリングの実施における連絡調整と現場巡回、入園内定前の障害児面接、障害児入所協議会開催、保育園受け入れに向けての連絡調整、障害児交流保育の連絡調整等
子ども若者支援課	子ども若者支援係	区立児童館・子ども中高生プラザ・学童クラブの全体調整、放課GO→クラブの全体調整、学童クラブ育成料の徴収事務、学童クラブ児童見守りシステムの管理、児童館会計年度任用職員採用、二十歳（はたち）のつどい、子ども110番事業、遊び場対策本部運営、みなとキャンプ村、青少年対策地区委員会活動支援、子ども会活動助成、青少年関係団体指導者等賠償責任保険、子どもの未来応援施策の調整、子どもの孤食解消と保護者支援事業、高校生世代の居場所づくり、結婚支援等
	子ども給付係	児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、出産費用助成、多子世帯移動支援事業、バースデーサポート事業、ひとり親世帯等フードサポート事業等
保育課	保育支援係	保育園在園管理、保育所統計、保育料徴収事務、一時保育に関する事、延長保育に関する事、病児・病後児保育に関する事、認証保育所・認可外保育施設の保育料助成に関する事、年末保育・休日保育に関する事等
	運営支援係	保育園給食運営管理、区立保育園会計年度任用職員採用、私立保育園・地域型保育事業・認証保育所の運営、居宅訪問型保育事業の助成に関する事等
子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係	子ども家庭支援センターの運営、子育て支援サービスの提供（派遣型一時保育、乳幼児等ショートステイ、港区実施事業における一時保育、子育てコーディネーター事業、産前産後家事・育児支援事業、ベビーシッター利用支援事業等）、子育て支援施設の全体調整（子育てひろば、乳幼児一時預かり、みなと保育サポート）、みなと子育てサポートハウス事業、みなと子育て応援プラザ事業、子ども・子育て情報提供（子育てハンドブック、出産・子育て応援メール配信）、ファミリー・アテンダント事業（伴走型支援）等
	相談支援係	子ども・子育てに係る相談及び調査等に関する事、支援対象児童等の相談及び支援等に関する事、みなと相談ねっこの運営、養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業、要支援家庭を対象としたショートステイ事業、産後要支援母子ショートステイ事業等
	地域連携担当	要保護児童対策地域協議会の運営並びに関係機関との連携及び調整に関する事、子ども・子育て支援に係る地域との連携に関する事、ヤングケアラー支援に関する事等
	家庭相談係 〔配偶者暴力相談支援センター〕	母子・父子福祉相談、女性福祉相談、DV相談、家庭相談、母子等緊急一時保護、母子生活支援施設入所、ホームヘルプサービス等ひとり親家庭支援事業、母子及び父子福祉資金貸付、離婚前後の親支援事業、DV被害者支援推進事業、母子生活支援施設の管理運営等

子ども家庭支援部関係施設一覧

※敷地面積は併設施設を含む

※施設名の（ ）は愛称

※R C 造：鉄筋コンクリート

S R C造：鉄骨鉄筋コンクリート

S 造：鉄骨

※区有施設のほか、民有施設・事業実施場所を含む

保育園

(区立)〔22園(分園含む)〕

(令和7年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝	芝保育園	芝5-18-1-101 TEL (3455)4669	昭和 47.7.1	昭和 48.3	3,333.26㎡	S R C造14階建 1,123.49㎡	みなと子育て応援 プラザPokke併 設(都営住宅内設 置)
	芝公園保育園	芝公園2-7-3 TEL (3438)0435	昭和 54.4.1	平成 26.3	1,470.69㎡	S造3階建 2,287.01㎡	
	神明保育園 [指定管理者]株式会社日 本保育サービス [指定期間]H29.4.1～R9. 3.31(10年間)	浜松町1-6-7 プラザ神明1階、 2階、3階 TEL (5733)6822	平成 24.9.1	平成 24.7	—	S R C造地下1階 地上8階建 2,496.72㎡	いきいきプラザ・ 子ども中高生プ ラザ併設
麻布	飯倉保育園	東麻布1-21-2 TEL (3583)1786	昭和 39.4.1	平成 19.2	570.74㎡	S造一部S R C造 地下1階地上5階建 1,182.00㎡	学童クラブ併設
	本村保育園	南麻布4-6-7 TEL (3444)2385	昭和 52.4.1	平成 26.5	—	R C造一部S造4階建 1,196.33㎡	いきいきプラザ・ 子ども中高生プ ラザ併設
	南麻布保育園	南麻布4-2-29-101 TEL (3442)8068	昭和 42.12.1	昭和 42.11	1,278.49㎡	R C造4階建 722.45㎡	都営住宅内設置
	西麻布保育園	西麻布2-13-3 TEL (3409)4924	昭和 46.10.1	平成 26.9	—	S R C造一部R C造、S造 地下1階地上7階建 2,161.14㎡	いきいきプラザ・ 子育てひろば・災 害対策住宅等併設
	麻布保育園	六本木5-16-46 TEL (5545)7135	昭和 26.11.6	平成 26.10	1,969.41㎡	R C造3階建 1,856.40㎡	
	東麻布保育園 [指定管理者] 労働者協同組合ワーカー ズコープ・センター事業 団 [指定期間] H29.4.1～R9. 3.31(10年間)	東麻布2-1-1 TEL (3584)3811	平成 29.4.1	昭和 42.3	—	R C造一部S造4階建 1,383.55㎡	東麻布二丁目複 合施設内
	元麻布保育園 [指定管理者] 芳美会・おれんじハウス 保育園共同事業体 [指定期間] R7.4.1～R17. 3.31(10年間)	元麻布2-14-12 TEL (5422)7338	令和 2.1.1	令和 元.11	2,952.79㎡	R C造一部S造2階建 3,087.72㎡	
赤坂	赤坂保育園	赤坂5-5-26-101 TEL (3583)2156	昭和 53.10.1	昭和 54.4	3,357.67㎡	S R C造地下1階 地上9階建 792.56㎡	都営住宅内設置
	南青山保育園	南青山1-3-15 TEL (3401)1650	昭和 46.2.1	平成 19.3	6,784.48㎡ (青山一丁目 スクエア全体)	R C造地下2階 地上14階建 1,100.00㎡	都営住宅内設置
	青山保育園	北青山3-4-1-101 TEL (3401)1723	昭和 37.12.1	令和 元.10	8,817.98㎡	R C造一部S造 地上20階建 1,178.22㎡	令和2年3月1 日移転 都営住宅内設置
高輪	高輪保育園	高輪3-18-15 TEL (3449)1641	昭和 48.9.1	平成 22.12	1,336.87㎡	R C造一部S造 地下1階地上3階建 1,384.30㎡	児童館・いきいき プラザ併設
	伊皿子坂保育園	三田4-19-30 TEL (3444)7601	平成 25.9.1	平成 25.7	1,118.04㎡	R C造3階建 1,664.82㎡	志田町保育園 (平成25年8月31 日まで)から移転
	白金保育園	白金3-10-12 TEL (3441)5076	昭和 36.4.1	平成 4.5	1,133.84㎡	R C造地下1階 地上3階建 1,320.35㎡	いきいきプラザ・ みなと保育サポ ート併設

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
高輪	神応保育園 [指定管理者]株式会社アソシエ・インターナショナル [指定期間] R5.4.1～R15.3.31(10年間)	白金6-9-5 神応ほっとプラザ1階、2階 TEL (5422)6363	令和 5.4.1	昭和 42.3	—	(本棟)RC造一部S造4階建 (体育館)SRC造2階建 2,130.09㎡	いきいきプラザ・学童クラブ併設
芝浦 港南	こうなん保育園	港南4-2-3-101 TEL (3450)3800	平成 14.4.1	平成 13.10	2,040.33㎡	RC造一部SRC造6階建 1,185.33㎡	都営住宅内設置
	台場保育園	台場1-5-1 TEL (5500)2360	平成 8.4.1	平成 8.2	—	SRC造一部RC造 地下1階地上13階建 1,233.48㎡	台場分室等併設
	たかはま保育園 [指定管理者]株式会社日本保育サービス [指定期間] H30.4.1～R10.3.31(10年間)	港南4-3-7 TEL (5781)0255	平成 24.12.1	平成 24.10	—	RC造一部S造地上3階建 2,414.82㎡	港南子ども中高生プラザ内
	しばうら保育園 [指定管理者]小学館アカデミー・太平ビルサービス共同事業グループ [指定期間] R7.4.1～R17.3.31(10年間)	芝浦3-1-16 TEL (5232)1130	平成 27.10.1	平成 27.8	3,036.32㎡	RC造一部S造地上6階建 5,944.99㎡	子育てひろばあっぱい芝浦併設
	しばうら保育園分園 [指定管理者]小学館アカデミー・太平ビルサービス共同事業グループ [指定期間] R7.4.1～R17.3.31(10年間)	芝浦1-16-1 TEL (6453)6346	平成 29.4.1	平成 29.2	—	S造一部SRC造、RC造 地下1階地上8階建 446.11㎡	芝浦港南地区総合支所内

認定こども園

(区立)〔1園〕

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝浦アイランドこども園 [指定管理者]公益財団法人東京YMCA [指定期間] H29.4.1～R9.3.31(10年間)	芝浦4-20-1 TEL (5443)7337	平成 19.4.1	平成 19.3	1,800.00㎡	SRC造地下1階 地上4階建 1,832.90㎡	児童高齢者交流プラザ併設

保育園

(私立)〔68園(分園含む)〕

(令和7年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
芝	アスク芝公園保育園	芝2-12-16 TEL (5439)9398	平成 28.4.1	平成 28.3	338.68㎡	RC造5階建 (地上1～4階部分) 653.71㎡
	太陽の子三田保育園	三田1-2-18 TTD PLAZAビル 2階 TEL (5439)6390	平成 26.4.1	平成 4.11	1,449.74㎡	SRC造地下1階地上9階建 (地上2階部分) 533.07㎡
	アイグラン保育園 赤羽橋	三田1-3-31 Forecast三田 2階 TEL (6453)9325	平成 25.8.1	平成 21.9	491.40㎡	S造5階建 (地上2階部分) 387.07㎡
	こころ新橋保育園	新橋6-4-3 ル・グラシエルビル7号館 2階 TEL (6432)0941	平成 29.4.1	平成 5.7	2,989.89㎡	SRC造地下1階地上8階建 (地上2階部分) 380.22㎡
	グローバルキッズ 虎ノ門保育園	虎ノ門3-19-13 虎ノ門スピリットビル 3階 TEL (5473)7668	平成 26.12.1	昭和 56.5	742.32㎡	SRC造地下1階地上8階建 (地上3階部分) 470.44㎡
	小鳩ナーサリースクール 浜離宮	浜松町1-3-1 TEL (6432)0123	平成 31.4.1	平成 30.10	5,162.36㎡	RC造一部S造及びSRC造 地下1階地上37階建 (地上2階部分) 195.84㎡

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
芝	ニチイキッズ芝公園保育園	芝2-1-27 穴水ビル2階 TEL (5765)5075	令和 元.8.1	平成 18.3	916.73㎡	R C造地上3階建 (地上2階部分) 267.54㎡
	にじいろ保育園竹芝	海岸1-13-15 TEL (6381)5195	令和 2.10.1	令和 2.5	3,434.49㎡	R C造一部S造地上18階建 (地上1階部分) 355.39㎡
	にじいろ保育園竹芝分園	海岸1-6-1 TEL (6432)0895	令和 6.4.1	令和 5.7	14,407.35㎡	S R C造地上32階建 (地上1・2階部分) 543.53㎡
	にじいろ保育園新橋	新橋6-11-13 TEL (6432)0540	令和 4.4.1	令和 3.12	952.24㎡	R C造一部S造地上27階建 (地上1～4階部分) 576.38㎡
	にじいろ保育園三田	芝5-33-11 田町タワー 3階 TEL (6381)7980	令和 6.4.1	令和 6.2	8,617.93㎡	S造地上29階建 (地上3階部分) 412.11㎡
	汐留サーノ保育園	浜松町1-1-11 TEL (6452)8944	令和 4.8.1	令和 4.6	674.26㎡	R C造3階建 956.23㎡
麻布	まなびの森保育園麻布	南麻布1-8-11 (東町小学校内) TEL (3455)3066	平成 23.10.1	昭和 48.3	5,758.00㎡	R C造4階建 (地上1階部分) 386.94㎡
	アイグラン保育園 南麻布	南麻布2-11-10 OJビル 3階 TEL (6453)7970	平成 26.12.1	平成 5.12	1,293.03㎡	S R C造地下1階地上8階建 (地上3階部分) 741.36㎡
	太陽の子南麻布保育園	南麻布4-11-30 南麻布渋谷ビル 2階 TEL (5488)8070	平成 26.4.1	平成 5.6	1,700.07㎡	S R C造地下1階地上7階建 (地上2階部分) 513.51㎡
	アイグラン保育園 元麻布	元麻布3-2-19 MOMON六本木ビル 1階、2階 TEL (6447)1871	平成 25.12.1	昭和 62.6	341.21㎡	S R C造6階建 (地上1・2階部分) 356.07㎡
	まちの保育園六本木	六本木1-9-10 アークヒルズ 仙石山森タワー TEL (6441)2478	平成 24.12.1	平成 24.7	15,367.75㎡	R C造一部S造地下4階 地上48階建 (地上1階部分) 246.70㎡
	まちの保育園六本木分園	虎ノ門 5-5-1 アークヒルズ 仙石山テラス 103 TEL (6450)1726	平成 26.4.1	平成 24.7	15,367.75㎡	R C造一部S造地下4階 地上48階建 (地上1階部分) 200.17㎡
	コスモス西麻布保育園	西麻布2-2-2 NK青山ホームズ 1階B TEL (6427)3733	平成 30.4.1	平成 11.11	2,838.54㎡	S R C造7階建 (地上1階部分) 279.00㎡
	AIAI NURSERY麻布十番	東麻布2-32-7 ROJU HIGASHIAZABU 2階 TEL (5545)5461	平成 29.12.1	平成 4.5	474.62㎡	S R C造地下1階地上3階建 (地上2階部分) 408.98㎡
	ふたばクラブ 東麻布保育園	東麻布1-5-6 TEL (5797)8728	平成 31.4.1	平成 31.1	184.26㎡	S造地上3階建 383.29㎡
	まなびの森保育園 麻布十番	南麻布1-14-1 TEL (6436)7887	令和 2.4.1	令和 2.3	306.62㎡	S造地上3階建 686.12㎡
	麻布十番ちとせ保育園	麻布十番1-3-2 TEL (3586)1058	令和 2.4.1	令和 2.1	354.34㎡	木造地上2階建 411.41㎡
	sakura保育園六本木	六本木4-5-11 TEL (6434)5011	令和 3.4.1	令和 2.12	209.19㎡	R C造地上4階建 529.35㎡
	リトルパルズ保育園 六本木	六本木6-5-27 TEL (050)1741-0790	令和 3.4.1	令和 3.3	528.61㎡	R C造地上3階建 585.96㎡
赤坂	赤坂ちとせ保育園	赤坂4-7-15 陽栄光和ビル 1階 TEL (6459)1012	平成 27.4.1	平成 13.10	583.15㎡	R造5階建 (地上1階部分) 257.12㎡
	太陽の子赤坂保育園	赤坂8-12-16 NOZY AKASAKA 1階、2階、3階 TEL (6434)9431	平成 28.4.1	平成 28.2	274.83㎡	R C造6階建 (地上1～3階部分) 464.54㎡
	アイグラン 保育園青山一丁目	南青山1-3-1 パークアクシス 青山一丁目タワー 2階 TEL (6459)2860	平成 26.4.1	平成 19.1	3,744.54㎡	R C造地下2階地上46階建 (地上2階部分) 404.53㎡

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
赤坂	太陽の子南青山保育園	南青山4-1-6 セブン南青山ビル 1階・2階 TEL (5413)5512	平成 26.4.1	平成 4.1	493.38㎡	SRC造地下1階地上7階建 (地上1・2階部分) 445.40㎡
	小学館アカデミー 南青山保育園	南青山4-15-8 南青山246ビル TEL (5770)1512	平成 24.4.1	平成 4.5	361.10㎡	RC造地下1階地上3階建 (地下1階、地上1・2階部分) 356.87㎡
	赤坂山王保育園	赤坂4-1-26 TEL (5114)5605	令和 2.4.1	令和 2.2	6,714.68㎡	S造一部RC造及びSRC造 地下1階地上11階建 (地上1～3階部分) 2,096.35㎡
	赤坂クレア保育園	赤坂4-9-3 TEL (6812)9268	令和 2.4.1	令和 2.2	247.80㎡	RC造地上5階建 620.07㎡
	おはよう保育園 ののあおやま	北青山3-4-3 TEL (6447)0195	令和 2.7.1	令和 2.5	7,895.01㎡	RC造一部S造 地下1階地上25階建 (地上1・2階部分) 227.26㎡
	まちの保育園 南青山	南青山2-5-17 POLA青山ビルディング 3階 TEL (6432)9870	令和 6.4.1	令和 6.2	2,465.81㎡	S造、一部SRC造及びRC造 地下2階地上16階建 (地上3階部分) 381.63㎡
高輪	太陽の子 三田五丁目保育園	三田5-4-3 三田プラザビル 3階 TEL (5439)6775	平成 27.4.1	平成 3.4	512.28㎡	RC造6階建 (地上3階部分) 401.38㎡
	みなと保育園	高輪1-6-9 TEL (3443)3406	昭和 52.4.1	昭和 52.3	306.01㎡	RC造2階建 441.64㎡
	愛星保育園	高輪1-27-40 TEL (3441)5410	昭和 32.11.1	平成 15.1	478.08㎡	RC造3階建 598.14㎡
	ミアヘルサ保育園 ゆらりん高輪	高輪1-5-38 HUG高輪 1階、2階 TEL (5422)6170	令和 6.4.1	平成 28.2	1,092.63㎡	RC造地上3階建 (地上1・2階部分) 598.69㎡
	高輪夢保育園	高輪3-4-3 TEL (5791)9680	平成 26.4.1	昭和 58.10	477.77㎡	SRC造一部RC造及び S造8階建(地上3階部分) 337.79㎡
	ミアヘルサ保育園 ゆらりん白金	白金1-26-10 白金K-FLAT 1階、2階の一部 TEL (6409)6310	令和 6.4.1	平成 16.1	467.85㎡	RC造地上6階建 (地上1・2階部分) 356.75㎡
	みつばち保育園	白金4-7-2 TEL (3444)8767	昭和 54.12.27	昭和 61.7	173.90㎡	RC造地下1階地上3階建 (地下1階、地上1階部分) 223.60㎡
	ニチイキッズ 白金台保育園	白金台2-26-10 グリーンオーク高輪台 2階 TEL (5791)2161	平成 26.4.1	平成 22.2	569.45㎡	S造地下1階地上11階建 (地上2階部分) 447.97㎡
	高輪さつき保育園	高輪1-16-15 自動車部品会館 2階 TEL (3473)2320	平成 30.7.1	昭和 44.10	882.11㎡	RC造地上8階建 (地上2階部分) 410.4㎡
	えほんのもり 白金台保育園	白金台2-11-3 TEL (6450)3546	平成 31.4.1	平成 31.2	194.05㎡	RC造地上7階建 (地上1・2階部分) 249.54㎡
	さくらさくみらい高輪	高輪2-6-21 TEL (5860)2339	平成 31.4.1	平成 31.1	397.86㎡	S造地上4階建 (地上1・2・3階部分) 532.88㎡
	ミアヘルサ保育園 ひびき白金高輪	白金3-2-3 TEL (5860)2251	平成 31.4.1	平成 8.8	474.17㎡	SRC造地上7階建 (地上1階部分) 226.88㎡
	うれしい保育園 白金高輪	三田5-17-2 TEL (5795)2310	令和 2.4.1	令和 2.1	243.21㎡	S造地上3階建 425.77㎡
	ほっぺるランド 高輪二丁目	高輪2-16-8 TEL (5422)9781	令和 2.4.1	令和 2.2	225.88㎡	S造地上4階建 513.39㎡
	アイグラン保育園 白金台	白金台3-13-18 TEL (6277)4494	令和 3.4.1	令和 3.2	855.41㎡	RC造一部S造地上3階建 915.93㎡

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
高輪	スターチャイルド 白金高輪ナーサリー	白金1-2-1 白金ザ・スカイ 1階 TEL (5421)7061	令和 5.4.1	令和 5.3	11,087.01㎡	R C造一部S造地上45階建 350.77㎡
	ポピンズナーサリー スクールそら 高輪ゲートウェイ駅前	高輪2-21-1 THE LINKPILLAR 1 NORTH 1階 TEL (6409)6270	令和 7.4.1	令和 7.3	38,281.26㎡	S造一部R C造及びS R C造 地上30階建 498.04㎡
芝浦 港南	太陽の子 シーバンス保育園	芝浦1-2-2 シーバンス アモール 3階 TEL (5439)4014	平成 27.4.1	平成 3.1	26,468.49㎡	S造一部S R C造、R C造 地下2階地上24階建 (地上3階部分) 791.35㎡
	太陽の子 芝浦一丁目保育園	芝浦1-9-7 芝浦おもだかビル 2階、3階 TEL (5439)5251	平成 26.9.1	昭和 63.3	599.56㎡	S R C造7階建 (地上2・3階部分) 606.20㎡
	アンジェリカ田町 保育園	芝浦1-6-41 グローバルフロントタワー 1階 TEL (6435)2157	平成 28.4.1	平成 27.9	10,590.01㎡	R C造34階建 (地上1階部分) 385.89㎡
	にじのいるか保育園 芝浦	芝浦2-3-31 第二高取ビル 2階 TEL (6435)3804	平成 25.8.1	昭和 61.4	684.61㎡	R C造6階建 (地上2階部分) 449.26㎡
	太陽の子 芝浦三丁目保育園	芝浦3-20-2 山楽ビル 2階、3階 TEL (5439)6206	平成 26.4.1	昭和 54.12	327.92㎡	R C造一部S R C造7階建 (地上2・3階部分) 416.72㎡
	アスク芝浦4丁目 保育園	芝浦4-12-28 TEL (6435)2855	平成 23.4.1	昭和 63.2	820.76㎡	S R C造 地下1階地上8階建 (地上1階部分) 354.36㎡
	ミアヘルサ保育園 ゆらりん港南	港南1-6-27 芝浦クリスタル品川港南 2階 TEL (6712)1188	令和 6.4.1	平成 23.2	3,711.61㎡	S造一部S R C造 地下2階地上18階建 (地上2階部分) 414.98㎡
	グローバルキッズ 港南保育園	港南4-1-8 リバーージュ品川 2階 TEL (3450)6130	平成 27.4.1	平成 5.11	5,800.51㎡	S R C造 地下1階地上14階建 (地上2階部分) 678.48㎡
	ベネッセ港南保育園	港南4-6-7 TEL (5783)5871	平成 19.4.1	平成 19.3	7,013.45㎡	R C造 地下2階地上41階建 (地上2階部分) 399.81㎡
	ふたばクラブ 港南保育園	港南2-16-6 CanonSタワー TEL (6712)9428	平成 30.4.1	平成 11.11	4,066.64㎡	S R C造 地下4階地上29階建 (地下1階部分) 122.77㎡
	ミアヘルサ保育園 ゆらりんはあと	港南1-8-23 Shinagawa HEART 2階 TEL (6260)0873	令和 6.4.1	平成 31.1	3,969.84㎡	S造、S R C造 地下2階地上26階建 (地上2階部分) 376.50㎡
	ミアヘルサ保育園 ゆらりん港南緑水	港南4-7-37 (港南緑水公園内) TEL (5781)2781	令和 6.4.1	平成 30.12	1,663.80㎡	S造地上2階建 879.25㎡
	デイジー保育園芝浦	芝浦4-17-3 芝浦NAビル3階 TEL (6275)1903	令和 元.6.1	平成 4.10	661.12㎡	S造一部R C造 地下1階地上7階建 (地上3階部分) 392.00㎡
	にじいろ保育園 海岸三丁目	海岸3-16-6 TEL (6722)6865	令和 2.4.1	令和 2.1	981.71㎡	木造地上2階建 861.48㎡
	太陽の子 芝浦二丁目保育園	芝浦2-9-1 ブランズタワー芝浦 2階 TEL (6435)4635	令和 4.4.1	令和 3.9	4,456.49㎡	R C造 地上32階地下1階建 (地上1・2階部分) 461.17㎡
	ポピンズナーサリー スクール芝浦ベイ	芝浦4-15-1 プラウドタワー芝浦 2階 TEL (6435)3439	令和 6.4.1	令和 6.2	4,134.51㎡	R C造地上33階建 (地上1・2階部分) 499.42㎡
	太陽の子 港南三丁目保育園	港南3-5-21 ロイヤルパークス品川 2階 TEL (6712)8455	令和 7.4.1	令和 6.12	3,958.41㎡	R C一部S造 地下1階地上28階建 541.56㎡

小規模保育事業所

〔10か所〕

(令和7年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
芝	こころナーサリ-新橋	新橋5-35-10 新橋アネックス 1階 TEL (6435)8377	平成 30.4.1	昭和 50.11	735.68㎡	RC造5階建 (地上1階部分) 184.79㎡
	ふらわあきつず保育園 新橋	新橋3-3-13 TsaoHibiya 1階 TEL (6550)8800	平成 30.4.1	平成 29.11	612.57㎡	SRC造地下1階地上12階建 (地上1階部分) 73.48㎡
麻布	デイジー保育園 麻布十番	麻布十番3-10-12 シティ麻布 2階 TEL (6809)6353	平成 29.4.1	昭和 61.3	525.86㎡	SRC造8階建 (地上2階部分) 99.01㎡
	デイジー保育園 麻布十番フォレスト	麻布十番3-10-12 シティ麻布 3階 TEL (5439)9241	平成 29.12.1	昭和 61.3	525.86㎡	SRC造8階建 (地上3階部分) 99.32㎡
	ここいく保育園西麻布	西麻布4-10-1 MFビル 1階 TEL (6419)7333	平成 30.4.1	昭和 63.3	169.21㎡	RC造地下1階地上5階建 (地上1階部分) 125.51㎡
赤坂	sakura保育園	赤坂2-12-17 Martial Artsタワー1階 TEL (6426)5097	平成 29.12.1	平成 29.7	130.88㎡	S造7階地下1階建 (地上1階部分) 93.22㎡
高輪	ふらわあきつず保育園 三田	三田5-5-7 ミタ5ゲートタワー 1階 TEL (6809)5303	平成 29.4.1	平成 15.3	153.89㎡	RC造8階建 (地上1階部分) 92.78㎡
	ちゃいんど・はっぴっ び!!白金保育園	白金3-2-9 1階 TEL (6629)5180	平成 30.4.1	平成 15.3	755.95㎡	RC造9階建 (地上1階部分) 56.80㎡
芝浦 港南	港南あおぞら保育園	港南3-8-1 住友不動産品川港南ビル TEL (6712)1988	平成 28.7.1	平成 元.5	3,185.08㎡	SRC造12階建 (地上1階部分) 235.47㎡
	にじのそら保育園芝浦	芝浦1-14-6 BSビル 1階 TEL (6722)0425	平成 29.12.1	平成 5.3	330.59㎡	SRC造6階建 (地上1階部分) 176.61㎡

港区保育室

〔9か所〕

(令和7年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	敷地面積	延床面積	備考
芝	芝公園二丁目保育室	芝公園2-12-10 TEL (3436)6611	平成 30.4.1	578.74㎡	735.72㎡	
赤坂	青南保育室	南青山4-19-18 TEL (5770)3933	平成 22.4.1	1,179.37㎡	997.92㎡	
	第二青南保育室	南青山4-19-5 TEL (5770)5366	平成 27.8.1	922.22㎡	994.68㎡	
高輪	桂坂保育室	高輪3-19-36 TEL (5475)6646	平成 23.5.1	3,160.27㎡	2,201.27㎡	
	志田町保育室	白金1-11-16 TEL (6277)2582	平成 26.4.1	1,749.80㎡	920.16㎡	
	白金三丁目保育室	白金3-7-13 TEL (6455)7171	平成 30.11.1	376.52㎡	409.20㎡	
芝浦 港南	たまち保育室	芝浦3-4-1 グランパークプラザ棟 2階 TEL (5484)6088	平成 22.6.1	—	819.88㎡	
	芝浦橋保育室	芝浦4-6-8 田町ファーストビル 2階 TEL (6865)1004	平成 25.12.1	—	1,501.45㎡	
	五色橋保育室	海岸3-5-13 TEL (6435)3201	平成 29.9.1	—	663.00㎡	

病児・病後児保育室

〔7か所〕

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備考
愛育クリニック附属 あいいく病児保育室	南麻布5-6-8 TEL (5420)6419	平成 17.4.1	75.85㎡	
病児保育室 サニーガーデン こどもケアルーム	麻布十番1-10-3 モンテプラザ麻布 2階 TEL (5544)9908	令和 7.1.20	167.61㎡	
とようら小児科附属 ひまわり保育室	芝浦3-11-5 第三協栄ビル 2階 TEL (5442)8872	平成 17.9.1	95.81㎡	
芝浦こどもクリニック 附属芝浦病児保育室	芝浦4-20-4 芝浦アイランドブルームホームズクリ ニックモール ドクターズポート芝浦アイランド 1階 TEL (5730)0117	平成 21.1.5	104.60㎡	
チャイルドケア ばんびに病児保育室	白金台3-16-8 クレール白金台 2階 TEL (5424)6003	平成 29.12.1	65.88㎡	
赤坂山王病児保育室	赤坂4-1-26 3階 TEL (6230)3761	平成 30.4.1	107.96㎡	
南青山病後児保育室	南青山1-3-15 青山一丁目スクエア内S棟 1階 TEL (3408)0466	平成 19.6.1	76.97㎡	南青山保育園併設

児童館・学童クラブ

〔12か所〕

(令和7年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
麻布	飯倉学童クラブ	東麻布1-21-2 TEL (3583)6355	平成 19.4.1	平成 19.2	—	S造一部SRC造地下1階 地上5階建 738.65㎡	保育園内
	東麻布学童クラブ	東麻布2-1-1 TEL (3568)1042	平成 25.4.1	昭和 42.3	—	RC造一部S造4階建 396.68㎡	東麻布二丁目 複合施設内
	南麻布学童クラブ	南麻布2-11-10 TEL (6809)5291	平成 27.4.1	平成 5.10	—	SRC造地下1階地上8階建 588.66㎡	OJビル内
高輪	豊岡児童館	三田5-7-7 TEL (3453)1592	昭和 55.9.20	昭和 55.7	615.36㎡	RC造地下1階地上4階建 585.91㎡	いきいきプラ ザ併設
	高輪児童館	高輪3-18-15 TEL (3449)1642	昭和 48.8.20	平成 22.12	—	RC造一部S造地下1階 地上3階建 930.52㎡	いきいきプラ ザ・保育園併設
	白金台児童館	白金台4-8-5 TEL (3444)1899	平成 2.2.20	平成 2.2	1,323.08㎡	SRC造地下2階地上4階建 981.72㎡	いきいきプラ ザ併設
	桂坂学童クラブ	高輪2-12-24 TEL (6455)7973	平成 27.4.1	平成 3.10	—	RC造地下1階地上5階建 996.62㎡	高輪桂坂ビル 内
	神応学童クラブ	白金6-9-5 TEL (5422)7535	令和 5.4.1	昭和 42.3	—	(本棟)RC造一部S造4階建、 (体育館)SRC造2階建 777.96㎡	いきいきプラ ザ・保育園併 設
	白金台学童クラブ (ゆかしの杜学童 クラブ)	白金台4-6-2 TEL (6450)4014	平成 30.4.1	昭和 13.10	—	SRC造地下1階地上6階 搭屋4階建 326.62㎡	郷土歴史館併 設
芝浦港南	台場児童館	台場1-5-1 TEL (5500)2363	平成 8.4.1	平成 8.2	—	SRC造一部RC造地下1階 地上13階建 973.96㎡	台場分室等併 設
	芝浦学童クラブ	芝浦4-12-28 TEL (5439)5680	平成 26.4.1	昭和 63.1	—	SRC造地下1階地上8階建 1,475.27㎡	芝浦中島ビル 内
	五色橋学童クラブ	海岸3-5-13 TEL (6435)2745	平成 29.9.1	昭和 61.4	—	SRC造地上8階建 1,093.19㎡	五色橋ビル内

子ども中高生プラザ

(区立)〔6館〕

(令和7年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝	神明子ども中高生プラザ 〔指定管理者〕 株式会社日本保育サービス 〔指定期間〕R4.4.1～R9.3.31(5年間)	浜松町1-6-7 TEL (5733)5199	平成 24.9.1	平成 24.7	—	SRC造地下1階 地上8階建 1,325.16㎡	いきいきプラザ・ 保育園併設
麻布	麻布子ども中高生プラザ 〔指定管理者〕 公益財団法人児童育成協会 〔指定期間〕R7.4.1～R12.3.31(5年間)	南麻布4-6-7 TEL (5447)0611	平成 26.9.1	平成 26.5	—	RC造一部S造 地上4階建 1,637.03㎡	ありすいきいき プラザ内
赤坂	赤坂子ども中高生プラザ (プラザ赤坂なんで～も) 〔指定管理者〕 社会福祉法人東京聖学院 〔指定期間〕R4.4.1～R9.3.31(5年間)	赤坂6-6-14 TEL (5561)7830	平成 15.4.1	平成 15.2	—	RC造地下1階 地上4階建 1,769.05㎡	特別養護老人ホーム サン・サン赤坂 併設
	赤坂子ども中高生プラザ 青山館(カリッパ) 〔指定管理者〕 社会福祉法人東京聖学院 〔指定期間〕R4.4.1～R9.3.31(5年間)	北青山3-4-1 -201 TEL (5786)6567	令和 2.4.1	令和 元.10	—	RC造一部S造 地上20階建 861.49㎡	保育園併設 (都営住宅内設置)
高輪	高輪子ども中高生プラザ (TAP) 〔指定管理者〕 一般財団法人本所賀川記念館 〔指定期間〕R4.4.1～R9.3.31(5年間)	高輪1-4-35 TEL (3443)1555	平成 23.12.1	平成 23.10	2,704.82㎡	S造一部RC造 地上4階建 3,297.12㎡	高輪図書館分室 併設
芝浦 港南	港南子ども中高生プラザ (プラリバ) 〔指定管理者〕 本所賀川記念館・太平ビルサービス共同 事業体 〔指定期間〕R5.4.1～R10.3.31(5年間)	港南4-3-7 TEL (3450)9576	平成 18.4.1	平成 24.10	4,788.28㎡	RC造一部S造 地上3階建 3,985.43㎡	たかはま保育園 併設

児童高齢者交流プラザ

(区立)〔1か所〕

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝浦アイランド 児童高齢者交流プラザ (あいぶら) 〔指定管理者〕公益財団法人東京YMCA 〔指定期間〕R4.4.1～R9.3.31(5年間)	芝浦4-20-1 TEL (5443)7338	平成 19.4.1	平成 19.3	—	SRC造地下1階 地上4階建 1,928.30㎡	こども園内

放課GO→クラブ

〔18か所〕

(令和7年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積※	備考
芝	放課GO→クラブおなりもん	芝公園3-2-4 TEL (3431)2767	平成 20.6.9	108.72㎡	御成門学園御成門小学校内
	放課GO→クラブしば	芝2-21-3 TEL (3456)5082	平成 18.4.1	305.36㎡	芝小学校内
	放課GO→クラブあかばね	三田2-6-2 TEL (5443)0331	平成 29.4.1	192.00㎡	赤羽小学校内
麻布	放課GO→クラブあぎぶ	麻布台1-5-15 TEL (3583)5883	平成 25.4.1	120.00㎡	麻布小学校内
	放課GO→クラブなんざん	元麻布3-8-15 TEL (3470)9699	平成 18.4.1	216.00㎡	南山小学校内
	放課GO→クラブほんむら	南麻布3-9-33 TEL (3473)4781	平成 20.10.1	128.00㎡	本村小学校内
	放課GO→クラブこうがい	西麻布3-11-16 TEL (3404)3301	平成 21.4.1	190.00㎡	筈小学校内
	放課GO→クラブひがしまち	南麻布1-8-11 TEL (3451)7728	平成 23.4.1	107.37㎡	東町小学校内

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積※	備考
赤坂	放課ＧＯ→クラブあかさか	赤坂8-13-29 TEL (3404)6931	平成 29.4.1	194.00㎡	赤坂学園赤坂小学校内
	放課ＧＯ→クラブあおやま	南青山2-21-2 TEL (5474)2760	平成 27.4.1	183.00㎡	青山小学校内
	放課ＧＯ→クラブせいなん	南青山4-19-7 TEL (3404)8610	平成 27.11.1	355.99㎡	青山生涯学習館併設
高輪	放課ＧＯ→クラブみた	白金3-18-2 TEL (3445)9200	令和 6.4.1	157.06㎡	御田小学校仮校舎 (旧三光小学校)内
	放課ＧＯ→クラブたかなわだい	高輪2-8-24 TEL (5449)6911	令和 2.7.1	120.40㎡	高輪台小学校内
	放課ＧＯ→クラブしろかね	白金台1-4-26 TEL (3440)4321	平成 28.4.1	160.00㎡	白金小学校内
	放課ＧＯ→クラブしろかねのおか	白金4-1-12 TEL (3441)8395	平成 27.4.1	239.08㎡	白金の丘学園白金の丘小学校内
芝浦港南	放課ＧＯ→クラブしばうら	芝浦4-8-18 TEL (5476)6877	平成 23.4.1	118.70㎡	芝浦小学校内
	放課ＧＯ→クラブしばはま	芝浦1-16-31 TEL (5427)4188	令和 4.4.1	404.19㎡	芝浜小学校内
	放課ＧＯ→クラブこうなん	港南4-3-28 TEL (6718)4230	平成 30.4.1	250.93㎡	港南小学校敷地内

※延床面積は、放課ＧＯ→クラブとして使用している部分を指します。

※放課ＧＯ→クラブの開設時期は、学童クラブ事業付置の日付を指します。

子どもふれあいルーム

〔1か所〕

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備考
子どもふれあいルーム	西麻布2-13-3 TEL (5467)7176	平成 26.11.1	356.77㎡	西麻布いきいきプラザ内 面積に子育てひろばあっぱい西麻 布部分を含む

港区児童相談所

〔1か所〕

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
港区児童相談所 (港区子ども家庭総合支援 センター(ミナトイク))	南青山5-7-11 TEL (5962)6500	令和 3.4.1	令和 3.2	3,167.58㎡	R C造4階建 3,503.67㎡	子ども家庭支援 センター、母子 生活支援施設メ ゾン・ド・あじさ い併設

子ども家庭支援センター

(区立)〔1か所〕

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
子ども家庭支援センター (港区子ども家庭総合支援 センター(ミナトイク))	南青山5-7-11 TEL (5962)7201	平成 17.10.31	令和 3.2	—	R C造4階建 680.51㎡	港区児童相談所 内

子育てひろば

〔11か所〕

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備考
みなと子育てサポートハウス 「あい・ぽーと」	南青山2-25-1 TEL (5786)3250	平成 15.9.16	750.00㎡	
みなと子育て応援プラザ Pokke	芝5-18-1-102 TEL (6435)0411	平成 20.10.30	821.64㎡	都営住宅内
子育てひろば あっぱい台場	台場1-7-1 アクアシティお台場4階 TEL (5520)9061	平成 20.8.20	86.18㎡	アクアシティお台場内
子育てひろば あっぱい麻布	六本木5-12-24 TEL (5114)9900	平成 20.12.16※	309.50㎡	麻布図書館内
子育てひろば あっぱい港南	港南2-3-13 品川フロン トビルキッズ館 3階 TEL (6712)0688	平成 23.1.4	131.54㎡	品川フロントビルキッズ館内
子育てひろば あっぱい港南四丁目	港南4-2-4 TEL (5796)8862	平成 25.4.1	196.44㎡	都営住宅内 面積にみなと保育サポート港南四 丁目部分を含む
子育てひろば あっぱい新橋	新橋6-4-2 TEL (5425)7525	平成 26.4.1	553.66㎡	きらきらプラザ新橋内
子育てひろば あっぱい西麻布	西麻布2-13-3 TEL (5467)7175	平成 26.11.1	356.77㎡	西麻布いきいきプラザ内 面積に子どもふれあいルーム部分 を含む
子育てひろば あっぱい芝浦	芝浦3-1-16 TEL (5730)3252	平成 27.10.1	652.54㎡	しばうら保育園内
子育てひろば あっぱい赤坂	赤坂9-4-2 パークコート 赤坂檜町ザタワー 2階 TEL (3475)3900	平成 30.3.26	370.00㎡	面積にみなと保育サポート赤坂部 分を含む
子育てひろば あっぱい白金台	白金台4-6-2 ゆかしの杜 1階 TEL (6450)4249	平成 30.4.1	430.08㎡	面積にみなと保育サポート白金台 部分を含む

※現施設での開設は平成26年7月1日です。

みなと保育サポート

〔5か所〕

(令和7年4月1日現在)

施 設 名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備 考
みなと保育サポート白金	白金3-10-12 白金保育園 2階 TEL (5423)4909	平成 24.4.1	127.68㎡	いきいきプラザ・保育園併設
みなと保育サポート 港南四丁目	港南4-2-4 TEL (5796)8861	平成 25.4.22	196.44㎡	都営住宅内 面積に子育てひろばあっぱい港南 四丁目部分を含む
みなと保育サポート東麻布	東麻布2-1-1 TEL (5544)8461	平成 26.4.1	61.32㎡	東麻布二丁目複合施設内
みなと保育サポート赤坂	赤坂9-4-2 パークコート 赤坂檜町ザタワー 2階 TEL (3475)3902	平成 30.3.26	370.00㎡	面積に子育てひろばあっぱい赤坂 部分を含む
みなと保育サポート白金台	白金台4-6-2 ゆかしの杜 1階 TEL (6450)4298	平成 30.4.1	430.08㎡	面積に子育てひろばあっぱい白金 台部分を含む

母子生活支援施設

(区 立) 〔1か所〕

(令和7年4月1日現在)

施 設 名	所在地	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備 考
母子生活支援施設 メゾン・ド・あじさい (港区子ども家庭総合支援 センター (ミナトイク)) [指定管理者] 社会福祉法人特別区社会福祉事業団 [指定期間]R3.4.1~R13.3.31 (10年間)	南青山5-7-12	令和 3.4.1	令和 3.2	—	R C造4階建 1,153.72㎡	港区児童相談所 内

令和7年度民生費当初予算の前年度比較

(単位：千円)

		令和7年度	令和6年度	増減	伸び率(%)
民生費		78,270,033	66,351,500	11,918,533	18.0
	社会福祉費	26,084,307	20,828,365	5,255,942	25.2
	児童福祉費	46,905,794	40,105,030	6,800,764	17.0
	児童福祉総務費	17,054,844	15,600,004	1,454,840	9.3
	児童福祉事業費	16,696,553	12,823,375	3,873,178	30.2
	家庭福祉費	458,456	380,712	77,744	20.4
	児童福祉施設費	12,695,941	11,300,939	1,395,002	12.3
	生活保護費	5,195,872	5,342,597	△ 146,725	△ 2.7
国民年金費		84,060	75,508	8,552	11.3

※ 各欄の金額は、他部配当金額も含みます。

※ 社会福祉費、生活保護費、国民年金費は、目別の表記を省略しています。

民生費事業別決算(令和6年度・令和5年度)

(単位：円)

款	項	目	中事業	小事業	令和6年度決算額	令和5年度決算額
民生費	社会福祉費				67,820,079,628	67,221,944,872
	児童福祉費				20,267,221,506	17,834,346,616
	児童福祉総務費				40,014,197,149	41,058,592,389
	職員人件費				15,577,701,091	15,777,728,049
	一般職員				4,084,895,828	4,114,204,822
	一般職員				4,084,895,828	4,114,204,822
	子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進				376,071,992	783,591,517
	芝地区地域資源活用はぐくみ支援事業				-	1,705,000
	子ども政策課運営				1,241,746	3,173,731
	子ども若者支援課運営				86,757	-
	国庫支出金等過年度分償還金				270,192,150	698,691,597
	子育て王国基金利子積立金				5,452,106	3,570,218
	子ども・子育て支援事業計画推進				712,827	881,520
	子ども・子育て支援事業計画策定				6,362,400	9,319,376
	子ども会活動助成				189,889	162,808
	みなとキャンプ村				8,518,905	7,209,459
	青少年問題協議会				0	531,306
	地区委員会活動支援				12,340,815	9,831,319
	二十歳（はたち）のつどい				7,303,232	7,207,787
	子ども110番				1,171,400	1,027,760
	学童クラブ児童見守りシステム				48,273,424	27,255,556
	緊急メール配信事業				1,914,000	660,000
	生理用品配付事業				2,324,685	-
	高校生の居場所づくり				2,658,500	3,569,500
	結婚支援				2,341,370	2,277,000
	港区子ども月間事業				-	6,517,580
	子どもの意見反映推進事業				3,523,026	-
	児童厚生施設等性被害防止対策				1,464,760	-
	子どもの権利擁護を重視した環境づくり				643,516,283	555,435,454
	子ども家庭支援センター運営				6,655,159	6,386,004
	要保護児童・要支援児童等対策				10,868,511	8,482,316
	ヤングケアラー支援事業				27,231,124	22,369,228
	養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業				1,190,413	931,746
	子どもの相談事業				20,480,900	17,115,538
	子ども・子育て応援事業				4,095,500	3,509,200
	一時預かり事業実施施設等性被害防止対策				2,299,258	-
	児童福祉審議会				4,006,640	4,305,579
	児童福祉施設措置費等支弁				473,688,443	397,785,993
	家庭養育の推進				53,987,523	60,539,350
	国庫支出金等過年度分償還金				6,353,624	9,981,000
	乳児院等への指導、監督等				235,400	235,400
	乳児院等性被害防止対策				287,915	-
	通話音声テキスト化・モニタリングシステム導入				32,135,873	23,794,100
	支援が必要な子どもと家庭を確実に支える				1,759,415,551	1,714,155,520
	児童手当等事務				23,538,372	39,894,170
	子ども医療費助成				1,714,035,395	1,652,262,824
	子育てコーディネーター事業				15,654,166	15,663,076
	子育て情報収集・提供事業				6,187,618	6,335,450
	多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充				2,840,099,814	3,381,847,647
	保育課運営				130,783	127,973
	子ども若者支援課運営				-	74,649
	保育施設補助金等支給事務				34,147,340	-
	保育施設整備支援事業				367,878,000	1,042,284,640
	保育施設都有地賃借				13,109,665	12,942,391
	保育所入所事務※				9,357,116	11,022,692
	港区子育てのための施設等利用給付				163,107,764	211,089,762
	認証保育所保育料助成				196,830,019	239,685,269
	認可外保育施設保育料助成				1,177,092,953	971,494,363
	認証保育所運営助成				878,446,174	893,125,908

款	項	目	中事業	小事業	令和6年度決算額	令和5年度決算額
			保育施設における保育の質の向上		4,693,640,721	4,438,981,721
			私立保育園区費助成		715,415,151	687,264,050
			私立保育園特別助成		305,054,000	379,897,000
			私立認可保育所等安全対策		8,614,738	5,646,185
			私立認可保育所等ICT化推進事業		2,125,153	12,755,328
			保育従事職員資格取得支援事業		87,400	219,088
			保育士等キャリアアップ補助事業		492,870,000	481,432,000
			私立認可保育所等保育サービス推進事業		185,700,000	162,007,000
			認証保育所保育力強化事業		30,451,000	21,999,000
			保育士等宿舍借り上げ支援事業		1,098,147,000	1,082,527,000
			私立認可保育所保育体制強化事業		67,221,000	54,908,000
			保育施設建物賃借料補助事業		1,107,514,000	1,014,252,000
			すくわくプログラム推進事業（私立認可保育所等分）		11,258,000	-
			保育力向上支援事業		18,725,284	23,306,757
			すくわくプログラム推進事業（区立保育園分）		5,897,899	-
			医療的ケア児・障害児保育支援		288,166,386	30,080,500
			病児・病後児保育		330,453,017	231,804,488
			認可外保育改修費等支援事業		-	0
			訪問型病児・病後児保育利用料助成		1,821,520	2,204,945
			保育所等性被害防止対策		8,708,173	-
			保育施設への指導、監督等		15,411,000	14,630,000
			私立認可保育所等新型コロナウイルス感染症対策		-	1,873,585
			エネルギー価格高騰等に対する私立認可保育所等への支援事業		-	60,936,000
			保育所等送迎用バス等安全対策支援事業		-	111,107,000
			区立保育園等安全対策事業		-	60,131,795
			子育て支援サービスの充実		1,180,060,902	789,511,368
			子育てひろば事業		63,326,138	59,692,991
			手ぶらでお出かけ事業		4,063,216	-
			みなと子育てサポートハウス事業		62,963,766	60,401,077
			みなと子育て応援プラザ事業		102,935,991	84,558,020
			エネルギー価格高騰に対する子育て支援施設への支援事業		-	180,000
			育児サポート事業（育児サポート子むすび）		23,593,000	23,301,000
			派遣型一時保育		20,557,613	23,165,889
			産前産後家事・育児支援事業		241,067,340	144,186,825
			ベビーシッター利用支援事業		452,361,412	241,577,455
			乳幼児ショートステイ事業		109,060,494	107,349,583
			子育て支援員研修		15,338,770	14,657,570
			一時保育		18,000,000	18,000,000
			区事業一時保育		11,363,073	11,817,742
			港区幼児教育・保育の無償化に係る認可外保育施設等利用費支給		652,550	623,216
			未就園児の定期的な預かり事業		54,777,539	-
			児童福祉事業費		12,980,815,367	13,765,076,770
			支援が必要な子どもと家庭を確実に支える		4,506,119,738	6,106,826,605
			児童手当		3,100,455,000	2,080,230,000
			児童扶養手当		474,315,480	458,949,440
			児童育成手当		301,019,000	302,599,000
			出産費用の助成		519,590,622	497,326,926
			港区子育て応援商品券		-	2,352,977,799
			母子生活支援施設入所事業		9,532,212	18,066,908
			多子世帯移動支援事業		75,996,114	77,649,316
			入院助産		569,910	405,874
			バースデーサポート事業		24,641,400	23,377,395
			子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）		-	86,362,595
			子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）		-	208,881,352
			支援が必要な子どもと家庭を確実に支える（繰越明許費繰越事業）		60,671,346	70,077,955
			港区子育て応援商品券		60,671,346	46,899,270
			バースデーサポート事業		-	23,178,685
			多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充		856,289,754	717,498,342
			地域型保育事業		856,289,754	717,498,342
			保育施設における保育の質の向上		7,557,734,529	6,870,673,868
			区内私立保育園委託		7,482,350,916	6,793,689,115
			保育所広域入所事務		75,383,613	76,984,753

款	項	目	中事業	小事業	令和6年度決算額	令和5年度決算額
			家庭福祉費		343,192,468	527,333,634
			支援が必要な子どもと家庭を確実に支える		338,779,000	168,128,853
			ひとり親家庭等医療費助成		61,070,275	56,705,741
			ひとり親フードサポート事業		145,489,163	-
			家庭相談事業		2,589,062	2,282,613
			ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業		111,476,533	99,602,959
			ひとり親家庭自立支援給付金事業		14,019,767	5,871,340
			母子等緊急一時保護事業		2,520,200	2,121,200
			D V 被害者支援推進事業		1,614,000	1,545,000
			子どもの未来を応援する施策の推進		4,413,468	359,204,781
			子どもの孤食解消と保護者支援推進事業		3,954,268	3,300,000
			離婚前後の親支援事業		459,200	295,900
			エンジョイ・セレクト事業		-	355,608,881
			児童福祉施設費		11,112,488,223	10,988,453,936
			子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進		2,946,025,925	2,704,819,108
			高輪地区児童館（3館）管理運営		20,058,352	17,969,064
			台場児童館管理運営		7,291,374	7,762,633
			児童館（4館）事業		1,701,272	1,766,585
			神明子ども中高生プラザ管理運営		137,936,663	138,580,251
			麻布子ども中高生プラザ管理運営		140,224,051	129,397,563
			赤坂子ども中高生プラザ管理運営		269,369,159	252,979,998
			高輪子ども中高生プラザ管理運営		186,813,461	172,111,602
			港南子ども中高生プラザ管理運営		333,674,558	326,736,816
			芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ管理運営		180,687,666	160,904,433
			学童クラブ※		809,056,367	753,540,710
			放課G O → クラブ※		859,213,002	743,069,453
			子どもの権利擁護を重視した環境づくり		255,226,489	216,910,720
			児童相談所維持管理		117,622,801	98,463,766
			児童相談所運営		46,725,762	50,095,536
			A I 児童虐待・児童相談対応支援システム		18,196,429	-
			一時保護所運営		72,609,227	68,351,418
			一時保護所性被害防止対策		72,270	-
			支援が必要な子どもと家庭を確実に支える		96,380,332	88,728,419
			母子生活支援施設管理運営		96,380,332	88,728,419
			多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充		6,347,676,544	6,691,949,896
			芝地区区立保育園（2園）管理運営		146,696,687	120,577,417
			麻布地区区立保育園（5園）管理運営		318,942,880	244,430,809
			赤坂地区区立保育園（3園）管理運営		115,625,075	199,551,523
			高輪地区区立保育園（3園）管理運営		135,956,321	87,594,709
			芝浦港南地区区立保育園（2園）管理運営		62,779,097	51,737,815
			台場保育園仮設園舎等賃借		72,855,200	49,393,193
			台場保育園等改修		-	367,004,793
			神明保育園管理運営		327,237,060	319,687,836
			東麻布保育園管理運営		349,762,970	380,247,378
			元麻布保育園管理運営		426,856,928	394,312,041
			しばうら保育園管理運営		631,977,511	685,796,900
			たかはま保育園管理運営		314,038,884	302,774,937
			芝浦アイランドこども園管理運営		425,749,624	425,344,236
			神応保育園管理運営		261,702,911	235,147,439
			港区保育室事業（5地区）		2,543,227,167	2,623,525,449
			みなと保育サポート事業管理運営（4地区）		213,004,549	203,556,221
			就学前児童向け外遊び場提供事業		1,263,680	1,267,200
			保育施設における保育の質の向上		758,771,311	726,549,006
			区立保育園等事業		758,771,311	726,549,006
			子育て支援サービスの充実		708,407,622	559,496,787
			子育てひろば事業管理運営（5地区）		581,979,622	559,496,787
			あっぱい高輪等整備		126,428,000	-
			生活保護費		7,465,945,100	8,256,506,615
			国民年金費		72,715,873	72,499,252

注1 各欄の金額は、他部執行金額も含みます。

注2 社会福祉費、生活保護費、国民年金費は、目別の表記を省略しています。

注3 ※は子ども家庭支援部と各地区総合支所の合算です。

子ども政策課

子ども・子育て会議	所管課	—
		子ども政策課

目 的

港区における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法の規定に基づき設置した区長の付属機関です。

事 業 内 容

港区子ども・子育て支援事業計画^(※)や特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めようとするときに、区長に意見を述べます。また、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申します。

根拠法令等

子ども・子育て支援法

港区子ども・子育て会議条例

開 始 時 期

平成25年9月（第1回開催）

実 績 表

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
開催回数（回）	1	4	4	4	3
委員数（人）	18	16	18	18	18

※委員数は、各年度第1回目の人数を掲載しています。

令和6年度の会議開催概要

	開催日	時間	会場	議題
第1回	6.7.23 (火)	18:30 ～ 20:00	港区役所9階 911～913 会議室	1 教育・保育施設の新規開設に係る意見聴取について 2 港区子ども・子育て支援事業計画の令和5年度の進捗状況について 3 (仮称) 港区こども計画策定の方向性について
第2回	6.10.25 (金)	18:30 ～ 20:00	港区役所9階 912・913 会議室	1 港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）のたたき台について 2 若者ケアラーの実態調査の実施について
第3回	7.2.7 (金)	18:30 ～ 20:00	港区役所9階 911～913 会議室	1 港区子ども・若者・子育て総合支援計画（案）について 2 令和5年度の区立保育園及び区立幼稚園の運営経費について 3 令和7年度の保育園及び幼稚園の申込状況について

※港区子ども・若者・子育て総合支援計画は、港区子ども・子育て支援事業計画を包含した一体的な計画として策定しています。

児童福祉審議会	所管課	—
		子ども政策課

目 的

児童福祉審議会は、児童福祉法第8条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条の規定に基づき、所掌事項について調査審議等をするために設置した区長の付属機関です。児童福祉審議会のもとに3つの部会（保育部会、里親・子どもの権利擁護部会及び児童虐待死亡事例等検証部会）を設置しています。

※臨時の部会として、令和6年6月10日から令和7年3月31日までを設置期間とする社会的養育推進計画策定部会を設置しました。

事業内容

児童福祉審議会は、次に掲げる事項について、調査審議等をします。

- (1) 児童福祉法第8条第1項から第3項までに規定する児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項
- (2) 児童福祉法第6条の4第3号に規定する里親の認定に関する事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項、第21条第1項及び第22条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の設置の認可等に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

根拠法令等

児童福祉法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

港区児童福祉審議会条例

港区児童福祉審議会条例施行規則

港区児童福祉審議会部会設置要綱

開始時期

令和3年4月1日

実績表

(単位：回)

年度		3	4	5	6
会議種別					
児童福祉審議会		1	1	1	1
部会	保育部会	4	5	3	3
	里親・子どもの権利擁護部会	8	9	9	4
	児童虐待死亡事例等検証部会	2	1	2	0
	社会的養育推進計画策定部会				3
合計		15	16	15	11

子どもの意見反映推進事業	所管課	—
		子ども政策課

目 的

令和5年4月に施行された「こども基本法」において、子どもの意見表明機会の確保と子どもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、子ども施策の策定等に当たって子どもの意見の反映に係る措置を講ずることが義務付けられました。

区では、「港区こども月間事業」及び「みなと子ども会議」を実施することで、子どもが意見を表明できる機会と多様な社会的活動に参画する機会を確保し、子どもの意見を施策等に反映します。

事業内容

(1) 港区こども月間事業

子どもの意見を区の政策に反映させるため、5月を「港区こども月間」と位置づけ、「港区こども月間スタンプラリー」等を実施します。

(2) みなと子ども会議

区政に関する子どもの意見を表明する機会及び子どもが多様な社会的活動に参画する機会の確保を図ります。

根拠法令等

こども基本法

港区みなと子ども会議設置要綱

開始時期

(1) 港区こども月間事業

令和5年度

(2) みなと子ども会議

令和6年度

実績表

(1) 港区こども月間事業

年度 区分	5		6
	港区こども月間	MINATOこどもデー	港区こども月間
開催期間・開催日	5.1（月）～5.31（水）	5.5（金・祝）	5.1（水）～5.31（金）

(2) みなと子ども会議

年度 区分	6	
	開催日	参加人数(人)
第1回	6.5.26（日）	21
第2回	6.6.23（日）	18
第3回	6.12.15（日）	12
第4回	7.3.16（日）	9

子どもの意見表明権保障に係る意見聴取事業	所管課	—		
		子ども政策課		

目 的

児童の意見を代弁する第三者（アドボケイト）が、児童の話を聴き取り、児童に替わって、港区子ども政策課、港区児童相談所、児童の措置先の施設及び里親等へ意見を伝えることにより、児童が意見を表明する権利を守ります。

事業内容

(1) 対象者

- ・ 一時保護所の入所児童
- ・ 児童養護施設等の入所児童
- ・ 里親等に委託された児童

(2) 対象者への聴き取り

第三者（アドボケイト）が対象者から、一時保護に関する意見、措置に関する意見、現在の生活等について、対象者が語るままの意見を聴き取ります。

(3) 対象者の意見の代弁

第三者（アドボケイト）が港区子ども政策課、港区児童相談所、施設職員等へ児童の意見を伝え、日々の支援や施設の環境改善等に反映します。

根拠法令等

港区子どもの意見表明権保障に係る意見聴取事業実施要綱

補助金名等

子供の権利擁護環境整備事業費補助金

開始時期

令和3年4月

実績表

意見聴取の状況（延べ人数）

（単位：人）

年度 区分	3	4	5	6
一時保護所の入所児童	57	138	126	152
児童養護施設等の入所児童及び 里親等に委託された児童	11	3	3	3

児童福祉施設等整備費補助	所管課	—										
		子ども政策課										
目 的 港区児童福祉施設等整備費補助要綱に基づき、社会福祉法人等が児童福祉施設等を整備するに当たり、区が、その整備に要する費用を補助することにより、児童福祉施設等の整備を促進し、もって入所児（者）の処遇の向上を図ります。 事 業 内 容 補助対象事業 児童福祉法第35条第4項及び第34条の3第1項の規定に基づき、社会福祉法人等が設置する児童福祉施設等の創設、増築、改築、大規模修繕（耐震化整備事業を含む。）、拡張のための工事等であって、次に掲げる要件を満たすもの。 (1) 児童福祉施設の設備及び運営は、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に適合するものであること。 (2) 事業の計画及び方法が港区児童福祉施設等整備費補助要綱第1条に定める目的を達成するために適切であり、十分な成果が期待できるものであること。 (3) 事業の実施に要する費用について財源措置が確実なものであること。 根拠法令等 港区児童福祉施設等整備費補助要綱 補助金名等 次世代育成支援対策施設整備交付金 児童相談所設置区における児童福祉施設等整備費補助金 開 始 時 期 令和3年4月1日 実 績 表 <table><tr><td>年度</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>交付件数（件）</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>			年度	3	4	5	6	交付件数（件）	1	1	0	0
年度	3	4	5	6								
交付件数（件）	1	1	0	0								

保育所等労働環境モニタリング	所管課	—
		子ども政策課

目 的

区内の私立認可保育園及び小規模保育事業所における利用者の安全・安心の確保をはじめ、保育の質の維持・向上の観点から、保育士をはじめとする保育園業務に従事する職員の労働環境について安定的に保育を提供するための環境が整っていることを確認するとともに、必要に応じて保育園等及び当該保育園等を運営する法人に指導・助言をすることにより、より良い保育を提供できる労働環境を整備します。

事 業 内 容

対象施設の書類の確認、実地調査及び面接による評価を行い、調査結果を基に、保育園等運営事業者による改善案及び改善状況を確認します。

(1) 対象施設・対象（職員）範囲
区内全ての私立認可保育園及び小規模保育事業所で保育業務に従事する職員

(2) 着眼点

- ア 保育園の安定的な運営確保の視点（安全衛生関係）
- イ 保育園の安全・安心の確保の視点（災害時のマニュアル・連絡体制・訓練等）
- ウ 保育園業務従事者の労働環境における意識の視点（職場環境・施設長と職員のコミュニケーション・勤務意欲）

(3) 確認書類
労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、就業規則、雇用保険・社会保険関係書類等

(4) 実地調査の内容
施設長、法人労務担当職員に対するヒアリング等（労働現場の確認、提出書類等）

開 始 時 期
令和4年4月

実 績 表

年度	4	5	6
区分			
労働環境モニタリング 実施施設数（か所）	10	10	12

保育所等の指導検査	所管課	—			
		子ども政策課			

目 的
指導検査を通して、保育所等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ります。

事 業 内 容
(1) 対象施設
認可保育園、小規模保育事業所、認定こども園、乳幼児一時預かり事業
(2) 指導検査等の類型
ア 立入調査
児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、運営、保育及び会計について立入調査するとともに、必要な助言及び指導を行います。
イ 集団指導
必要に応じて、運営に関する基準、給付費等の請求方法、制度改正、過去の指導事例の内容等について、講習等の方法により行います。

根拠法令等
児童福祉法
子ども・子育て支援法
港区保育施設等指導検査実施要綱

開 始 時 期
平成27年10月

実 績 表

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
立入調査件数	16	67	80	81	88
集団指導件数	0	0	2	2	3

※同一施設に対し複数回指導を行った場合も1件としています。
※令和3年4月に区が児童相談所設置市となり、保育所等に対する指導監督権限が移管されたことにより、令和3年度からは区が年に1回以上立入調査を実施することになりました。よって、東京都が指導検査を実施しない施設に対して区が年に1回以上実地検査を行う訪問指導は、令和2年度をもって終了しました。
※令和2年度及び令和3年度の集団指導については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、資料配付のみとしています。
※令和6年12月から、乳幼児一時預かり事業に対しての検査および集団指導を実施しています。

認可外保育施設の指導検査	所管課	—		
		子ども政策課		
目 的				
指導検査を通して、認可外保育施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ります。				
事 業 内 容				
(1) 対象施設				
認可外保育施設、居宅訪問型保育事業所（個人事業主を含む。）				
(2) 指導検査等の類型				
ア 立入調査				
児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、運営及び保育について立入調査するとともに、必要な助言及び指導を行います。				
イ 集団指導				
必要に応じて、運営に関する基準、制度改正の内容、過去の指導事例の内容などについて、講習等の方法により行います。				
根拠法令等				
児童福祉法				
子ども・子育て支援法				
港区認可外保育施設に対する指導監督等要綱				
開 始 時 期				
令和3年4月				
実 績 表				
(単位：件)				
年 度	3	4	5	6
立入調査件数	16	136	152	170
集団指導件数	0	1	3	3
※令和3年度の集団指導については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、資料配付のみとしています。				
※令和4年度から居宅訪問型保育事業所（個人事業主を含む）に対する検査を実施しています。				

乳児院等の指導検査	所管課	—										
		子ども政策課										
目 的 指導検査を通して、児童福祉施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ります。												
事 業 内 容 対象施設 児童福祉法に基づく児童福祉施設（保育所及び障害児入所施設を除く。）及び児童自立生活援助事業を運営する自立援助ホーム												
根拠法令等 児童福祉法 港区児童福祉施設等指導検査実施要綱												
開 始 時 期 令和3年4月1日												
実 績 表 (単位：件) <table><tr><td>年 度</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>立入調査件数</td><td>—</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> ※令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施しておりません。			年 度	3	4	5	6	立入調査件数	—	2	2	2
年 度	3	4	5	6								
立入調査件数	—	2	2	2								

保育施設等の研修支援	所管課	—												
		子ども政策課												
目 的 区内保育施設等の保育に従事している職員が研修を受講し、必要な知識と技術を習得することにより、保育の質及び職員の専門性の向上を図ります。 事 業 内 容 職層にあわせた職員向けの研修を企画及び実施し、保育施設等に従事する職員の保育に必要な知識、技術のレベルアップを支援します。 (1) 研修対象 認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所、港区保育室、認可外保育施設、居宅訪問型保育事業（個人事業主を含む。）、認証保育所、乳幼児一時預かり事業に従事する職員 (2) 研修方法 研修内容により、集合型、オンラインまたは動画配信で実施します。 実 績 表 (単位：回) <table><tr><td>年度</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>16</td><td>24</td><td>39</td><td>60</td><td>65</td></tr></table>			年度	2	3	4	5	6	研修回数	16	24	39	60	65
年度	2	3	4	5	6									
研修回数	16	24	39	60	65									

保育アドバイザー派遣事業	所管課	—
		子ども政策課

目 的

保育現場での様々な問題に対して、危機管理対応や保育園運営等の専門的知見から助言、指導ができる保育アドバイザーを派遣し、専門性を活かした具体的な対応を助言、指導するなど、さらなる保育の質の向上及び保育園運営の安定を図ります。

事業内容

(1) 対象施設

(単位：園)

対象施設	施設数
区立及び私立認可保育園	88
認定こども園	1
小規模保育事業所	10
港区保育室	9

(2) 支援内容

ア 保育園等における保育の質の確保、向上など保育園等に係る指導、助言

イ 保育園等に係る職員や問題全般についての相談、助言、指導

ウ 保護者や近隣住民ほかによる不当な要求や苦情への対応方法の指導、助言

エ 区巡回指導員の指導力強化に向けての指導、助言

開始時期

令和4年11月

実績表

(単位：回)

区分 \ 年度	4	5	6
保育アドバイザー派遣	59	145	149

不適切保育に関する相談業務	所管課	—
		子ども政策課

目的

専門的な知識を有する保育専門アドバイザーにより早急な問題解決を図るとともに、子どもの権利を守り、不適切保育を未然に防止します。

事業内容

(1) 概要

保育園等での不適切保育が疑われる内容や保育に関する悩みを、WEB上の専用フォームで24時間いつでも受け付けます。寄せられた相談に対し調査を行い、原因究明や再発防止策などを講じ、適切な改善指導につなげます。

(2) 対象

ア 以下の施設を利用する子どもの保護者等

・認可保育園

・認定こども園

・港区保育室

・小規模保育事業所

・家庭的保育事業所

・事業所内保育事業所

・認証保育所

・認可外保育施設

・居宅訪問型保育事業所

・病児・病後児保育室

・一時預かり事業

・子育てひろば

・みなと保育サポート

イ 対象施設に勤務する職員

開始時期

令和6年1月

実績表

(単位：件)

年 度	5	6
相談件数	9	35

児童施設災害時等緊急メール配信サービス	所管課	—
		子ども政策課

目 的

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時等における通信手段を複数確保し、児童・保護者の安否確認や緊急連絡体制の強化を図ります。

事業内容

(1) 概 要

災害時や緊急時に、あらかじめ登録した保護者のメールアドレスに、区または各施設から安否情報や緊急情報を配信します。

(2) 対 象

以下の施設を利用する園児・児童の保護者

- ・ 区立保育園
- ・ 認定こども園
- ・ 私立保育園
- ・ 港区保育室
- ・ 認証保育所
- ・ 小規模保育事業所
- ・ 児童館
- ・ 子ども中高生プラザ
- ・ 児童高齢者交流プラザ
- ・ 放課GO→クラブ
- ・ 学童クラブ
- ・ 子育てひろば
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児・病後児保育室 等

(3) 主な配信内容

不審者情報、熱中症情報、インフルエンザ情報

開始時期

平成24年5月21日（システム稼働開始日）

実績表

（単位：件）

年度	2	3	4	5	6
登録アドレス数	10,265	9,853	10,241	9,994	9,441
メール配信数	55	64	64	32	43

※登録アドレス数は、3月31日にアドレスを一斉削除する前の件数です。

※メール配信数は、子ども政策課からメール配信した件数です。

認可外保育施設改修費等支援事業補助金	所管課	— 子ども政策課
目 的 港区における認可外保育施設の指導監督基準を満たしていない認可外保育施設に対し、指導監督基準のうち設備に関する基準を満たすために必要な経費の一部を補助することにより、当該施設の質の確保及び向上を図ります。 事 業 内 容 (1) 補助対象事業の要件 ア 設置しようとする施設及び設備の整備並びに施設の運営については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）をはじめとする各種関係法令及び港区認可外保育施設に対する指導監督等要綱に適合するものであること。 イ 設備の整備に当たっては、建築基準法等、関係諸法規を遵守し、必要な手続を行うものであること。 (2) 補助対象経費 ア 改修費等支援事業 認可外保育施設改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費 イ 移転費等支援事業 認可外保育施設改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費 (3) 補助基準額 ア 改修費等支援事業 1施設当たり 16,224,000円 ※賃借料のみの場合 1施設当たり 10,000,000円 イ 移転費等支援事業 1施設当たり 1,217,000円 根拠法令等 港区認可外保育施設改修費等支援事業補助金交付要綱 補助金名等 港区認可外保育施設改修費等支援事業補助金 開 始 時 期 令和5年4月1日		

実 績 表

年度		5
区分		
改修費等支援事業	交付決定施設数（か所）	0
	交付金額（円）	0
移転費等支援事業	交付決定施設数（か所）	0
	交付金額（円）	0

※本事業は、令和5年度末で廃止となりました。

保育所等における送迎バス等安全対策支援 事業補助金	所管課	— 子ども政策課・保育課
目 的 保育所、認定こども園、認可外保育施設（届出済の認可外保育施設に限る。）等の子どもの安全及び安心を確保するため、送迎バスの置き去り防止、その他の置き去り等の事故防止に向けた取組を支援します。 事業内容 (1) 対 象 - ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園 - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業 - エ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業 - オ 東京都認証保育所事業実施要綱に基づく認証保育所（幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を除く。） - カ 児童福祉法第59条の2第1項に基づき知事等に届出がされた認可外保育施設（オの施設を除く。） - キ 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱及び東京都一時預かり事業実施要綱に基づき実施する一時預かり事業 - ク 東京都病児保育事業実施要綱第4の1及び2の規定に基づき実施する病児保育事業 (2) 補助対象経費 - ア 送迎バスの子どもの置き去り防止 (ア) 送迎バス用の安全装置に係る機器等の導入経費（リース料含む。） (イ) 国が作成した子どものバス送迎に関するマニュアル等に基づく研修の実施に係る経費（講師謝金等） (ウ) その他バスの安全点検、改修等の置き去り防止に係る取組に係る経費 - イ 送迎バスの子どもの置き去り防止以外の置き去り等の事故防止 (ア) 送迎バス以外の施設外及び施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止の対策に必要な経費 (イ) 睡眠中の事故防止に必要な機器等の導入経費（リース料含む。） (3) 補助基準額 - ア 送迎バスの子どもの置き去り防止 バス1台当たり 1,000,000円 - イ 送迎バスの子どもの置き去り防止以外の置き去り等の事故防止 1施設当たり 2,000,000円		

根拠法令等

港区保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付要綱

補助金名等

保育対策総合支援事業費補助金

保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金

開始時期

令和5年4月1日

実績表

区分		年度	5
送迎バスの子ども置き去り防止	交付決定施設数（か所）		19
	送迎バスの台数（台）		25
	交付金額（円）		9,589,000
送迎バスの子ども置き去り防止以外の置き去り等の事故防止	交付決定施設数（か所）		87
	交付金額（円）		101,518,000

※本事業は、令和5年度のみのも事業のため、令和5年度末で廃止となりました。

新型コロナウイルス感染症対策子どもの居所提供事業

所管課

子ども政策課

目 的

保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、児童を一時的に養育することが困難になった場合、当該児童を区が指定する宿泊施設の客室で短期的に養育することで、保護者等が治療に専念できるようにするとともに、当該児童の感染防止も図ります。

事業内容

(1) 概 要

みなと保健所の要請があり、かつ、保護者等の申し込みがあった場合に、対象となる児童を区が借上げた宿泊施設の客室に受入れ、保護者等が戻るまでの間、当該児童の居を提供します。低年齢の児童を受け入れた場合は安全に見守りができるよう、専門の保育事業者が客室に24時間常駐します。

(2) 対 象 者

次に掲げる要件を満たし、かつ、当該保護者等のほかに当該児童を養育する者がいない児童

ア 保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染していること。

イ PCR検査等によって陰性であることが確認されていること。

ウ みなと保健所から推薦を受けていること。

エ 0歳6か月から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

根拠法令等

港区新型コロナウイルスに感染した親の入院に伴う子の居所提供事業実施要綱

補助金名等

養育困難児童の受入体制整備事業補助金

開 始 時 期

令和2年4月30日

実 績 表

区 分 \ 年 度	2	3	4	5
利用世帯数（件）	8	10	2	0
利用人数（人）	11	13	3	0

※本事業は、令和5年5月7日で廃止となりました。

子ども若者支援課

児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ等	所管課	各総合支所管理課
		子ども若者支援課

目 的

児童館等の児童施設は、健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かにすることで、児童の健全育成を図ります。

事 業 内 容

児童館等の児童施設には、遊戯室、図書室、工作室、集会室等の設備があり、主として18歳未満の児童を対象に、自由に来館して過ごせます（施設によって設備が異なります。）。子どもたちの仲間づくりをめざして、専任の指導員により、様々な行事や各種のグループ活動を行います。また、施設内に放課後児童健全育成事業（学童クラブ）が併設されています（子どもふれあいルームを除きます。）。

利用時間等

施設種別	施設数	開館時間	休館日	学童クラブ
児童館・飯倉学童クラブ	5	月～金曜：午前10時～午後6時 土曜：午前9時～午後5時	日曜、祝日 12月29日～1月3日	有
子ども中高生プラザ	6	月～日曜：午前9時30分～午後8時 ※小学生の利用時間は午後6時まで	祝日 12月29日～1月3日	有
児童高齢者交流プラザ	1	月～日曜：午前9時30分～午後8時 祝日、12月29日・30日： 午前9時30分～午後6時15分 ※小学生の利用時間は午後6時まで	12月31日～1月3日	有
子どもふれあいルーム	1	月～日曜・祝日：午前9時～午後6時	12月29日～1月3日	無

根拠法令等

児童福祉法

港区立児童館条例

港区立子ども中高生プラザ条例

港区立児童高齢者交流プラザ条例

港区飯倉学童クラブ等事業実施要綱

港区子どもふれあいルーム事業実施要綱 他

開 始 時 期

児 童 館：昭和41年4月1日

飯倉学童クラブ：平成19年4月1日

子ども中高生プラザ：平成15年4月1日

児童高齢者交流プラザ：平成19年4月1日

子どもふれあいルーム：平成26年11月1日

実績表

令和6年度

児童館等利用状況

(単位：人)

地区・施設名		幼 児		小学生		中学生		高校生		大 人		合 計	
		年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均
芝	神明子ども 中高生 プラザ	6,633	553	18,451	1,538	1,022	85	2,635	220	8,068	672	36,809	3,067
麻布	飯倉学童 クラブ	3,464	289	16,719	1,393	270	23	7	1	4,096	341	24,556	2,046
	麻布子ども 中高生 プラザ	24,687	2,057	38,163	3,180	18,815	1,568	6,804	567	25,851	2,154	114,320	9,527
	子ども ふれあい ルーム	6,801	567	6,190	516					7,578	632	20,569	1,714
赤坂	赤坂子ども 中高生 プラザ	9,468	789	26,096	2,175	4,487	374	3,794	316	11,164	930	55,009	4,584
	赤坂子ども 中高生 プラザ 青山館	7,434	620	25,533	2,128	1,906	159	652	54	15,395	1,283	50,920	4,243
高輪	豊 岡 児童館	1,940	162	22,357	1,863	230	19	103	9	1,923	160	26,553	2,213
	高 輪 児童館	3,459	288	14,128	1,177	239	20	35	3	4,220	352	22,081	1,840
	白金台 児童館	2,577	215	17,029	1,419	155	13	55	5	2,623	219	22,439	1,870
	高輪子ども 中高生 プラザ	24,963	2,080	44,517	3,710	7,627	636	6,259	522	31,053	2,588	114,419	9,535
芝浦 港南	台 場 児童館	2,103	175	25,333	2,111	2,270	189	284	24	2,664	222	32,654	2,721
	港南子ども 中高生 プラザ	11,242	937	69,874	5,823	7,118	593	2,201	183	12,443	1,037	102,878	8,573
	芝浦アイランド 児童高齢者 交流プラザ	11,649	971	32,386	2,699	2,573	214	799	67	16,537	1,378	63,944	5,329

※学童クラブ出席者を含みます。

※大人の中に団体利用者を含みます。

※各子ども中高生プラザは日曜日利用分、子どもふれあいルーム及び芝浦アイランド児童高齢者交流プラザは日曜日・祝日利用分を含みます。

※月平均については、個々の区分の年間の数値を12か月で割っています。(小数点以下四捨五入)

※芝浦アイランド児童高齢者交流プラザは上記の他に高齢者の年間利用が9,341人ありました。

※白金台児童館は、令和6年9月から実施している大規模改修工事に伴い、利用を一部制限しています。

利用状況

(単位：人)

区分 年度	一般利用者数	学童クラブ 延出席数	合 計	月平均
2	228,527	133,383	361,910	30,159
3	363,552	177,739	541,291	45,108
4	398,838	187,088	585,926	48,827
5	456,267	193,873	650,140	54,178
6	498,508	188,643	687,151	57,263

※一般利用者に団体利用者を含みます。

※芝浦アイランド児童高齢者交流プラザの高齢者の年間利用者9,341人は含みません。

職員数

令和7年4月1日現在(単位：人)

地区・施設名 種別		職 員 数			
		館 長	指導員	会計年度 任用職員 (非常勤)	計
芝	神明子ども中高生プラザ	1	14	13	28
麻 布	飯倉学童クラブ	1	5	5	11
	麻布子ども中高生プラザ	1	19	9	29
	子どもふれあいルーム	1	6	7	14
赤 坂	赤坂子ども中高生プラザ	1	15	17	33
	赤坂子ども中高生プラザ青山館	1	11	18	30
高 輪	豊岡児童館	1	7	6	14
	高輪児童館	1	7	5	13
	白金台児童館	1	8	4	13
	高輪子ども中高生プラザ	1	21	19	41
芝浦港南	台場児童館	1	8	5	14
	港南子ども中高生プラザ	1	35	5	41
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ※1	1	22	1	24
合 計		13	178	114	305

※1 高齢者担当兼務(指導員4、非常勤0)を含みます。

児童館等週末施設開放	所管課	各総合支所管理課
		子ども若者支援課

目 的

児童健全育成に関わる団体や児童とその保護者等を対象に児童館等施設を開放し、児童の健全な育成を図ります。

事業内容

施設を開放する日は、日曜日及び12月29日・30日の午前9時から午後5時までです。

※祝日にあたる日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）は除きます。

根拠法令等

港区立児童館週末施設開放運営要綱

港区飯倉学童クラブ等事業実施要綱

開始時期

平成8年4月1日

実績表

児童館等週末施設開放利用状況

地区・施設名・区分			年度	2	3	4	5	6
麻 布	飯 倉 学 童 ク ラ ブ	個 人		—	—	—	—	—
		団 体		—	—	—	—	—
高 輪	豊 岡 児 童 館	個 人		—	—	—	—	—
		団 体		—	—	—	—	—
	高 輪 児 童 館	個 人		—	—	—	—	—
		団 体		—	—	—	—	—
	白金台 児 童 館	個 人		—	—	—	—	—
		団 体		—	—	—	—	—
芝浦港南	台 場 児 童 館	個 人		—	—	—	—	—
		団 体		—	—	—	—	—
計		個 人		—	—	—	—	—
		団 体		—	—	—	—	—

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月8日から令和7年3月31日まで週末施設開放を中止していましたが、令和7年4月1日から再開しました。

学童クラブ	所管課	各総合支所管理課
		子ども若者支援課

目 的

保護者が就労や疾病等の理由で放課後等に家庭での保護を受けられない児童に対し、適切な遊びや安全で安心して過ごすことのできる生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

区内在住又は区内小学校に在籍する１年生から６年生までの児童

(2) 在籍期間

入会後から当該年度の年度末まで

(3) 利用時間

・月～金曜日：放課後から午後７時まで

※学校休業日は、午前８時から午後７時まで

・土曜日：午前８時から午後５時まで

※学校がある日は、放課後から午後５時まで

(4) 育成料

月額3,000円（在籍期間が15日以下の場合1,500円）。※減免制度あり

※おやつ代、お楽しみ会費は令和６年度まで別途月額2,000円を保護者負担としていましたが、令和７年度から公費負担としています。

根拠法令等

児童福祉法

港区学童クラブ条例

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開 始 時 期

昭和41年４月１日

定員及び入会児童数

令和７年４月１日現在（単位：人）

地区・クラブ名		種 別	定 員	入会児童数
芝	神明子ども中高生プラザ学童クラブ		110	107
	飯倉学童クラブ		66	66
麻 布	麻布子ども中高生プラザ学童クラブ		80	83
	東麻布学童クラブ		64	66
	南麻布学童クラブ		120	121
赤 坂	赤坂子ども中高生プラザ学童クラブ		120	104
	赤坂子ども中高生プラザ青山館学童クラブ		80	80
高 輪	豊岡児童館学童クラブ		76	76
	高輪児童館学童クラブ		55	58
	白金台児童館学童クラブ		66	66
	高輪子ども中高生プラザ学童クラブ		77	77
	桂坂学童クラブ		230	188
	神応学童クラブ		170	174
	白金台学童クラブ（ゆかしの杜学童クラブ）		60	60
芝浦港南	台場児童館学童クラブ		105	79
	港南子ども中高生プラザ学童クラブ		320	320
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ学童クラブ		132	135
	芝浦学童クラブ		270	241
	五色橋学童クラブ		160	77
合 計			2,361	2,178

放課GO→クラブ	所管課	各総合支所管理課
		子ども若者支援課
目 的 児童が放課後等の学校施設を活用し、学習、スポーツ、遊びなどの活動を行うとともに、自主性、社会性及び創造性を養い健全育成を推進します。また、保護者が就労・疾病等の理由で放課後等に家庭での保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び安全・安心に過ごすことのできる生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 事 業 内 容 (1) 対 象 当該放課GO→クラブがある小学校に在籍又は当該放課GO→クラブがある小学校学区域内に在住する1年生から6年生までの児童 (2) 在籍期間 入会後から当該年度の年度末まで (3) 利用時間 ア 放課GO→ ・月～金曜日：放課後から午後5時まで ※学校休業日は、午前9時から午後5時まで イ 放課GO→学童クラブ ・月～金曜日：放課後から午後7時まで ※学校休業日は、午前8時から午後7時まで ・土曜日：午前8時から午後5時まで ※学校がある日は、放課後から午後5時まで (4) 学童クラブ育成料 月額3,000円（在籍期間が15日以下の場合1,500円）。※減免制度あり ※おやつ代・お楽しみ会費は令和6年度まで別途月額2,000円を保護者負担としていましたが、令和7年度から公費負担としています。 根拠法令等 港区学童クラブ条例 港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 港区放課GO→クラブ実施要綱 補助金名等 子ども・子育て支援交付金 東京都放課後子供教室推進事業費補助金 開 始 時 期 平成21年4月1日		

実績表

地区	放課ＧＯ→クラブ名	参加者数（延べ人数）				
		2	3	4	5	6
芝	放課ＧＯ→クラブおなりもん	5,354	6,062	12,998	15,308	15,244
	放課ＧＯ→クラブしば	14,757	18,491	26,571	26,598	26,563
	放課ＧＯ→クラブあかばね	3,935	4,814	10,193	20,511	25,469
麻布	放課ＧＯ→クラブあざぶ	4,194	6,195	13,489	13,853	14,535
	放課ＧＯ→クラブなんざん	4,695	7,279	11,063	13,953	14,203
	放課ＧＯ→クラブほんむら	3,276	6,716	9,969	11,857	11,886
	放課ＧＯ→クラブこうがい	9,219	14,443	20,960	19,098	20,655
	放課ＧＯ→クラブひがしまち	3,259	4,397	9,835	12,286	11,429
赤坂	放課ＧＯ→クラブあかさか	3,703	5,271	16,599	17,815	18,018
	放課ＧＯ→クラブあおやま	3,159	4,093	5,252	6,591	6,641
	放課ＧＯ→クラブせいなん	10,960	15,610	22,787	25,378	26,722
高輪	放課ＧＯ→クラブみた			9,822	10,170	11,359
	放課ＧＯ→クラブたかなわだい	4,958	6,372	12,126	14,884	15,959
	放課ＧＯ→クラブしろかね	6,087	6,278	12,847	13,941	16,540
	放課ＧＯ→クラブしろかねのおか	11,415	13,640	17,699	20,611	23,986
芝浦港南	放課ＧＯ→クラブしばうら	4,000	5,176	8,561	12,079	14,908
	放課ＧＯ→クラブしばはま			22,097	34,375	35,305
	放課ＧＯ→クラブこうなん	4,359	6,157	11,117	9,992	10,257
合 計		97,330	130,994	253,985	299,300	319,679

※参加者数（延べ人数）は、放課ＧＯ→及び放課ＧＯ→学童クラブを合算した人数です。

※放課ＧＯ→は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和２年３月２日から令和４年３月３１日まで休止しました。放課ＧＯ→休止期間中の参加者数（延べ人数）は、放課ＧＯ→学童クラブのみを計上しています。

※放課ＧＯ→クラブたかなわだいは、令和２年７月１日に開設しました。

※放課ＧＯ→クラブしばはまは、令和４年４月１日に開設しました。

※放課ＧＯ→クラブみたの令和４年度及び令和５年度の参加者数（延べ人数）は、放課ＧＯ→のみを計上しています。また、令和６年４月から学童クラブ事業を付置し、放課ＧＯ→みたから名称変更しました。

学童クラブの定員及び入会児童数

令和７年４月１日現在（単位：人）

地区	放課ＧＯ→学童クラブ名	定員	入会児童数
芝	放課ＧＯ→学童クラブおなりもん	35	34
	放課ＧＯ→学童クラブしば	150	122
	放課ＧＯ→学童クラブあかばね	77	77
麻布	放課ＧＯ→学童クラブあざぶ	36	36
	放課ＧＯ→学童クラブなんざん	70	55
	放課ＧＯ→学童クラブほんむら	52	52
	放課ＧＯ→学童クラブこうがい	100	103
	放課ＧＯ→学童クラブひがしまち	25	25
赤坂	放課ＧＯ→学童クラブあかさか	54	54
	放課ＧＯ→学童クラブあおやま	40	27
	放課ＧＯ→学童クラブせいなん	120	122
高輪	放課ＧＯ→学童クラブみた	40	35
	放課ＧＯ→学童クラブたかなわだい	40	40
	放課ＧＯ→学童クラブしろかね	40	40
	放課ＧＯ→学童クラブしろかねのおか	80	77
芝浦港南	放課ＧＯ→学童クラブしばうら	30	30
	放課ＧＯ→学童クラブしばはま	160	159
	放課ＧＯ→学童クラブこうなん	40	40
合 計		1,189	1,128

高校生世代の居場所づくり	所管課	—												
		子ども若者支援課												
目 的 高校生世代等が抱える悩みや不安に寄り添い、子どもたちの育ちや権利が保障される居場所づくりを検討します。														
事 業 内 容 (1) 高校生世代実態調査 区内在住の高校生世代及びその保護者を対象に、家庭及び学校以外での活動場所、悩みごと、相談先及び支援ニーズ等について、令和5年3月にアンケート調査を実施しました。 また、区立児童館、子ども中高生プラザ等の職員及び区内高等学校の教員を対象に、施設の利用状況、取組、課題及び学校の現状等について、対面による聞き取り調査を行い、「港区高校生世代実態調査報告書」を令和5年10月にまとめました。 (2) 高校生世代との意見交換会 実態調査を踏まえ、「児童館や子ども中高生プラザを高校生世代に利用してもらうためには」、「家庭や学校に居場所が無く、人と交流したくない人の居場所に必要なものとは」をテーマに、高校生世代との意見交換会を令和5年12月に2回開催しました。 (3) 高校生世代の居場所づくりに関する検討委員会 高校生世代等のひとりで過ごせる居場所づくりの実施に向け、令和6年5月に高校生世代と有識者との検討委員会を設置し、居場所の設備や機能、立地等について検討しました。														
根拠法令等 港区高校生世代の居場所づくりに関する検討委員会設置要綱														
開 始 時 期 令和4年12月														
実 績 表 (1) 「高校生世代の居場所づくりに関する検討委員会」委員構成 <table><tr><td>委員</td><td>概要</td><td>人数</td></tr><tr><td>高校生世代</td><td>公募及び学校等からの推薦</td><td>6人</td></tr><tr><td>有識者</td><td>居場所運営の実務経験者、区内高等学校教員及び地域関係団体等からの推薦</td><td>6人</td></tr><tr><td>その他</td><td>区職員</td><td>1人</td></tr></table>			委員	概要	人数	高校生世代	公募及び学校等からの推薦	6人	有識者	居場所運営の実務経験者、区内高等学校教員及び地域関係団体等からの推薦	6人	その他	区職員	1人
委員	概要	人数												
高校生世代	公募及び学校等からの推薦	6人												
有識者	居場所運営の実務経験者、区内高等学校教員及び地域関係団体等からの推薦	6人												
その他	区職員	1人												

(2) 「高校生世代の居場所づくりに関する検討委員会」開催概要

	日程	議題
第1回	6.5.16(木)	1 検討委員会の進め方について 2 区の現状について 3 (仮称)高校生世代の居場所ビジョンについて
第2回	【高校生世代】 6.6.11(火)	1 (仮称)高校生世代の居場所ビジョンについて
	【有識者】 6.6.28(金)	1 第2回港区高校生世代の居場所づくりに関する検討委員会(高校生世代)の報告 2 (仮称)高校生世代の居場所ビジョンについて 3 具体的な取組の検討方法等について
第3回	6.7.25(木)	1 第2回港区高校生世代の居場所づくりに関する検討委員会の報告 2 (仮称)高校生世代の居場所ビジョンについて 3 今後の具体的な取組の検討方法等について 4 ひとりで過ごせる居場所づくり事業について
第4回	【高校生世代】 6.8.2(金)	1 (仮称)高校生世代の居場所ビジョンのテーマについて 2 ひとりで過ごせる居場所づくり事業について
	【有識者】 6.8.27(火)	1 第4回港区高校生世代の居場所づくりに関する検討委員会(高校生世代)の報告 2 (仮称)高校生世代の居場所ビジョンのテーマについて 3 ひとりで過ごせる居場所づくり事業について
第5回	【高校生世代】 6.9.25(水)	1 ひとりで過ごせる居場所の要件や機能について
	【有識者】 6.10.17(木)	1 第5回港区高校生世代の居場所づくりに関する検討委員会(高校生世代)の報告 2 ひとりで過ごせる居場所について
第6回	6.11.19(火)	1 高校生世代の居場所ビジョンについて 2 ひとりで過ごせる居場所づくり事業について(案) 3 港区立子ども中高生プラザにおける高校生世代の利活用の促進について(案)
第7回	【高校生世代】 6.12.18(水)	1 ひとりで過ごせる居場所づくり事業について 2 港区立子ども中高生プラザにおける高校生世代の利活用の促進について
	【有識者】 7.1.7(火)	1 第7回港区高校生世代の居場所づくりに関する検討委員会(高校生世代)の報告 2 ひとりで過ごせる居場所づくり事業について 3 港区立子ども中高生プラザにおける高校生世代の利活用の促進について
第8回	7.2.14(金)	1 検討委員会報告書(案)について
第9回	7.3.7(金)	1 検討委員会報告書(案)について 2 ひとりで過ごせる居場所づくりの実施場所について

※【 】のある日程は高校生世代又は有識者委員のみで構成された会議です。

港区学童クラブ等弁当配送事業	所管課	—
		子ども若者支援課

目 的

区は、児童館、子ども中高生プラザ、児童高齢者交流プラザ、放課ＧＯ→及び学童クラブ（以下「学童クラブ等」といいます。）を利用する児童の保護者の負担を軽減するとともに、児童の健全な育成を推進することを目的に、「港区学童クラブ等弁当配送事業」を実施します。

事業内容

学童クラブ等を利用する児童の昼食弁当を希望する保護者が、区が契約した弁当配送業者に対して、スマートフォンやパソコンから注文及びオンライン決済を行うことで、希望した利用日に弁当が学童クラブに配送されます。

区は、保護者が弁当配送業者から購入した弁当が１つから施設に届くよう、配送費の一部を負担しています。

本事業は、日曜、祝日、年末年始を除く港区立小学校の長期休業期間、終業式、始業式及び修了式の日を実施しています。

根拠法令等

港区学童クラブ等弁当配送事業実施要綱

開始時期

令和５年７月２１日

実績表

年度	５	６
実施日数	４６日	５８日
実施施設数	３８施設	３８施設
弁当の種類	日替わり弁当１種類	日替わり弁当１種類 アレルギー除去食
決済システム登録者数 （※３月３１日現在）	２,７１４人	３,８７５人
弁当配食総数	１７,１８１個	１９,８８６個

多子世帯移動支援事業（子どもタクシー利用券）	所管課	—
		子ども若者支援課

目 的

未就学児が2人以上いる多子世帯に対し、子どもタクシー利用券を支給し、その乗車料金の一部を補助することにより、多子世帯の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

事 業 内 容

(1) 対象世帯

港区内に住所を有し、未就学児が2人以上いる世帯の者

(2) 支給方法

受給に係る申込み通知を送付し、期間内に支給対象者から港区子どもタクシー利用券受給辞退届出書の提出が無い場合は、利用券を支給します。

(3) 支給額

年間24,000円分

10月1日以降に出生届、転入届等をした世帯については12,000円分

根拠法令等

港区子どもタクシー利用券支給要綱

開 始 時 期

令和5年5月1日

実 績 表

区 分	年 度	
	5	6
対象者（人）	3,862	3,788

バースデーサポート事業	所管課	—
		子ども若者支援課

目 的

港区で2歳を迎える子どもがいる家庭に対し、育児用品や子育て支援に関する情報を提供することで子育て家庭を支援します。

事 業 内 容

(1) 対象世帯

2歳の誕生日時点で区内に住民登録がある子どもを養育している世帯

(2) 提供方法

育児用品等を提供する電子クーポンが利用できるギフトカードを対象世帯へ送付します。

根拠法令等

港区バースデーサポート事業実施要綱

開 始 時 期

令和5年7月1日

実 績 表

区 分 \ 年 度	5	6
対象世帯数（世帯）	4,398	2,419

※令和4年度に港区で2歳の誕生日を迎え令和5年4月1日時点で港区に住民登録がある子どもを養育している世帯及び令和5年4月1日以降港区に住民登録がある子どもを養育している世帯から対象です。

学童クラブ児童見守りシステム	所管課	各総合支所管理課
		子ども若者支援課

目 的

各学童クラブに児童の入退室を管理するための機器を設置し、保護者が児童の入退室した日時を把握することにより、児童の放課後等の安全・安心の確保を図ります。

事業内容

当該システムの利用申込みをした学童クラブ児童に、ＩＣタグを貸与します。児童が学童クラブに入退室すると、その保護者の携帯電話等に電子メールで児童の入退室を知らせます。

令和６年９月に当該システムの機能拡充を行い、保護者と学童クラブ職員の相互連絡機能や欠席遅刻連絡機能などを追加しました。

根拠法令等

港区学童クラブ児童見守りシステム事業実施要綱

補助金名等

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ） ※令和６年度のみ
子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成28年７月

実績表

各年度４月１日現在（単位：人）

年 度	2	3	4	5	6
利用者数	3,026	3,065	3,499	3,544	3,446

二十歳（はたち）のつどい		所管課		—		
				子ども若者支援課		
目 的						
二十歳という節目を迎えた若者を祝い励ますことを目的に、「二十歳（はたち）のつどい」を実施し、「おとな」としての自覚と責任感を持った若者の育成を図ります。						
事業内容						
式典と実行委員会（20歳を迎える公募委員、青少年委員等）が企画・運営する催し物を実施します。実行委員会形式は、昭和52年度から実施しています。						
令和4年4月1日から民法上の成年年齢は18歳となりましたが、区では、令和4年度以降も「二十歳（はたち）のつどい」の対象年齢を20歳としています。						
開始時期						
昭和28年1月						
実績表						
年 度		2	3	4	5	6
開催日		3.1.11（月・祝）	4.1.10（月・祝）	5.1.9（月・祝）	6.1.8（月・祝）	7.1.13（月・祝）
時 間		12：30～13：00	・ 12：00～13：00 ・ 14：00～15：00	・ 12：00～13：00 ・ 14：00～15：00	・ 12：00～13：00 ・ 14：00～15：00	12：00～13：30
会 場		東京プリンスホテル	東京プリンスホテル	東京プリンスホテル	東京プリンスホテル	東京プリンスホテル
対 象 者		H12.4.2～ H13.4.1生	H13.4.2～ H14.4.1生	H14.4.2～ H15.4.1生	H15.4.2～ H16.4.1生	H16.4.2～ H17.4.1生
対象者数 （1月1日現在）		1,442人 （外国人91人を含む）	1,467人 （外国人76人を含む）	1,638人 （外国人146人を含む）	1,684人 （外国人154人を含む）	1,790人 （外国人250人を含む）
参加者数		－	652人 （転出者96人を含む）	705人 （転出者115人を含む）	771人 （転出者136人を含む）	805人 （転出者155人を含む）
参 加 率		－	44.4%	43.0%	45.8%	45.0%
メッセージ グッズ		オリジナル 名刺入れ	オリジナル ステンレスストロー	オリジナル ボールペン	オリジナル チェキホルダー	オリジナル グラス
テ ー マ		夢現（むげん）	変化（へんか）	飛躍（ひやく） ～新たな一歩を～	勇往邁進 （ゆうおうまいしん）	Where there's a will, there's a way. （意志ありて道あり）
内 容	第1部	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、会場開催は中止。代替として、動画配信サイトを通じ、ライブ配信を実施。				
	第2部	また、お祝い動画を作成し、一定期間動画配信サイトで放送。				
	そ の 他	1 ライブ配信内容 （1）式辞：区長 （2）祝辞：議長 （3）実行委員代表挨拶	式辞：区長 祝辞：議長 実行委員代表挨拶 実行委員会企画： 抽選会他	式辞：区長 祝辞：議長 実行委員代表挨拶 実行委員会企画： 動画放映他	式辞：区長 祝辞：議長 実行委員代表挨拶 実行委員会企画： ゲスト講演他	式辞：区長 選挙管理委員会 委員長 祝辞：議長 実行委員代表挨拶 実行委員会企画： クイズ・抽選会他
		行政のお知らせ スライド・動画(20件)	行政のお知らせ スライド・動画(9件)	行政のお知らせ スライド・動画(14件)	行政のお知らせ スライド・動画(10件)	
		写真撮影スポット （東京タワー、増上寺、区立芝公園）	写真撮影スポット （東京タワー、増上寺）	写真撮影スポット （東京タワー、増上寺）	写真撮影スポット （東京プリンスホテル）	
		家族向けライブ配信 着付け直しコーナー	家族向けライブ配信 着付け直しコーナー	家族向けライブ配信 着付け直しコーナー	家族向けライブ配信 着付け直しコーナー	
2 お祝い動画 （1）小・中学校の恩師からのビデオメッセージ （2）スペシャルゲストからのビデオメッセージ	新型コロナウイルス感染症の対策として同じ内容を地区により2回に分けて実施。	新型コロナウイルス感染症の対策として同じ内容を地区により2回に分けて実施。	混雑防止のため、地区により2回に分けて実施。 式典後は飲料提供を伴う歓談時間あり。	1部制にて実施。 式典後は飲料提供を伴う歓談時間あり。		

子ども110番事業	所管課	—
		子ども若者支援課

目 的

子どもが不審者等から追いかけられた場合に、子ども110番協力者が子どもを保護し、警察や保護者に通報して子どもの安全を図ります。

事業内容

区立小学校PTAと区が地域の個人や事業所に加入をお願いし、加入者には目印となる協力者シールを道路等から見える位置に貼っていただきます。

また、区立小学校通学区域ごとの協力者マップを作成し、各区立小学校等に配布します。

区は協力者見舞金制度を設け、協力者が協力したことにより人的または物的被害を受けた場合に、区が加入する補償保険の約款に基づいて、見舞金を支給します。

根拠法令等

港区「子ども110番協力者」見舞金支給要綱

開始時期

平成16年2月 協力者マップの作成及び配布

平成17年7月 見舞金支給制度の創設

実績表

(1) 年度別協力者数

令和7年4月1日現在（単位：件）

年 度	2	3	4	5	6
協 力 者 数	1,278	1,238	1,168	1,153	1,046

(2) 小学校区別協力者数

令和7年4月1日現在（単位：件）

小学校区	個人・事業所	区有施設	計	小学校区	個人・事業所	区有施設	計
御成門学園	72	16	88	麻 布	70	7	77
御 成 門				南 山	60	2	62
芝	47	3	50	本 村	16	7	23
赤 羽	47	4	51	筈	52	5	57
芝 浦	21	2	23	東 町	35	3	38
芝 浜	34	10	44	赤坂学園	80	11	91
御 田	62	10	72	赤 坂 坂			
高 輪 台	43	10	53	青 山	41	11	52
白 金	24	6	30	青 南	45	7	52
白金の丘学園	83	10	93	お台場学園	30	7	37
白 金 の 丘				港 陽			
港 南	41	12	53	合 計	903	143	1,046

遊び場対策本部運営	所管課	—
		子ども若者支援課

目 的

青少年の健全な育成のための子どもの遊び場に関する総合施策の推進を図ります。

事 業 内 容

区内にある遊び場及び遊び場の対象となる遊休地の活用について決定します。

遊び場の対象となる遊休地は、原則として土地面積が概ね100㎡以上、活用できる期間が1年以上のものです。

遊 び 場 一 覧

令和7年4月1日現在

名 称	所 在 地	面 積	開 設 年 月 日
久国神社境内遊び場	六本木二丁目1番	341㎡	昭和 42. 2. 1
氷川神社境内遊び場	赤坂六丁目10番	284㎡	昭和 44. 4. 1
白金台三丁目遊び場	白金台三丁目12番	1,416㎡	昭和 45. 9. 20
夕風橋際遊び場	芝浦四丁目20番先	1,361㎡	昭和 46. 3. 31
承教寺前遊び場	高輪二丁目4番先	40㎡	昭和 46. 8. 19
日東坂下遊び場	白金台五丁目11番先	236㎡	昭和 48. 1. 5
白金台緑の遊び場	白金台三丁目7番	878㎡	昭和 50. 1. 31
高輪台遊び場	高輪三丁目9番	527㎡	昭和 50. 4. 1
港南三丁目遊び場	港南三丁目2番	3,002㎡	昭和 50. 9. 6
永坂上遊び場	六本木五丁目18番先	98㎡	昭和 51. 4. 1

根拠法令等

港区遊び場対策本部設置要綱

開 始 時 期

昭和41年10月

みなとキャンプ村	所管課	各総合支所協働推進課
		子ども若者支援課

目 的

青少年が自然に親しむ機会と野外活動の体験をとおして、自主性、協調性及び創造性を養い、団体生活のマナーを学ぶ場として開設することにより、青少年の健全育成を図ります。

事業内容

港区青少年対策地区委員会と区の共催で実施します。

区が夏休みの一定期間（2泊3日の2ローテーション）のキャンプ場と青少年対策地区委員会ごとの往復バスを借り上げ、同行看護師の依頼、寝具等の手配、食器・調理器具の貸出し等を行います。

募集やプログラムは、各青少年対策地区委員会のリーダーや育成者が企画・実施し、野外炊飯、川遊び、ハイキング、キャンプファイヤーや花火など、都会で普段は味わえない体験の機会を青少年に提供します。

開始時期

昭和52年8月

実績表

年 度		2	3	4	5	6
担 当 者 会 議		－	－	－	4.19(水)	4.10(水)
リ ー ダ ー 会 議		－	－	－	7.4(火)	7.4(木)
日 程・地 区 委 員 会	第 1 ロ ー テ ー シ ョ ン	－	－	－	8.12～14 (土～月)	8.10～12 (土～月)
		－	－	－	御成門地区 三 田地区 白 金地区 六本木地区	御成門地区 高 松地区 白 金地区 赤 坂地区 青 山地区
	第 2 ロ ー テ ー シ ョ ン	－	－	－	8.19～21 (土～月)	8.17～19 (土～月)
		－	－	－	港 南地区 高 陵地区 赤 坂地区 青 山地区 お台場地区	三 田地区 港 南地区 六本木地区 高 陵地区 お台場地区
キ ャ ン プ 場		－	－	－	山梨県小菅村 平山キャンプ場	山梨県小菅村 平山キャンプ場
参 加 者 (人)	青 少 年	－	－	－	304 (小3～高校生)	308 (小3～高校生)
	育 成	－	－	－	163	171
	合 計	－	－	－	467	479
反 省 会 議		－	－	－	9.5 (火)	9.4 (水)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度、令和3年度及び令和4年度は中止しました。
※令和5年度、高松地区は台風の接近に伴い、参加を中止しました。

青少年対策地区委員会活動支援	所管課	各総合支所協働推進課
		子ども若者支援課

目 的

青少年対策地区委員会は区立中学校通学区域ごとに設置された任意団体で、地域における青少年対策の推進母体として地域の青少年団体との連絡調整を図り、それらの活動を援助・協力し、地域の実情に応じた様々な自主事業を実施して、青少年の健全育成活動を行っています。

区は、これらの団体を支援することにより青少年の健全育成を図ります。

事 業 内 容

- (1) 「組織活動補助金」及び「レベルアップ事業補助金」の交付
- (2) 地区委員会相互及び区（各総合支所協働推進課、子ども家庭支援部子ども若者支援課）との情報交換のため、会長会や担当者会などを開催

根拠法令等

港区青少年対策地区委員会の組織活動補助金等交付要綱

港区青少年対策地区委員会の会長の職にあった者に対する感謝状贈呈基準

開 始 時 期

昭和34年11月 青少年問題協議会の下部組織として発足

昭和37年6月 青少年問題協議会から独立

昭和57年6月 青少年問題協議会の下部組織である補導連絡会と一体化

関係発行物

港区青少年対策地区委員会ハンドブック（隔年度発行）

実 績 表

(1) 青少年人口と事業参加者数

（単位：人（事業参加者数は延））

地区 委員会	2.1.1 現在29 歳以下	2年度 事業 参加者	3.1.1 現在29 歳以下	3年度 事業 参加者	4.1.1 現在29 歳以下	4年度 事業 参加者	5.1.1 現在29 歳以下	5年度 事業 参加者	6.1.1 現在29 歳以下	6年度 事業 参加者
御成門	4,464	34	4,537	540	4,543	1,173	4,861	1,075	4,909	1,989
三 田	9,895	1,223	9,981	414	10,042	2,368	10,234	2,710	10,616	2,428
高 松	8,293	163	8,320	73	8,220	939	8,467	1,120	8,492	1,547
港 南	14,553	393	14,575	461	14,571	656	15,227	969	15,594	1,285
白 金	5,192	1,977	5,091	1,890	5,044	1,693	5,223	2,041	5,971	1,170
六本木	10,217	115	10,090	182	9,874	433	10,191	624	10,254	990
高 陵	6,754	157	6,739	186	6,581	431	6,759	829	6,746	1,100
赤 坂	5,726	354	5,639	248	5,540	1,961	5,613	2,064	5,677	2,195
青 山	4,024	326	4,070	99	4,183	583	4,298	574	4,338	796
お台場	1,678	2,205	1,627	2,760	1,593	3,805	1,617	5,176	1,583	5,634
計	70,796	6,947	70,669	6,853	70,191	14,042	72,490	17,182	74,180	19,134

(2) 組織活動補助金額

(単位：円)

年 度		2	3	4	5	6
御成門	一 般 分	204,738	177,630	329,272	502,018	768,216
	レベルアップ分	-	-	-	176,434	200,000
	計	204,738	177,630	329,272	678,452	968,216
三 田	一 般 分	790,000	791,000	793,000	791,000	1,130,800
	レベルアップ分	-	-	200,000	200,000	200,000
	計	790,000	791,000	993,000	991,000	1,330,800
高 松	一 般 分	68,416	49,465	567,063	766,384	1,024,600
	レベルアップ分	-	-	-	-	-
	計	68,416	49,465	567,063	766,384	1,024,600
港 南	一 般 分	338,059	856,000	857,000	784,746	1,379,700
	レベルアップ分	-	-	-	-	-
	計	338,059	856,000	857,000	784,746	1,379,700
白 金	一 般 分	362,398	686,692	380,453	722,000	898,550
	レベルアップ分	-	200,000	200,000	200,000	200,000
	計	362,398	886,692	580,453	922,000	1,098,550
六 本 木	一 般 分	581,584	628,393	433,755	770,027	1,038,598
	レベルアップ分	0	0	200,000	200,000	200,000
	計	581,584	628,393	633,755	970,027	1,238,598
高 陵	一 般 分	745,000	745,000	744,000	743,000	937,300
	レベルアップ分	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	計	945,000	945,000	944,000	943,000	1,137,300
赤 坂	一 般 分	731,000	730,000	729,000	728,000	883,850
	レベルアップ分	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	計	931,000	930,000	929,000	928,000	1,083,850
青 山	一 般 分	550,313	708,000	709,000	709,000	816,900
	レベルアップ分	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	計	750,313	908,000	909,000	909,000	1,016,900
お 台 場	一 般 分	674,000	673,000	673,000	672,000	679,150
	レベルアップ分	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	計	874,000	873,000	873,000	872,000	879,150
計	一 般 分	5,045,508	6,045,180	6,215,543	7,188,175	9,557,664
	レベルアップ分	800,000	1,000,000	1,400,000	1,576,434	1,600,000
	計	5,845,508	7,045,180	7,615,543	8,764,609	11,157,664

※「-」は補助金の申請なし、「0」は補助金交付後に全額返還があったことを示します。

※令和6年度については、「港区平和都市宣言40周年の機運醸成事業として行う平和に関する体験活動事業又は学習活動事業」をレベルアップ分の1つに加えています。

(3) 会 議

年 度		2	3	4	5	6
会長会 (年2回程度)	開催日	7.16(木)	11.30(火)	-	・6.7(水) ・10.23(月) ・1.29(月)	・6.5(水) ・11.20(水) ・2.4(火)
担当委会など (年1回)	開催日	4.16(木)	4.8(木)	4.11(月)	4.19(水)	4.10(水)

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、担当委会は書面会議としました。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度及び令和3年度の会長会を1回中止し、令和4年度の会長会は2回中止しました。

子ども会活動助成	所管課	—
		子ども若者支援課

目 的

少年期に仲間や地域の大人とのふれあいを通じて社会性、自立性、協調性及び創造性等を養うことを目的に活動している子ども会を支援することにより、青少年の健全育成を図ります。

事業内容

港区子ども会連合会に加盟する子ども会に、指導者謝礼を助成します。

総会及び年3回程度の代表者会議に参加し、年1回の子ども会連合会統一事業を共催で実施します。

開始時期

昭和54年

実績表

(1) 加盟団体数及び事業参加者数

(単位：人(延))

年 度		2	3	4	5	6
港区子ども会連合会加盟団体数		3団体	3団体	3団体	3団体	3団体
事業参加者数	マルス・クラブ	20	30	95	135	237
	ディズニー少年団	－	134	10	87	66
	スーパートマト子ども会	－	－	－	－	85
	合計	20	164	105	222	388

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は、多くの活動が中止になりました。

(2) 子ども会連合会統一事業実施状況

(単位：人)

年 度		2	3	4	5	6
事 業 名		—	子ども会 まつり	子ども会 まつり	子ども会 まつり	子ども会 まつり
日 時		—	11.14（日） 14時～15時30分	11.12（土） 14時～15時30分	11.11（土） 14時～16時	11.9（土） 14時～16時
会 場		—	神明いきいき プラザ6階	神明いきいき プラザ6階	神明いきいき プラザ6階	神明いきいき プラザ6階
内 容		—	パン釣り、的あて、エコバッグ作り、クイズ、絵画展示、消火器操作訓練など	的あて、パン釣り、クイズ、エコバッグ作り、消火器操作訓練、紙飛行機など	的あて、パン釣り、ジグソーパズル、絵画展示・エコバック作り、消火器操作体験など	的あて、パン釣り、ジグソーパズル、絵画展示・エコバック作り、消火器操作体験など
参加者数	大 人	—	104	140	129	89
	子ども	—	116	137	135	98
	計	—	220	277	264	187

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は、子ども会連合会統一事業を中止しました。

青少年関係団体指導者等賠償責任保険
(ボランティア保険)

所管課

子ども若者支援課

目 的

区で活動する青少年関係団体（PTA、青少年対策地区委員会、子ども会、町会・自治会及び少年スポーツ団体など）の指導者等を対象に、区が保険料を全額負担し、団体の青少年健全育成活動中に損害賠償責任を負う場合や、自身が死傷した場合に備えた賠償責任保険と傷害保険の補償を行うことにより、青少年健全育成活動を支援します。

事業内容

加入の申請受付・認定、事故報告書の受付・提出等を行います。

保 険 内 容

賠償責任 保険	対象となる事故	指導者が、活動の参加者や第三者の身体・物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合
	保 険 金 額	(1) 対人賠償 最高1事故2億円 (2) 財物賠償 最高1事故2億円 (3) 保管物賠償 最高1事故300万円 免責金額：0円
傷害保険	対象となる事故	指導者及び参加者が、青少年育成活動中に急激かつ偶然な外来の事故で、けがをした場合、又は死亡した場合
	保 険 金 額	(1) 死亡保険金 500万円 (2) 後遺障害保険金 20万円～500万円 (3) 入院保険金 1日3,000円 (4) 通院保険金 1日2,000円 支払い対象期間：(3)は事故日から180日、(4)は90日を限度

※他の賠償責任保険に加入している場合は他の保険を優先し、不足分を本保険で適用します。

根拠法令等

港区青少年関係団体指導者等賠償責任保険取扱要綱

開始時期

昭和60年4月1日

実績表

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
青少年関係団体加入数	76	73	76	77	74
保 険 該 当 事 故 数 (事故発生日基準)	0	1	9	0	1

ひきこもり対策	所管課	—
		子ども若者支援課
目 的 近年、社会参加や対人交流を避けて自宅を中心とした生活を送る、「社会的ひきこもり」が子ども・若者に増加しているといわれ、重要な課題となっています。ひきこもりになる要因や状況も様々なことから、必要な支援も一人ひとり異なることが推測されます。 平成21年7月に、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援施策を推進することを目的に制定された「子ども・若者育成支援推進法」（平成22年4月1日施行）に基づき、区は、適切な支援施策を積極的に推進します。 事 業 内 容 港区子ども・若者支援地域協議会を設置し、専門家の助言を得ながら地域及び関係部署が連携して支援を実施します。 根拠法令等 子ども・若者育成支援推進法 港区子ども・若者支援地域協議会設置要綱 開 始 時 期 平成22年2月		

子どもの孤食解消と保護者支援推進事業	所管課	—
		子ども若者支援課

目 的

子ども食堂を運営する個人や団体に対して活動の支援等を行い、子どもの孤食解消及び保護者の支援を促進します。

事業内容

(1)「港区子ども食堂推進事業補助金」の交付

対 象	民間団体等が行う地域の子ども及びその保護者への食事及び交流の場を提供する取組
補助金額	ア 次の（ア）又は（イ）のいずれか低い金額 （ア）対象経費の実支出額－寄付金その他の収入額並びに国からの交付金及び補助金の受入額 （イ）実施月数×4万円（令和2年度以前は実施月数×2万円、令和3年度は実施月数×3万円） イ アに加え、配食又は宅食を実施するときは、年間72万円を上限として加算（令和2年度以前は年間12万円を上限として加算、令和3年度は年間60万円を上限として加算） ウ 新たな子ども食堂の立ち上げや支援の拡充の実施に要する経費年間50万円を上限として加算（令和4年度から）

(2)「港区子ども食堂ネットワーク」の運営

対 象	子ども食堂の運営者、子どもの食に関わる活動をしている人、運営や支援を検討している人等
活動内容	子ども食堂運営者・支援者（検討中の人を含む）の連携、情報共有 子ども食堂の情報発信、理解促進 等

根拠法令等

港区子ども食堂推進事業補助金交付要綱

開 始 時 期

平成31年4月 港区子ども食堂推進事業補助開始

令和2年2月 港区子ども食堂ネットワーク発足

実 績 表

(1) 申請件数及び補助金額

年 度	2	3	4	5	6
申請件数（件）	3	3	4	5	11
補助金額（千円）	573	1,321	2,376	3,300	3,930

(2) 港区子ども食堂ネットワーク会員数

令和7年4月1日現在

年 度	2	3	4	5	6
会員数（件）	45	52	59	60	78

児童手当	所管課	各総合支所区民課
		子ども若者支援課

目 的

児童を養育している人に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に役立てるとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。

事業内容

(1) 対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している人

(2) 手 当 額（児童1人当たりの月額）

令和7年4月現在

	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生（年代）	10,000円	

※第3子以降とは、22歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している子のうち、3番目以降の支給対象児童をいいます。

根拠法令等

児童手当法

補助金名等

児童手当交付金、児童手当等都負担金

開始時期

平成24年4月1日

実績表

年度 区分	2	3	4	5	6
受給者数（人）	22,771	22,577	12,532	11,577	23,658
受給対象児童数（人）	33,883	33,627	18,202	16,786	36,280
支給額（千円）	3,216,365	3,130,520	2,481,875	2,080,230	3,100,455

※受給者数、受給対象児童数には施設等受給資格者も含まれます。

※令和4年6月から所得上限限度額が適用されました。

※令和6年10月から所得制限が撤廃され、受給対象が高校生年代までに変更されました。

児童扶養手当	所管課	各総合支所区民課
		子ども若者支援課

目 的

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対 象 者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（心身に中度以上の障害のある場合は20歳未満）を養育する父若しくは母又は児童を養育する人（児童に父又は母がいなか、父又は母が養育をしていない場合）で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から10月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

ア 父母が離婚している

イ 父又は母が死亡している

ウ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）

エ 父又は母が生死不明である

オ 父又は母に1年以上遺棄されている

カ 父又は母がDV保護命令を受けている

キ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている

ク 婚姻によらない出生

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)		0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額 (千円)	全部支給	690	1,070	1,450	1,830	2,210	2,590	380
	一部支給	2,080	2,460	2,840	3,220	3,600	3,980	380

※令和6年11月から、所得限度額が改定されました。

(2) 手 当 額 (月額)

令和7年4月現在

児童数	1人	2人目以降
全 部 支 給 (円)	46,690	11,030加算
一 部 支 給 (円)	46,680～11,010	11,020～5,520加算

※所得に応じて10円刻みで変動

※手当額は毎年物価スライドにより改定されます。

根拠法令等

児童扶養手当法

補助金名等

児童扶養手当給付費国庫負担金

開 始 時 期

昭和37年1月1日

実 績 表

手 当 支 給 状 況

年 度		2	3	4	5	6
区 分						
受 給 者 (人)	全部支給	549	551	567	570	597
	一部支給	356	333	320	349	338
	計	905	884	887	919	935
手 当 月 額(円) 児童1人の場合	全部支給	43,160	43,160	43,070	44,140	45,500
	一部支給	43,150～ 10,180	43,150～ 10,180	43,060～ 10,160	44,130～ 10,410	45,490～ 10,740

※手当月額は各年度3月31日現在の金額です。

支 払 総 額 の 推 移

年 度	2	3	4	5	6
区 分					
全 部 支 給 (円)	311,598,740	303,741,020	327,300,790	334,544,420	341,162,900
一 部 支 給 (円)	123,353,060	126,228,530	115,238,810	124,405,020	133,152,580
計 (円)	434,951,800	429,969,550	442,539,600	458,949,440	474,315,480

特別児童扶養手当	所管課	各総合支所区民課
		子ども若者支援課

目 的

精神又は身体に障害のある児童の福祉の増進を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象 者

20歳未満の障害児を養育する父若しくは母又は児童を養育する人（児童に父母がいないか、父母が養育をしていない場合）で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

ア 「愛の手帳」1・2・3度程度

イ 「身体障害者手帳」1・2・3級程度及び一部4級（下肢の一部のみ）程度

ウ 長期間安静を要する病状、重度の内部障害又は重度の精神障害により日常生活に著しい制限を受ける児童

※障害の程度により「重度」「中度」に認定が分かれる（所定の診断書により認められる程度）

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額(千円)	4,596	4,976	5,356	5,736	6,116	6,496	380

(2) 手 当 額（月額）（令和7年4月現在）

1級 児童1人につき 56,800円

2級 児童1人につき 37,830円

※手当額は毎年物価スライドにより改定されます。

根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

補助金名等

特別児童扶養手当事務取扱交付金（受給者数等に基づく算定額を国が負担）

開 始 時 期

昭和37年9月1日

実 績 表

支 給 状 況

年 度		2	3	4	5	6
区 分						
受 給 者(人)		123	118	117	121	115
手 当 月 額(円) 児童1人の場合	重度	52,500	52,500	52,400	53,700	55,350
	中度	34,970	34,970	34,900	35,760	36,860

※手当は東京都が支給するため、区の実績はありません。

児童育成手当（育成手当）	所管課	各総合支所区民課
		子ども若者支援課

目 的

手当を支給することにより、ひとり親家庭の児童の福祉の増進を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象 者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

ア 父母が離婚している

イ 父又は母が死亡している

ウ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）

エ 父又は母が生死不明である

オ 父又は母に1年以上遺棄されている

カ 父又は母がDV保護命令を受けている

キ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている

ク 婚姻によらない出生

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に 加 算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	380

(2) 手 当 額（月額）

児童1人につき13,500円（令和7年4月現在）

根拠法令等

港区児童育成手当条例

開 始 時 期

昭和47年1月1日

実 績 表

支 給 状 況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
受 給 者 数(人)	1,318(20)	1,278(24)	1,276(25)	1,293(28)	1,257(29)
受給対象児童数(人)	1,769(22)	1,717(26)	1,737(29)	1,750(29)	1,702(29)
手 当 月 額(円)	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
支 給 額(円)	281,083,500	278,560,350	277,911,000	285,363,000	283,891,500

※育成手当と障害手当の併給者数を（ ）書きしています。

児童育成手当（障害手当）	所管課	各総合支所区民課
		子ども若者支援課

目 的

手当を支給することにより、障害のある児童の福祉の増進を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象 者

20歳未満で障害のある児童を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

ア 「愛の手帳」 1・2・3度程度

イ 「身体障害者手帳」 1・2級程度

ウ 脳性マヒ又は進行性筋萎縮症

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	380

(2) 手 当 額（月額）

児童1人につき15,500円（令和7年4月現在）

根拠法令等

港区児童育成手当条例

開 始 時 期

昭和47年1月1日

実 績 表

支 給 状 況

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
受 給 者 数(人)	84(20)	88(24)	89(25)	89(28)	73(29)
受給対象児童数(人)	90(22)	93(26)	98(29)	97(29)	85(29)
手 当 月 額(円)	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500
支 給 額(円)	15,887,500	16,554,000	16,926,000	17,236,000	17,127,500

※受給者数に育成手当と障害手当の併給者数も加算しています。

※受給者数と受給対象児童数に育成手当と障害手当の併給者数を（ ）書きしています。

子ども医療費助成	所管課	各総合支所区民課
		子ども若者支援課

目 的

子どもの医療費の一部を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ります。

事 業 内 容

高校生等（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもの医療費を助成します。

（1）助成の対象者

次の要件に該当する子どもの保護者

ア 保護者・子どもが港区に住所を有すること

イ 日本の公的な健康保険に加入していること

※高校生相当世代の児童が父母の監護を離れている場合には、児童自身が保護者となり助成を受けることができます。

（2）助成の範囲

病院等で健康保険による診療を受けた時に支払う医療費の自己負担分（入院時の食事療養費を含む）を助成します。

根拠法令等

港区子ども医療費助成条例

開 始 時 期

平成5年1月1日

実 績 表

（1）乳幼児

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
医療証受給者数(人)	18,306	17,570	17,152	16,849	16,128
医療費助成件数(件)	233,008	268,480	274,042	311,422	299,487
医療費助成額(円)	483,311,863	590,968,890	577,342,796	657,444,996	593,563,305

（2）児 童

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
医療証受給者数(人)	17,905	18,652	19,642	20,427	20,861
医療費助成件数(件)	184,732	214,625	232,312	298,762	324,406
医療費助成額(円)	486,144,250	568,264,084	627,798,315	814,257,348	872,380,088

(3) 高校生等

区 分 \ 年 度	5	6
医療証受給者数(人)	4,813	5,316
医療費助成件数(件)	48,378	68,459
医療費助成額(円)	138,238,241	206,185,996

※令和5年4月1日から高校生等まで拡大しました。

ひとり親家庭等医療費助成	所管課	各総合支所区民課
		子ども若者支援課

目 的

ひとり親家庭等に医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ります。

事業内容

ひとり親家庭等の保護者と児童の医療費を助成します。

(1) 助成の対象者

次のいずれかの要件に該当し、健康保険に加入しているひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者とその児童（18歳に達する日以後最初の3月31日まで。ただし、児童に障害がある場合は20歳未満まで。）で、かつ前々年の所得が所得限度額未満の人

ア 父母が離婚している

イ 父又は母が死亡している

ウ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）

エ 父又は母が生死不明である

オ 父又は母に1年以上遺棄されている

カ 父又は母がDV保護命令を受けている

キ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている

ク 婚姻によらない出生

所得限度額表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額(千円)	2,080	2,460	2,840	3,220	3,600	3,980	380

※令和7年1月から所得限度額が改定されました。

(2) 助成の範囲

病院等で健康保険による診療を受けた時に支払う医療費（入院時の食事療養費を除く。）を助成します。

ア 住民税非課税世帯の場合、支払う医療費の自己負担分を助成します。

イ 住民税課税世帯の場合、支払う医療費の自己負担分から一部負担金相当額を控除した額を助成します。

根拠法令等

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

開始時期

平成2年4月1日

実績表

年 度		2	3	4	5	6
区 分	医療証受給世帯数(世帯)	833	844	867	881	898
	一般世帯	339	313	323	334	348
	非課税世帯	494	531	544	547	550
医療費助成額(円)		49,570,399	54,298,776	52,325,577	55,355,409	59,647,541

出産費用助成	所管課	各総合支所区民課
		子ども若者支援課

目 的

子どもの出産に係る費用の一部を負担することにより、子育てする家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境整備を図ります。

事業内容

(1) 助成の対象者

出産した子どもの保護者で次の全ての要件に該当する人（所得制限なし）

- ア 子どもを出産した日以前から出産後も港区に住所があり、申請日において引き続き1年以上港区に居住していること
- イ 生まれてきた子どもも出生日から港区に住所があり、保護者と同居していること。
ただし、外国籍の対象者が、日本国外で出産した場合、出生後初めて日本に子どもの住民登録をした日から、申請者の住所に子どもの住民登録があり申請日において同居していること
- ウ 母が日本の公的な健康保険に加入していること

(2) 助成の範囲

出産に係る分娩費及び入院費等81万円を限度としてその額から出産育児一時金を差し引いた額を助成します。多胎の場合、81万円に子どものうち1人を除いた子ども1人につき48万円を加算した額が限度額となります。

根拠法令等

港区出産費用助成事業実施要綱

開始時期

平成18年4月1日

実績表

年度 区 分	2	3	4	5	6
決定者数(人)	2,359	2,249	2,150	2,065	2,097
受給者数(人)	2,318	2,209	2,130	2,012	2,059
支払助成額(円)	496,854,880	552,123,172	539,093,557	496,782,426	519,590,622

※決定者数と受給者数が異なっているのは出産費用が出産育児一時金等を下回るなどの理由により、支給実績がないためです。

※令和2年4月から限度額を60万円から73万円に拡大しました。

※令和5年4月から限度額を73万円から81万円に拡大しました。

コミュニティバス乗車券の発行	所管課	各総合支所区民課
		子ども若者支援課

目 的

妊産婦等に対し乗車券を発行し、乗車運賃を助成することにより社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事業内容

児童扶養手当受給者、ひとり親家庭等医療費助成受給者、妊産婦、3歳未満の子どもがいる区が定める所得基準内（※）の世帯に港区コミュニティバスの乗車券を無料で発行します。

令和2年4月から、妊産婦の二親等以内の家族最大5人まで利用できるように、また多胎児産婦は子の数に応じた枚数を発行するよう事業を拡大しました。

令和5年4月1日から妊産婦の港区コミュニティバス乗車券で、1回の利用につき2人までが乗車が可能になりました。

所得基準表

扶養親族等人数	所得基準
0 人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、208万円未満
1 人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、246万円未満
2人以上	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、284万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算した額未満

※令和6年10月から所得基準が改定されました。

根拠法令等

港区コミュニティバス乗車券の発行及び利用助成要綱

開始時期

平成16年10月

実績表

発行の状況

(単位：枚)

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
児童扶養手当受給者等	745	697	748	700	710
妊 産 婦	5,201	4,839	4,735	4,731	4,773
3 歳 未 満 児	376	354	297	273	287

都営交通の無料乗車券の交付	所管課	各総合支所区民課
		子ども若者支援課

目 的

児童扶養手当受給世帯に、無料乗車券を交付することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事 業 内 容

児童扶養手当受給世帯に、都営のバス・地下鉄・電車等の無料乗車券を交付します。

有 効 期 間

1年間

根拠法令等

東京都都営交通無料乗車券発行規程

開 始 時 期

昭和42年10月

実 績 表

交 付 の 状 況

(単位：枚)

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
無料乗車券交付枚数	745	716	780	735	766

ひとり親世帯等フードサポート事業	所管課	—
		子ども若者支援課

目 的

物価高騰等の経済的影響を受けているひとり親世帯等に対して、子どもの成長発達に不可欠な食料品を給付することにより、ひとり親世帯等の経済的負担等を軽減し、子どもの健全な育成を図ります。

事業内容

(1) 対象者

次のいずれかに該当するもの

- ① 港区から児童扶養手当を受給している世帯
- ② 児童扶養手当の受給要件に相当する以下の世帯で、家計が急変し世帯収入が受給基準まで下がった世帯
 - (ア) 児童扶養手当全部停止世帯
 - (イ) ひとり親家庭等医療費助成対象者
 - (ウ) 育成手当受給者
 - (エ) その他

【受給基準】

子どもの人数（人）	世帯の収入基準月額（円）
1	219,000
2	248,000
3	276,000
4	305,000
5	333,000

(2) 提供方法

毎月1回対象者に食料品が選べるカタログを送付し、カタログから注文された食料品を自宅に配送します。

根拠法令等

港区ひとり親世帯等フードサポート事業実施要綱

開始時期

令和6年4月1日

実績表

年 度	6
区 分	
延べ配送世帯数（件）	9,492

結婚支援	所管課	—
		子ども若者支援課

目 的

若い世代が就職、結婚、子育て等ライフステージを積極的に考え、将来への夢や希望を抱くことができるよう支援します。

事業内容

結婚やライフステージに関するセミナーやイベント、ワークショップを開催し、若者が夢と希望をもって、自分らしいライフデザインをイメージできるきっかけづくりや情報発信を行います。

開始時期

令和4年7月

実績表

年 度	4		5	6
名 称	「ウエディングするなら港区 結婚応援フェア」		結婚&恋愛フェスタ2024 ～Tokyo Valentine in Minato～	結婚&恋愛フェスタ2025 ～Tokyo Valentine in Minato～
開 催 日	4.7.29 (金)	4.7.30 (土)	6.2.12 (月・祝)	7.2.11 (火・祝)
時 間	正午～ 午後5時	午前10時～ 午後4時	正午～午後5時	午前10時～午後5時
会 場	港区立産業振興センター 11階		東京タワー	東京タワー
対 象 者	年齢を問わず、どなたでも		年齢を問わず、どなたでも	年齢を問わず、どなたでも
参加者数	114人	189人	延べ632人	延べ811人
入 場 料	無料		無料（展望台入場料は有料）	無料（展望台入場料は有料）
内 容	(1) 港区の結婚式会場 紹介コーナー (2) セミナー ア これからのウエディングに相応しいカップルの装い（実演） イ ウエディングのお仕事～どんなことをしているの？～ (3) 展示・相談・体験コーナー ア 展示（ウエディングドレス、ウエディングアイテム、港区のお土産物、SDGs アイテム） イ 相談コーナー ウ ワークショップ エ フォトブース (4) フォトプレゼント企画（抽選）		(1) 展示&ワークショップ ア ウエディング関連アイテムの展示（ドレス等） イ 港区地産ギフトの展示 ウ ワークショップ（4種） エ ライフデザインセミナー（東京都共催事業） (2) ウエディングコレクション (3) シビルウエディング（桂由美氏衣装協力）	(1) 展示&ワークショップ ア 絵画コンクール作品展示、表彰式 イ 子どもカメラマン体験 ウ ワークショップ（4種） エ 港区地産ギフト展示（パンフレット） オ フォトコンテスト作品展示 カ 港区郷土歴史館で撮影した写真パネル展示 (2) トークショー ア ライフデザインセミナー（東京都共催） イ YouTuber 対談 (3) ウエディングコレクション (4) 人前式 (5) フォトコンテスト品評会 (6) サックス演奏

※令和5年度及び令和6年度は、NPO法人TOKYOウエディングフォーラムとの共催事業です。

港区子育て応援商品券事業（令和４年度）	所管課	—
		子ども若者支援課

目 的

未来を担う全ての子どもが健やかに成長できるよう、臨時に子育て応援商品券を配付することで子育て家庭を支援します。

事 業 内 容

（１）対象世帯

令和４年１２月１日から令和５年４月１日の間に、平成１６年４月２日から令和５年４月１日の間に生まれた児童がいる世帯

（２）支給額

児童１人につき５万円分の電子商品券

根拠法令等

港区子育て応援商品券事業実施要綱

補助金名等

東京都低所得のひとり親世帯等生活支援給付事業補助金

開 始 時 期

令和４年１１月３０日

実 績 表

区 分	年 度	
	４	５
対象者数（人）	43,741	188
利用者（人）	37,957	
利用額（円）	1,886,697,372	

※本事業は、令和４～５年度の臨時事業で、令和５年１０月３１日まで実施しました。

港区子育て応援商品券事業（令和５年度）	所管課	—												
		子ども若者支援課												
目 的 エネルギーや食料品価格等の物価高騰が長期化する中で、未来を担う全ての子どもが健やかに成長できるよう、臨時に子育て応援商品券を給付し、子育て家庭を応援することを目的とする。 事業内容 (1) 対象世帯 令和６年１月１日から令和６年４月１日の間に、平成17年４月２日から令和６年４月１日の間に生まれた児童 (2) 支給額 児童１人につき５万円分の電子商品券 根拠法令等 港区子育て応援商品券事業実施要綱 開始時期 令和５年12月11日 実績表 <table><tr><th>区 分 \ 年 度</th><th>5</th><th>6</th></tr><tr><td>対象者（人）</td><td>44,145</td><td>220</td></tr><tr><td>利用者（人）</td><td colspan="2">41,214</td></tr><tr><td>利用額（円）</td><td colspan="2">2,048,987,454</td></tr></table> ※本事業は、令和５～６年度の臨時事業で、令和６年９月30日まで実施しました。			区 分 \ 年 度	5	6	対象者（人）	44,145	220	利用者（人）	41,214		利用額（円）	2,048,987,454	
区 分 \ 年 度	5	6												
対象者（人）	44,145	220												
利用者（人）	41,214													
利用額（円）	2,048,987,454													

港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活
支援特別給付金（ひとり親世帯分）

所管課

子ども若者支援課

目 的

食費等の物価高騰の影響を特に受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給することにより子育て世帯の生活を支援します。

事業内容

（1）対象者

次のいずれかの要件に該当する人

ア 令和5年3月分の児童扶養手当を受給している人

イ 公的年金等を受給していることで児童扶養手当が全部支給停止の人

ウ 食費等の物価高騰の影響を受けて、家計が急変し収入が児童扶養手当支給対象世帯と同じ水準になった人

（2）支給金額

児童1人につき5万円

根拠法令等

港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）
支給事業実施要綱

補助金名等

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

開始時期

令和5年5月1日

実績表

区分	支給世帯数（世帯）	支給金額（円）
児童扶養手当令和5年3月分受給者	973	66,400,000
公的年金給付等受給者	20	1,150,000
家計急変者	127	9,000,000
合計	1,120	76,550,000

※本事業は、令和5年度の臨時事業で、令和5年度末まで実施しました。

港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）	所管課	—
		子ども若者支援課

目 的

食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対して特別給付金の支給を行うことにより、子育て世帯の生活を支援します。

事業内容

(1) 対象者

- ア 港区で令和4年度港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）を受給した人
- イ 令和4年度港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）を受給した人以外で、以下の(ア)及び(イ)または(ア)及び(ウ)の要件に該当する人
 - (ア) 平成17年4月2日から令和6年2月29日までの間に出生した児童を養育している人
 - (イ) 令和5年度分の住民税（均等割）が非課税である人
 - (ウ) 食費等の物価高騰の影響を受けて、家計が急変し、令和5年度分の住民税（均等割）が非課税である人と同様の事情にあると認められる人（当該者の1年間の収入見込額又は所得見込が、住民税（均等割）が非課税となる水準に相当する額以下である人）

(2) 支給金額

児童1人につき5万円

根拠法令等

港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給事業実施要綱

補助金名等

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

開始時期

令和5年5月1日

実績表

支給世帯数（世帯）	支給対象児童数（人）	支給金額（円）
2,494	3,994	199,700,000

※本事業は、令和5年度の臨時事業で、令和5年度末まで実施しました。

目 的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、食料品や日用品を提供することにより、家計の負担を軽減し家庭の生活再建を図ります。

事業内容

(1) 対象者

次のいずれかに該当するもの

ア 港区から児童手当を受給している児童扶養手当の所得基準未満の両親世帯

扶養親族等人数（人）	所得基準額（円）
0	1,920,000
1	2,300,000
2	2,680,000
3	3,060,000
4	3,440,000

イ 港区から児童扶養手当を受給しているひとり親世帯

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の収入が児童扶養手当受給基準程度まで下がったひとり親の家計急変世帯

子どもの人数（人）	世帯の収入基準月額（円）
1	220,000
2	248,000
3	277,000
4	305,000
5	334,000

(2) 提供方法

毎月1回対象者に食料品等が選べるカタログを送付し、カタログから注文された食料品等を自宅に配送します。

根拠法令等

港区エンジョイ・セレクト事業実施要綱

開始時期

令和3年4月1日

実績表

年度	3	4	5
区分			
延べ配送世帯数（件）	38,576	40,366	40,262

※本事業は、令和5年度末で廃止となりました。

青少年問題協議会		所管課		—			
				子ども若者支援課			
目 的							
青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を適切に実施するため、青少年問題の調査、審議及び関係行政機関相互の連絡調整を図ります。							
事 業 内 容							
青少年問題に対処するため、昭和28年に国が法律を制定して都道府県に設置を義務付け、市町村には設置を求めた区長の付属機関です。							
青少年の健全育成に必要な施策を推進するため、「港区青少年健全育成活動方針」を策定するとともに、関係機関と地域活動組織等の連絡調整を行います。							
根拠法令等							
地方青少年問題協議会法							
港区青少年問題協議会条例							
開 始 時 期							
昭和40年 3 月							
関係発行物							
港区青少年健全育成活動方針（毎年度発行）							
実 績 表							
年 度		2	3	4	5	6	
幹事会	開 催 日		—	4.1.11（火）	4.12.19（月）	5.12.18（月）	—
	幹 事 数（人）		11	23	22	19	19
	出 席 者 数（人）		—	21	21	16	—
協議会	開 催 日		—	4.1.27（木）	5.1.26（木）	6.1.25（木）	—
	委 員 数（人）		31	31	30	30	30
	出席者数 （人）	委 員	—	26	27	26	—
		幹 事	—	20	18	16	—
		計 （区長を含む）	—	46	45	42	—
港区青少年健全育成活動方針 発行部数（部）		13,000	13,500	14,000	14,500	—	

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、幹事会及び協議会は書面開催しました。

※本事業は、令和6年度末で廃止になりました。

保 育 課

保育園	所管課	各総合支所管理課・区民課
		保育課

目 的

保護者が仕事や病気など、保育の必要性に応じた認定（２号認定・３号認定）を受けたとき、保護者に代わって児童を保育します。

事 業 内 容

(1) 定 員

区立保育園22か所※（芝浦アイランドこども園を除く）、私立保育園68か所※定員6,733人（令和７年４月１日現在）

※本園、分園をそれぞれ１か所としています。

※元麻布保育園の医療的ケア児、障害児クラス（定員20人）は含んでいません。

(2) 保 育 料（給 食 費）

在園中に要する保育料は、４月から８月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、９月から３月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。

令和元年10月から、全ての３歳児から５歳児までの保育料を無料とし、令和２年４月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第２子以降の保育料（給食費）は無料としています。令和５年９月から区内の認可保育園、小規模保育事業所、認定こども園及び港区保育室に在籍する児童の給食費は無料としています。

根拠法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

港区保育の実施に関する条例 他

補助金名等

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付費負担金（私立のみ）

開 始 時 期

昭和26年11月

実 績 表

申 込 等 の 状 況

（単位：件）

年 度 区 分	2	3	4	5	6
申 込 件 数	1,986	1,657	1,510	1,379	1,065
内 定 件 数	1,365	1,142	1,002	1,033	947
退 所 件 数	934	1,075	1,251	841	908

※認可保育園、芝浦アイランドこども園（２号認定・３号認定）、港区保育室、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、居宅訪問型保育事業の各年度４月入所の一次調整会議時の件数です（ただし、居宅訪問型保育事業の内定は、二次調整会議より対象となるため、内定件数には含みません。）。また、退所件数に港区保育室は含みません。

園児定員及び職員数の状況（区立保育園）

令和7年4月1日現在（単位：人）

地区	区分 施設名	園 児 定 員							職 員 数					嘱託医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	園長	保育士	看護師	給食調理	計	
芝	芝	18	24	26	28	30	30	156	1	26	1	-	28	2
	神明	21	25	25	30	30	30	161	1	32	1	10	44	2
	芝公園	14	22	24	30	30	30	150	1	24	1	-	26	2
麻布	南麻布	12	16	16	18	18	18	98	1	18	1	-	20	2
	本村	12	14	18	20	20	20	104	1	18	1	-	20	2
	西麻布	13	16	20	24	24	24	121	1	20	1	-	22	2
	麻布	15	20	25	27	27	27	141	1	23	1	-	25	2
	飯倉	12	18	21	24	28	28	131	1	21	1	-	23	2
	東麻布	17	25	28	30	30	30	160	1	23	2	8	34	2
	元麻布	22	25	25	31	31	31	165	1	32	8	7	48	2
赤坂	赤坂	9	15	15	20	20	20	99	1	17	1	-	19	2
	南青山	18	20	20	26	26	26	136	1	22	1	-	24	2
	青山	14	20	22	24	24	24	128	1	22	1	-	24	2
高輪	伊皿子坂	15	22	22	30	30	30	149	1	25	1	-	27	2
	高輪	14	22	24	25	28	28	141	1	23	1	-	25	2
	白金	9	15	15	20	20	20	99	1	17	1	-	19	2
	神応	9	15	18	24	24	24	114	1	28	1	7	37	2
芝浦港南	しばうら	25	28	31	36	46	46	212	1	43	2	6	52	2
	しばうら分園	6	10	10	10			36	1	10	1	2	14	2
	こうなん	14	23	26	27	27	27	144	1	23	1	-	25	2
	たかはま	15	21	23	30	30	30	149	1	34	1	4	40	2
	台場	14	22	23	24	24	24	131	1	22	1	-	24	2
合 計		318	438	477	558	567	567	2,925	22	523	31	44	620	44

※職員数（給食調理）が「-」となっている施設は、給食調理を業務委託しています。

※しばうら保育園分園は、4歳児クラスから本園に移行します。

※元麻布保育園は、上記定員のほか医療的ケア児・障害児クラス（定員20人）があります。

園児定員及び職員数の状況（私立）

令和7年4月1日現在（単位：人）

地区	区分 施設名	園児定員							職員数							嘱託 医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	園長	保育士	保育 補助	看護師	給食調理 栄養士	用務 〔事務〕	計	
芝	アスク芝公園保育園	6	10	11	11	11	11	60	1	13(3)	1(1)	1	3	0	19(4)	2(2)
	太陽の子三田保育園	9	12	12	12	12	12	69	1	15	1(1)	1	3	0	21(1)	2(2)
	アイグラン 保育園 赤 羽 橋	6	12	12	10	10	10	60	1	8	0	0	2	0	11	2(2)
	こころ新橋 保育園	5	5	5	11	11	11	48	1	9	0	1	3	0	14	2(2)
	グローバルキッズ 虎ノ門 保 育 園	6	10	10	10	7	7	50	1	11(1)	0	1	3	0	16(1)	2(2)
	小鳩ナーサリー スクール 浜離宮	6	7	7	6	6	6	38	1	10(2)	0	1	3	2(2)	17(4)	2(2)
	ニチイキッズ 芝 公 園 保 育 園	6	7	8	8	8	8	45	1	11(2)	0	2	3(1)	0	17(3)	2(2)
	にじいろ保育園竹芝	3	5	6	6	6	6	32	1	9(1)	0	0	2	0	12(1)	2(2)
	にじいろ 保 育 園 竹 芝 分 園	3	7	7				17	1	6(1)	0	1	3	0	11(1)	本園職員 が兼務
	にじいろ保育園新橋	3	10	11	12	12	12	60	1	8(1)	0	1	2	0	12(1)	2(2)
	汐留サーノ 保育園	6	14	15	15	15	15	80	1	19(6)	3(2)	1	3	0	27(8)	2(2)
	にじいろ保育園三田	6	8	9	9			32	1	10(2)	0	1	2	0	14(2)	2(2)
麻布	まなびの森保育園麻布	6	10	11	11	11	11	60	1	14(7)	0	1(1)	3(1)	0	19(9)	2(2)
	アイグラン 保育園 南 麻 布	9	15	18	18	18	20	98	1	12	0	0	3	0	16	2(2)
	太陽の子南麻布保育園	9	12	12	12	12	12	69	1	13(1)	1	1	3	0	19(1)	2(2)
	アイグラン 保育園 元 麻 布	6	12	12	10	10	10	60	1	9(1)	0	1	3	0	14(1)	2(2)
	まちの保育園六本木	11	13	14				38	1	18(7)	2(2)	1	3	0	25(9)	2(2)
	ま ち の 保 育 園 六 本 木 分 園				14	9	9	32	本園職員 が兼務	9(4)	3(3)	本園職員 が兼務	3(1)	0	15(8)	本園職員 が兼務
	ATAI NURSERY 麻 布 十 番	6	8	9	9	9	9	50	1	16(7)	0	1	4	0	22(7)	2(2)
	コスモス西麻布保育園	3	8	9	5	3	2	30	1	15	0	0	3(1)	0	19(1)	3(3)
	ふたばクラブ 東 麻 布 保 育 園	9	10	10	10	10	10	59	1	14(1)	2(2)	2	4(1)	0	23(4)	2(2)
	まなびの森保育園 麻 布 十 番	6	11	11	11	11	11	61	1	13(5)	0	1	2	0	17(5)	2(2)
	麻布十番ちとせ保育園	6	10	11	11	11	11	60	1	11	0	1	2(1)	1(1)	16(2)	2(2)
	sakura保育園六本木	6	10	12	12	12	12	64	1	12	1	0	3	0	17	2(2)
	リトルバルズ保育園 六 本 木	9	12	12	12	8	7	60	1	14(1)	0	1	3	0	19(1)	2(2)
赤坂	赤坂ちとせ保育園	6	8	9	9	9	9	50	1	11	0	1	3	0	16	2(2)
	太陽の子赤坂保育園	6	10	10	10	12	12	60	1	11(2)	0	1	3	0	16(2)	2(2)
	アイグラン 保育園 青 山 一 丁 目	6	12	12	10	10	10	60	1	10(1)	0	1	3	0	15(1)	2(2)
	太陽の子南青山保育園	6	8	9	9	9	9	50	1	9	0	1	3	0	14	2(2)
	小学館アカデミー 南 青 山 保 育 園	6	6	6	6	2	3	29	1	9(2)	0	1	3	1	15(2)	2(2)
	赤坂山王 保育園	15	20	20	22	22	22	121	1	21(1)	0	1	6(2)	4(3)	33(6)	2(2)
	赤坂クレア 保育園	6	6	8	10	8	2	40	1	10(1)	0	0	3	0	14(1)	2(2)
	おはよう 保育園 の の あ お や ま	3	3	4	4	4	2	20	1	8(1)	0	1	2(1)	0	12(2)	2(2)
	まちの保育園南青山	6	11	11	12			40	1	14(7)	2(2)	1	2	1	21(9)	2(2)

地区	区分 施設名	園児定員							職員数							嘱託医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	園長	保育士	保育補助	看護師	給食調理 栄養士	用務 (事務)	計	
高輪	太陽の子 三田五丁目保育園	8	8	10	10	12	12	60	1	12	0	1	3	0	17	2(2)
	みなと保育園	6	9	12	12	12	12	63	1	16(5)	0	2(1)	3(1)	3(3)	25(10)	2(2)
	愛星保育園	5	12	15	15	13	10	70	1	22(6)	7(7)	1	4(1)	1	36(14)	2(2)
	ミアヘルサ保育園 ゆらりん高輪	9	15	18	19	19	20	100	1	17	6(6)	1	5	1	31(6)	2(2)
	高輪夢保育園	6	8	9	9	9	9	50	1	14(3)	1(1)	1(1)	4(1)	1(1)	22(7)	2(2)
	ミアヘルサ保育園 ゆらりん白金	6	8	9	9	9	9	50	1	10(1)	3(3)	1	3	1	19(4)	2(2)
	みつばち保育園	6	11	13				30	1	15(3)	0	1	3	0	20(3)	2(2)
	ニチイキッズ 白金台保育園	10	12	12	10	7	9	60	1	11(2)	1(1)	1	3	0	17(3)	2(2)
	高輪さつき保育園	6	10	11	11	11	11	60	1	16(1)	0	1	4(2)	1(1)	23(4)	2(2)
	えほんのもり 白金台保育園	3	5	6	7	7	7	35	1	9(1)	1(1)	2	2	0	15(2)	2(2)
	さくらさくみらい高輪	6	12	12	14	10	6	60	1	13	0	1	3	0	18	2(2)
	ミアヘルサ保育園 ひびき白金高輪		5	6	6	6	6	29	1	5	2(2)	0	3(1)	0	11(3)	2(2)
	うれしい保育園 白金高輪	6	10	11	11	11	11	60	1	12(1)	0	2(2)	3(1)	0	18(4)	2(2)
	ほっぺるランド 高輪二丁目	6	10	11	11	11	11	60	1	10	1	1	2	0	15	2(2)
	アイグラン保育園 白金台	8	12	12	13	10	10	65	1	11	0	1	2	0	15	2(2)
	スターチャイルド 白金高輪ナースリー	6	8	9	9	9		41	1	11	0	0	2	1(1)	15(1)	2(2)
	ポピンズナースリー 高輪ゲートウェイ駅前	6	10	11				27	1	9(2)	0	1	2	0	13(2)	2(2)
芝浦港南	太陽の子 シーバンス保育園	9	20	20	20	16	15	100	1	21(1)	1(1)	1	3	0	27(2)	2(2)
	太陽の子 芝浦一丁目保育園	6	12	12	12	12	12	66	1	13(1)	0	1	2	0	17(1)	2(2)
	アンジェリカ田町 保育園	6	10	11	11	11	11	60	1	16(3)	3(3)	1	3	0	24(6)	2(2)
	にじのいるか保育園 芝浦	6	12	12	11	10	9	60	1	13	1(1)	1	3	0	19(1)	2(2)
	太陽の子 芝浦三丁目保育園	6	8	9	9	9	9	50	1	12	0	1	3	0	17	2(2)
	アスク芝浦4丁目 保育園	9	10	10	10	10	11	60	1	13(1)	0	1	4(1)	0	19(2)	2(2)
	ミアヘルサ保育園 ゆらりん港南	9	12	12	12	15		60	1	14	1(1)	1	3	1(1)	21(2)	2(2)
	グローバルキッズ 港南保育園	9	18	18	18	18	18	99	1	13	0	1	3	1(1)	19(1)	2(2)
	ベネッセ港南保育園	6	12	12	10	10	10	60	1	21(4)	1(1)	1	4(1)	1(1)	29(7)	2(2)
	ふたばクラブ 港南保育園	4	5	5	5	5	5	29	1	8(1)	1(1)	2	4(2)	0	16(4)	2(2)
	ミアヘルサ保育園 ゆらりんはあと	5	7	8	10	10	10	50	1	13(2)	2(2)	2	3	1	22(4)	2(2)
	ミアヘルサ保育園 ゆらりん港南緑水	9	15	18	19	20	20	101	1	19(4)	3(3)	0	4(1)	1	28(8)	2(2)
	デ이지ー保育園芝浦	6	9	9	10	10	10	54	1	16(8)	1	2	3	1(1)	24(9)	2(2)
	にじいろ保育園 海岸三丁目	9	20	24	24	24	24	125	1	21(2)	0	1	3	0	26(2)	2(2)
	太陽の子 芝浦二丁目保育園	6	8	9	9	9	9	50	1	13(2)	1(1)	1	2	0	18(3)	2(2)
	ポピンズナースリー スクール芝浦ベイ	6	8	9	9			32	1	10(1)	0	1	1	1	14(1)	2(2)
	太陽の子 港南三丁目保育園	6	12	12				30	1	11	0	1	2	0	15	2(2)
合 計		431	685	740	702	643	607	3,808	67	862 (123)	53(48)	66(5)	200(21)	25(16)	1,273 (213)	133 (133)

※（ ）内は非常勤職員で内数。

※保育士数には、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例付則第10項及び第11項に定めるみなし保育士を含みます。

※汐留サード保育園、コスモス西麻布保育園、おはよう保育園のおおやま、愛星保育園及びえほんのもり白金台保育園は、給食調理を業務委託しています。

※職員数には、産前産後休暇、育児休業、傷病休職等取得中の職員は含みません。

※まちの保育園六本木分園の職員数は、本園との兼務を含みません。

※愛星保育園、ベネッセ港南保育園の職員数は、一時保育専任職員は含みません。

階層別保育園在籍人員

各年度4月1日現在（単位：人）

年度 区分		3			4			5			6			7			
		公	私	計	公	私	計	公	私	計	公	私	計	公	私	計	
定 員		3,164	3,344	6,508	3,072	3,478	6,550	3,131	3,615	6,746	3,110	3,739	6,849	3,096	3,808	6,904	
在籍人員	合 計	2,891	2,628	5,519	2,705	2,654	5,359	2,650	2,698	5,348	2,519	2,854	5,373	2,525	2,728	5,253	
	階層別内訳	第1	6	3	9	5	6	11	5	5	10	7	5	12	3	4	7
		第2	80	113	193	104	127	231	115	116	231	125	152	277	120	128	248
		第3	76	87	163	76	98	174	68	84	152	70	107	177	89	113	202
		第4	127	127	254	125	103	228	105	122	227	92	94	186	103	100	203
		第5	230	221	451	241	252	493	211	192	403	199	173	372	204	170	374
		第6	552	465	1,017	486	455	941	447	424	871	423	442	865	419	380	799
		第7	362	327	689	337	307	644	311	312	623	293	291	584	253	289	542
		第8	1,458	1,285	2,743	1,331	1,306	2,637	1,388	1,443	2,831	1,310	1,590	2,900	1,334	1,544	2,878
	年齢別内訳	3 歳未満児	1,245	1,369	2,614	1,144	1,376	2,520	1,108	1,395	2,503	1,051	1,533	2,584	1,061	1,407	2,468
		3 歳以上児	1,646	1,259	2,905	1,561	1,278	2,839	1,542	1,303	2,845	1,468	1,321	2,789	1,464	1,321	2,785
管外委託		3	14	17	5	15	20	4	23	27	7	27	34	5	25	30	

※芝浦アイランドこども園（2号認定・3号認定）を含みます。

保育園在園児童の入所理由状況

各年度4月1日現在（単位：人）

年 度			3	4	5	6	7
理 由							
保護者の状況（入所理由）	居宅外労働	常勤（外勤）	5,011	4,892	4,855	4,986	4,837
		そ の 他	100	100	116	14	18
	居宅内労働	自 営	131	95	66	22	14
		内 職	0	0	0	0	0
	出産・疾病・障害・看護		92	102	114	138	139
	そ の 他		165	170	188	213	245
計			5,499	5,359	5,339	5,373	5,253

※芝浦アイランドこども園（2号認定・3号認定）を含みます。

認定こども園	所管課	芝浦港南支所管理課・各総合支所区民課
		保育課

目 的

保護者の就労状況に関わりなく、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、子どもの健やかな育成を図ります。

事業内容

(1) 定 員（令和7年4月1日現在）

区立認定こども園1か所（芝浦アイランドこども園）

定員191人

1号認定（教育標準時間認定） 20人

2・3号認定（保育認定） 171人

(2) 保 育 料（給 食 費）

在園中に要する保育料は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、認定区分、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、認定区分、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。

令和元年10月から、全ての3歳児から5歳児までの保育料を無料とし、令和2年4月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第2子以降の保育料（給食費）は無料としています。令和5年9月から区内の認可保育園、小規模保育事業所、認定こども園及び港区保育室に在籍する児童の給食費は無料としています。

根拠法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

港区立認定こども園条例 他

開始時期

平成28年4月1日（認定こども園に移行）

園児定員及び職員数の状況

令和7年4月1日現在（単位：人）

地区	施設名・認定区分	区分	園 児 定 員							職 員 数					嘱託医
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	園長	保育士等	看護師	給食調理	計	
芝浦港南	芝浦アイランドこども園	1号					10	10	20	1 (1)	20 (14)	1	6	28 (15)	2
		2号・3号	15	18	22	32	42	42	171						

※保育士等のうち幼稚園教諭免許保持者は（ ）内の数字のとおり。

港区保育室事業	所管課	各総合支所管理課・区民課
		保育課

目 的

保育を必要とする児童に対して港区保育室事業を実施することにより、児童福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対 象

保育の必要性がある児童及び区長が適当と認める児童

(2) 保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(3) 保育時間

午前7時15分から午後8時15分までとし、基本保育については、午前7時15分から午後6時15分まで、延長保育については、午後6時15分から午後8時15分までとします。

(4) 保 育 料 (給 食 費)

在園中に要する保育料は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。

令和元年10月から、全ての3歳児から5歳児までの保育料を無料とし、令和2年4月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第2子以降の保育料(給食費)は無料としています。令和5年9月から区内の認可保育園、小規模保育事業所、認定こども園及び港区保育室に在籍する児童の給食費は無料としています。

根拠法令等

港区保育室事業実施要綱

補助金名等

子育てのための施設等利用給付交付金

開始時期

平成19年10月

実績表

(単位：件)

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
申 込 件 数	599	398	313	314	292
入 所 件 数	200	134	59	86	78
退 所 件 数	253	250	67	90	120

※申込件数及び入所件数は、各年度4月入所の一次調整会議時の件数です。

園児定員及び職員数の状況

令和7年4月1日現在 (単位：人)

地区	施設名	園 児 定 員							職 員 数							嘱託医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	園長	保育士	保育補助	看護師	給食調理・栄養士	用務〔事務〕	計	
芝	芝公園二丁目保育室		10	12	10	10	10	52	1	11	1(1)	1	3	0	17(1)	2(2)
赤坂	青南保育室	3	10	12	12	13	15	65	1	17(1)	0	1	4	3(2)	26(3)	2(2)
	第二青南保育室	3	10	12	10	12	10	57	1	15(1)	0	1	3	2(1)	22(2)	2(2)
高輪	桂坂保育室	9	20	24	25	25	25	128	1	24(4)	0(0)	2	7(1)	4(1)	38(6)	2(2)
	志田町保育室	6	15	18	20	20	25	104	1	21(2)	5(4)	2	8	2(2)	39(8)	2(2)
	白金三丁目保育室	3	5	6	10	10	5	39	1	13(1)	0	1	2	0	17(1)	2(2)
芝浦港南	たまち保育室	12	20	24	20	20	20	116	1	21(1)	6(5)	2	5	1	36(6)	2(2)
	芝浦橋保育室	9	30	30	25	25	20	139	1	26(2)	1	1	7(1)	2	38(3)	2(2)
	五色橋保育室	3	10	12	10	7	7	49	1	13	2(2)	1	4	2(1)	23(3)	2(2)

※ () 内は非常勤職員で内数

小規模保育事業	所管課	各総合支所区民課
		保育課

目 的

0歳児から2歳児までの児童で、就労などにより家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行います。

事業内容

(1) 定 員（令和7年4月1日現在）

小規模保育事業所10か所、定員156人

(2) 保 育 料

在園中に要する保育料は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量を基に決定します。

令和2年4月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第2子以降の保育料は無料としています。令和5年9月から区内の認可保育園、小規模保育事業所、認定こども園及び港区保育室に在籍する児童の給食費は無料としています。

根拠法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

港区保育の実施に関する条例 他

開始時期

平成28年7月

園児定員及び職員数の状況

令和7年4月1日現在（単位：人）

地 区	区分 施設名	園児定員				職 員 数							嘱 託 医
		0 歳	1 歳	2 歳	計	園 長	保 育 士	保 育 補 助	看 護 師	・ 給 食 調 理 士	用 務 〔 事 務 〕	計	
芝	こころナーサリー新橋	6	6	6	18	1	6(1)	0	1	2(1)	0	10(2)	2(2)
	ふらわあきつづ保育園新橋	4	4	4	12	1	7(2)	1(1)	2	2	0	13(3)	2(2)
麻布	デイジー保育園麻布十番	6	6	6	18	1	8(3)	0	2	1	0	12(3)	2(2)
	デイジー保育園麻布十番フォレスト	6	6	6	18	1	8(2)	0	2	2	0	13(2)	2(2)
	ここいく保育園西麻布	3	6	8	17	1	7(2)	0	1	1	0	10(2)	2(2)
赤坂	s a k u r a 保 育 園	3	5	5	13	1	7	0	1(1)	1	0	10(1)	2(2)
高輪	ふらわあきつづ保育園三田	3	4	5	12	1	7(2)	2(2)	2	2	0	14(4)	2(2)
	ちゃいんど・はっぴび!!白金保育園	2	4	4	10	1	7(3)	0	1	1	0	10(3)	2(2)
芝浦 港南	港 南 あ お ぞ ら 保 育 園	6	6	7	19	1	8(2)	0	1	2(1)	0	12(3)	2(2)
	に じ の そ ら 保 育 園 芝 浦	3	8	8	19	1	7(2)	5(2)	1(1)	2	0	16(5)	2(2)

※（ ）内は非常勤職員で内数

居宅訪問型保育事業	所管課	各総合支所区民課
		保育課

目 的

保育を必要とする児童を、保育者が保護者に代わって、児童の居宅において1対1で保育を行います。

事業内容

(1) 対 象

ア 医療的ケア等が必要な児童

保育の必要性があり、医療的ケア等が必要で障害、疾病の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる1歳児から5歳児までの児童(0歳児は要相談)
対応できる医療的ケア：たんの吸引・経管栄養(経口栄養、経鼻栄養、胃ろう、腸ろう)

イ 待機児童

保育の必要性があり、保護者が仕事や病気などにより、保育ができない0歳児から2歳児までの児童

(2) 保育時間

ア 医療的ケア等が必要な児童

午前8時から午後6時までの間のうち最長8時間(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休み)

イ 待機児童

午前7時15分から午後6時15分まで(日曜日、祝日及び年末年始は休み)

※保護者が在宅している場合は保育を行いません。(在宅勤務を除く。)

※延長保育については午後6時15分から午後8時15分まで。

(3) 保 育 料

認可保育園と同じ(世帯の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定)

ただし、待機児童向け居宅訪問型保育事業の延長保育料は1時間につき1,000円

根拠法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

開 始 時 期

平成27年12月1日(医療的ケア等が必要な児童向け)

平成29年4月1日(待機児童向け)

実 績 表

		利用児童数					(単位：人)
対 象	年 度	2	3	4	5	6	
医療的ケア等が必要な児童		6	3	6	3	1	
待機児童		39	33	43	42	47	

一時保育	所管課	各総合支所管理課
		保育課

目 的
 一時的に保育を必要とする児童と、その保護者を支援するため、保育園で保護者に代わって保育を行うことにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象
 港区内に住所を有し、生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能な認可保育園・港区保育室・認定こども園等に入所していない児童及び地域型保育事業を利用していない児童

(2) 利用要件
 ア 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合
 イ 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合
 ウ 障害児や児童数の減少した地域の児童が集団保育のため体験的に保育を必要とする場合

(3) 保育期間
 原則月8回以内

(4) 保育実施日
 日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(5) 保 育 料
 1日3,000円（5時間以内1,500円）。食事代・おやつ代は、保育園により異なります。
 ※扶助制度・免除制度あり

(6) 実施施設

令和7年4月1日現在（単位：人）

施 設 名	保 育 時 間	定員
飯倉保育園	午前9時30分から午後4時まで	2
南麻布保育園	午前9時30分から午後4時まで	2
南青山保育園	午前9時30分から午後4時まで	2
芝浦アイランドこども園	午前7時15分から午後6時15分まで	20
神明保育園	午前7時15分から午後6時15分まで	24
たかはま保育園	午前7時15分から午後6時15分まで	12
元麻布保育園	午前7時15分から午後6時15分まで	10
神応保育園	午前7時15分から午後6時15分まで	7
愛星保育園	午前7時から午後8時15分まで（土曜日は午後6時まで）	10
ベネッセ港南保育園	午前7時から午後6時まで	10

根拠法令等

港区立認定こども園条例

港区保育の実施に関する条例

港区一時保育事業実施要綱

港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開始時期

昭和52年10月

実績表

年間延べ利用人数					
(単位：人)					
年 度	2	3	4	5	6
延 人 数	4,798	4,481	4,624	7,240	7,124

緊急一時保育	所管課	各総合支所管理課			
		保育課			

目 的
 出産や疾病等の理由で、児童を一時的に保育できない保護者を支援するため、保育園で保護者に代わって保育を行うことにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象
 港区内に住所を有し、生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能な認可保育園・港区保育室・認定こども園等に入所していない児童及び地域型保育事業を利用していない児童

(2) 利用要件
 保護者が、出産や疾病等で一時的に保育ができない場合

(3) 定 員
 原則として各園1人。ただし、兄弟姉妹は一緒に預かります。

(4) 保育期間
 1回の申込で1か月以内

(5) 保育実施日
 日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(6) 保育時間
 午前7時15分から午後6時15分までの間で必要な時間。ただし、平日のみ延長保育利用可能。
 ※ベネッセ港南保育園のみ、午後8時まで

(7) 保 育 料
 1日3,000円（5時間以内1,500円）食事代・おやつ代含む。ただし、延長は1時間につき400円
 ※扶助制度・免除制度あり

(8) 実施施設
 各区立保育園、愛星保育園、ベネッセ港南保育園

根拠法令等
 港区保育の実施に関する条例
 港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱

開 始 時 期
 平成15年4月1日

実 績 表

年間延べ利用人数					(単位：人)
年 度	2	3	4	5	6
延 人 数	211	378	352	423	480

年末保育	所管課	—									
		保育課									
目 的											
年末に、保護者が就労等の理由により児童を保育することが困難な場合、港区立保育園において一時的に保育します。											
事 業 内 容											
(1) 対 象											
集団保育が可能な生後4か月以上の児童で、次のいずれかに該当する児童											
ア 区内認可保育園・区内認定こども園（1号認定児童を除く。）・港区保育室に在園、小規模保育事業・待機児童向け居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を利用											
イ 区内在住で区外認可保育園・区外認定こども園（1号認定児童を除く。）・地域型保育事業を利用											
ウ 区内在住で保育の必要性の認定を受け、認証保育所を月極で利用											
(2) 利用要件											
ア 保護者が、居宅外で労働するとき											
イ 保護者が、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をするとき											
ウ その他区長が必要と認める要件											
(3) 実施施設及び定員											
実施施設は各年毎に定めるものとし、1施設あたり30名程度											
(4) 保育実施日											
12月29日及び30日											
(5) 保育時間											
午前7時15分から午後6時15分までの間で必要な時間											
根拠法令等											
港区保育の実施に関する条例											
港区休日保育及び年末保育に関する事務取扱要綱											
開 始 時 期											
平成15年12月											
実 績 表											
年 度	2		3		4		5		6		
施 設 数	7		8		8		8		8		
実 施 日	12月29日	12月30日	12月29日	12月30日	12月29日	12月30日	12月29日	12月30日	12月29日	12月30日	
延 人 数 (人)	179	119	146	100	164	126	151	80	36	69	

保育コンシェルジュ	所管課	—
		保育課

目 的

子どもの保護者及び妊婦がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。

事 業 内 容

(1) 支援内容

保育コンシェルジュが次のとおり保育サービスに係る情報の収集及び提供、相談対応、利用の支援等を行います。

ア 各保育施設の情報の集約及び保護者への情報提供

イ 妊娠期から子育て期までの保育に関する相談対応及び助言指導

ウ 保護者と保育施設を結びつける入園マッチング

(2) 対 象 者

ア 区内に居住し、就学前の児童を有する保護者

イ 区内に居住する妊婦

ウ 区内に居住する者で、保育に関する相談又は情報提供を必要とするもの

エ その他区長が特に必要と認めるもの

根拠法令等

港区保育コンシェルジュ事業実施要綱

開 始 時 期

平成29年4月1日

実 績 表

(単位：件)

内容 \ 年度	2	3	4	5	6
待機児童家庭へのフォロー	58	59	59	58	49
相談（入園及び助成金）	603	905	949	976	1,375
出張説明会	0	0	19	10	23

病児・病後児保育	所管課	— 保育課
目 的 乳幼児が病気の回復期等にあるため、集団保育の困難な期間、港区病児・病後児保育室において当該乳幼児を一時保育することにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、乳幼児の健全な育成に寄与します。 事 業 内 容 (1) 病児保育の対象とする乳幼児 生後6か月から就学前までの乳幼児で、子ども・子育て支援法における保育の必要性の認定（2号認定又は3号認定）を受け、次のいずれかに在籍していること ・ 区内在住の場合は、ア 認可保育園 イ 認定こども園 ウ 地域型保育事業 エ 港区保育室 オ 認証保育所 カ みなと保育サポート（定期利用） ・ 区外在住の場合は、アからオまでに該当する区内保育施設に入所していること (2) 利用対象者 上記に該当する乳幼児の保護者が次に掲げる場合のいずれかに該当し、また、他に保育を行う人がいないとき ・ 勤務の都合で出勤せざるを得ない場合 ・ 傷病や出産のため通院し、又は入院する場合 ・ 家族を看護し、若しくは介護し、又は冠婚葬祭に出席する場合 ・ 事故や災害にあった場合 (3) 保育実施日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29から1/3まで）を除く毎日 ※チャイルドケアばんびいに病児保育室のみ第2・第4土曜日の8時30分～12時30分も実施 ※その他、各保育室で定めた夏季休業日があります。 (4) 保育時間 午前8時30分から午後5時30分まで (5) 保 育 料 ※減免制度あり 1日 区内在住者2,000円 区外在住者3,000円 根拠法令等 港区病児保育実施要綱 港区病後児保育実施要綱 補助金名等 子ども・子育て支援交付金		

開始時期

平成17年4月1日（病児）

平成19年6月1日（病後児）

実績表

		利用延人数					
		(単位：人)					
施設名	年 度	定員	2	3	4	5	6
愛育クリニック附属あいいく病児保育室		4	126	317	348	476	454
病児保育室 サニーガーデンこどもケアルーム		8					227
とようら小児科附属ひまわり保育室		6	524	1,056	1,095	1,206	1,179
芝浦こどもクリニック附属芝浦病児保育室		4	339	628	557	711	789
チャイルドケアばんびいに病児保育室		8(4)	678(/)	1,160(/)	1,260(/)	1,413(/)	1,685(9)
赤坂山王病児保育室		4	95	247	284	261	183
南青山病後児保育室		4	10	140	126	166	139

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は病児・病後児保育室の利用を一部制限しました。

※病児保育室 サニーガーデンこどもケアルームは令和7年1月に開設しました。

※チャイルドケアばんびいに病児保育室は、令和6年1月から定員8人へ拡大しました。

また、令和6年9月から、第2・第4土曜日8時30分～12時30分を開所日として加えており、()内は土曜日保育の数値です。

訪問型病児・病後児保育利用料助成	所管課	—
		保育課

目 的

児童が病気により保育園や小学校に登園・登校させることが困難な時期に、訪問型病児・病後児保育サービスを利用した児童の保護者が負担した利用料の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

- ア 生後57日目から小学校6年生までの児童及び保護者が、港区に住民登録をし、居住している。
- イ 子ども・子育て支援法における保育の必要性の認定（2号認定又は3号認定）を受け、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、港区保育室、認証保育所、各都道府県若しくは区市町村に届出のある認可外保育施設、みなと保育サポート（定期利用）に在籍、又は学童クラブに在籍している。

(2) 助成内容

- ア 住民税課税世帯の場合、訪問型病児・病後児保育サービス利用料に対して、児童一人当たり年間5万円まで助成します（助成率50%）。
- イ 生活保護世帯又は住民税非課税世帯の場合、訪問型病児・病後児保育サービス利用料に対して、児童一人当たり年間10万円まで助成します（助成率100%）。

根拠法令等

港区訪問型病児・病後児保育利用料助成金交付要綱

開 始 時 期

平成28年4月1日

実 績 表

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
延 人 数 (人)	87	102	126	162	113
交付金額 (円)	1,682,593	1,472,250	1,606,234	2,204,945	1,821,520

保育園であそぼう	所管課	各総合支所管理課
		保育課

目 的

家庭において子育てを行う保護者に、区立保育園の持つ力を提供し、楽しく子育てができるように支援するとともに、地域との交流関係を広げることを目的として実施します。

事業内容

- (1) 親（保護者）と子で集まれる場、安全に遊べる場を提供します。
- (2) 参加者同士の親睦・交流の機会を提供します。
- (3) 保育園の職員が助言・指導を行い、育児情報を提供するほか、必要に応じて個別相談を受けます。

例 各年齢の保育室・園庭等で、保育園児と一緒に親子で遊ぶ

遊戯室等で親（保護者）同士の交流・相談

職員による育児知識の講話、遊び等の実技指導

給食の試食、栄養指導、園行事への参加

※各保育園で、実施日・実施内容は異なります。

開始時期

平成9年9月

実績表

年 度		2	3	4	5	6
延べ実施回数（回）		156	168	213	230	226
地区別内訳	芝地区	22	20	27	32	33
	麻布地区	49	61	73	77	73
	赤坂地区	25	31	35	38	36
	高輪地区	26	26	37	38	38
	芝浦港南地区	34	30	41	45	46
延べ参加人数（人）		552	640	831	1,056	1,084
地区別内訳	芝地区	53	55	110	130	198
	麻布地区	240	327	379	440	325
	赤坂地区	36	123	171	129	199
	高輪地区	90	35	71	123	78
	芝浦港南地区	133	100	100	234	284

令和6年度実施状況

地区	施設名	時 間	回 数※1	定 員
芝	芝	10:00～11:00	月1～2回	3組※2
	神 明	9:45～11:00	月1回	8組※2
	芝公園	10:00～11:00	月1回	5組※2
麻布	南麻布	10:00～11:00	月1～2回	3組※2
	本 村	10:00～11:10 園庭であそぼうは 10:00～11:00	麻布子ども中高生プラザ との共催 月1回 園庭であそぼう 月1回	なし
	西麻布	10:00～11:00	月1回	5組※2
	麻 布	10:00～11:00	月1回	3組※2
	飯 倉	11:00～11:45	飯倉学童クラブとの共催	なし
	東麻布	10:00～11:00	月1回	3組※2
	元麻布	10:00～11:00又は 15:30～16:30	月1回	3組※2
赤坂	赤 坂	10:00～11:30	月1～2回	6組※2
	南青山	10:00～11:00	月1回	5組※2
	青 山	10:30～11:15	赤坂子ども中高生プラザ 青山館との共催 月1回	5組※2
高輪	伊皿子坂	10:00～11:00	月1～2回	5組※2
	高 輪	10:00～11:00	月1回	5組※2
	白 金	10:00～11:00	月1回	5組※2
	神 応	10:00～11:00	月1回	5組※2
芝浦 港南	しばうら	10:00～11:00	月1回	5組※2
	こうなん	10:00～11:00	月1回	5組※2
	たかはま	10:00～11:00	月1回	7組※2
	台 場	10:00～11:30	月1～2回	3組※2
	芝浦アイランド こども園	10:00～11:00	月1回	5組※2

※1 感染症等の状況により未実施の月もあります。

※2 子どもの参加は複数人可能です。

私立保育所振興等助成	所管課	—												
		保育課												
目 的 区内の私立保育所及び小規模保育事業所に対し、賄費、行事費等の経費を補助することにより、児童の健康を増進し、保育事業の向上を図ります。 事 業 内 容 (1) 対 象 児童福祉法第35条第4項により設置経営する私立保育所、同法第6条の3第10項の規定に基づく小規模保育事業所及び同法第6条の3第12項の規定に基づく事業所内保育事業所 (2) 補助対象経費 賄費、園外保育費、保健衛生費、寝具補充費、振興費、嘱託医報酬、夏季代替職員費、延長保育人件費、緊急通報システム保守管理費 根拠法令等 港区私立保育所区費補助要綱 開 始 時 期 昭和45年4月1日 実 績 表 (単位：円) <table><tr><td>年 度</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>助 成 額</td><td>637,176,502</td><td>665,595,488</td><td>678,912,666</td><td>687,264,050</td><td>715,415,151</td></tr></table>			年 度	2	3	4	5	6	助 成 額	637,176,502	665,595,488	678,912,666	687,264,050	715,415,151
年 度	2	3	4	5	6									
助 成 額	637,176,502	665,595,488	678,912,666	687,264,050	715,415,151									

私立保育所特別助成	所管課	—			
		保育課			

目 的

区内の私立保育所及び小規模保育事業所に対し、児童福祉の増進に寄与することを目的として、児童定数未充足に伴う施設型給付費等の減収補助を行うことにより、保育所運営の安定を図ります。

事業内容

(1) 対 象

児童福祉法第35条第4項の規定により設置された私立保育所及び同法第6条の3第10項の規定により設置された小規模保育事業所において入所児童数が定数に満たず、かつ、対象経費に減収が生じた開設後5年以下の保育所等に対して行います。

(2) 補助対象経費

ア 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する施設型給付費及び同法第29条第1項に規定する地域型保育給付費の標準時間における基本分単価のうち事務費相当分

イ 施設型給付費及び地域型保育給付費のうち標準時間における基本加算部分における処遇改善加算

ウ 港区保育扶助要綱に規定する一般保育所対策扶助

根拠法令等

港区私立保育所特別助成実施要綱

開始時期

昭和61年度

実績表

年 度 区 分	2	3	4	5	6
未充足延人数 (人)	4,712	5,569	6,057	4,991	3,622
助 成 額 (円)	550,432,000	587,530,000	555,326,000	379,897,000	305,054,000

認証保育所補助	所管課	—
		保育課

目 的

東京都認証保育所に対し、区が指導、支援することにより、その事業を円滑に実施し、子育て支援の促進を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

東京都認証保育所に対し、その実施する事業を対象に運営費等の経費補助を行います。

(2) 補助対象経費

ア 運営費

認証保育所の運営に要する経費及び職員の賃金改善に要する経費

イ 開設準備経費

認証保育所A型を開設するために必要な改修経費

ウ 修繕費

開設後10年が経過した認証保育所の施設・設備の修繕に要する経費

エ 施設賃借経費及び乳児保育看護師配置経費

施設の賃借に要する経費及び乳児保育のための看護師の配置に必要な経費

オ 保育従事職員等処遇改善事業

職員の賃金改善に要する経費

根拠法令等

港区認証保育所補助要綱

開 始 時 期

平成14年4月

実 績 表

(1) 運営費補助

年 度		2	3	4	5	6
区 分	A型	6,222	6,089	5,613	5,849	5,781
	B型	143	67	43	76	126
助 成 額 (円)		711,370,430	696,897,360	661,012,476	739,401,600	839,348,534

(2) 開設準備経費補助

年 度		2	3	4	5	6
区 分						
対 象 施 設 (園)		0	0	0	0	0
助 成 額 (円)		0	0	0	0	0

(3) 修繕費

年 度		2	3	4	5	6
区 分						
対 象 施 設 (園)		0	4	1	1	4
助 成 額 (円)		0	1,017,390	66,000	91,630	866,690

(4) 施設賃借経費・看護師配置経費補助

年 度		2	3	4	5	6
区 分						
施 設 賃 借	対象施設(園)	18	18	17	16	14
経 費 補 助	助 成 額 (円)	136,706,580	142,873,679	153,247,720	145,352,678	15,129,921
看 護 師 配 置	対象施設(園)	8	8	6	7	6
経 費 補 助	助 成 額 (円)	11,160,000	10,680,000	8,160,000	8,280,000	7,320,000

(5) 保育従事職員等処遇改善事業(令和3年度に新設)

年 度		3(2~3月)	4(4~9月)
区 分			
対 象 施 設 (園)		18	17
助 成 額 (円)		6,158,800	13,444,461

※令和4年10月以降は、認証保育所処遇改善等加算として運営費に計上して支給しています。

区内認証保育所〔15園〕

(令和7年4月1日現在)

施 設 名	認証 類型	所 在 地	電 話	定員	対 象
ホームデイケア・六本木	B型	港区西麻布1-4-46 西麻布ムラタビル	(3401)2155	13	0歳～3歳未満
三田プチ・クレイシュ	A型	港区芝5-29-22 ライオンズマンション・ フェリス三田 1階	(5440)5950	33	0歳～未就学児
アスクお台場保育園	A型	港区台場2-2-3	(3599)2829	30	0歳～未就学児
コンビプラザ白金台保育園	A型	港区白金台3-15-6 ラミアール白金台 2階	(5447)7600	39	0歳～未就学児
ナーサリールーム	A型	港区南麻布5-6-8	(3473)8317	35	0歳～3歳未満
アンジェリカ保育園芝浦園	A型	港区芝浦4-22-2 エアテラス 2階	(5439)4340	40	0歳～未就学児
プチ・ナーサリー田町	A型	港区芝4-16-1 カテリーナ三田 1階	(3451)5670	40	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール高輪	A型	港区三田4-9-7 BPRレジデンス三田伊皿子坂 2階	(5419)2115	36	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール芝浦	A型	港区芝浦4-10-1 キャピタルマークタワー 2階	(5444)2120	34	0歳～未就学児
ニチイキッズさわやか 港 南 保 育 園	A型	港区港南4-2-5 シティタワー品川西棟 3階	(3471)9826	50	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール 白 金 台	A型	港区白金台4-8-16 ダリアコート白金台 1階 101号室	(5789)2166	30	0歳～未就学児
アンジェリカ保育園品川園	A型	港区港南2-3-13 品川フロントビルキッズ館 2階	(5781)9736	40	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール広尾	A型	港区南麻布5-1-11 Qiz広尾 3階	(5475)2185	66	0歳～未就学児
ミアヘルサ保育園 ゆ ら り ん 東 麻 布	A型	港区東麻布1-26-2 SERAPH10 AZABU1・2階	(6426)5567	30	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール赤坂	A型	港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR 2階	(5545)5341	30	0歳～未就学児

認証保育所保育料助成	所管課	—			
		保育課			

目 的

認可保育園と比較して高額な認証保育所保育料の差額を補助することにより、保護者の負担を軽減し、認証保育所と認可保育園との保育料負担の公平を図ります。

事 業 内 容

子どものための教育・保育給付認定（２号、３号）を受けている期間又は子育てのための施設等利用給付認定（２号、３号）を受けている期間に認証保育所に入所している児童に係る当該認可保育園等に入所した場合に負担すべき保育料と認証保育所保育料との差額を減免した認証保育所に対し、当該減免した金額を補助します。

根拠法令等

子ども・子育て支援法
港区認証保育所保育料補助金交付要綱 他

補助金名等

子育てのための施設等利用給付交付金
東京都認可外保育施設利用支援事業補助金

開 始 時 期

平成16年４月

実 績 表

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
対象児童延人数（人）	4,851	4,646	4,026	3,995	3,236
交 付 金 額（円）	279,178,316	282,611,150	241,632,702	239,455,809	196,681,116

認可外保育施設保育料補助金	所管課	—
		保育課
目 的 認可外保育施設を利用している児童の保護者に対して、認可保育園等保育料との差額等を補助することにより、認可外保育施設と認可保育園等との保育料負担の公平を図ります。 事業内容 (1) 対 象 ア 0歳児から2歳児クラスの住民税課税世帯の児童 教育・保育給付認定（2号又は3号）を受けている児童に対し、各都道府県又は区市町村の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている認可外保育施設（以下「認可外保育施設（証明書交付有）」という）に入所し、月極契約をしている児童に係る、当該認可保育園等に入所した場合に負担すべき保育料と、認可外保育施設保育料又は補助基準額のいずれか低い金額との差額を補助します。 イ 0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童及び3歳児から5歳児クラスの児童 子育てのための施設等利用給付認定を受けている児童に対し、認可外保育施設（証明書交付有）を利用した場合に、子ども・子育て支援法施行令に定められた給付基準額を上限とする子育てのための施設等利用給付費（以下「施設等利用給付費」という）を給付します。 さらに、認可外保育施設（証明書交付有）と月極利用契約をしている児童に対し、認可外保育施設の保育料が子ども・子育て支援法施行令に定められた給付基準額を超えている金額について、認可外保育施設保育料又は補助基準額のいずれか低い金額を上乗せして補助します。 (2) 補助基準額 認可外保育施設（証明書交付有）と月極契約をしている場合 ア 0歳児から2歳児クラスの住民税課税世帯の児童 月額100,000円 イ 0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童 月額100,000円 (施設等利用給付費を含む) ウ 3歳児から5歳児クラスの児童 月額 97,000円 (施設等利用給付費を含む) (参考) 施設等利用給付費（子ども・子育て支援法による） ア 0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童 月額 42,000円 イ 3歳児から5歳児クラスの児童 月額 37,000円		

根拠法令等

子ども・子育て支援法
子ども・子育て支援法施行令
港区子ども・子育て支援法施行細則
港区認可外保育施設保育料補助金交付要綱

補助金名等

子育てのための施設等利用給付交付金
東京都認可外保育施設利用支援事業補助金

開始時期

平成28年4月1日 制度開始
令和元年10月1日 幼児教育・保育無償化により、子育てのための施設等利用給付費
への上乗せ補助へ変更

実績表

(1) 認可外保育施設（証明書交付有）

年度		2	3	4	5	6
区分	無償化前					
	無償化後	562	819	1,090	1,200	1,395
交付金額（円）	無償化前					
	無償化後	458,977,040	606,955,217	768,871,020	921,791,721	1,087,444,874

※無償化後の交付金額には、施設等利用給付費を含みます。

(2) 認可外保育施設（証明書交付無）

※国の施設等利用給付の経過処置（令和6年9月まで）終了後、国の施設利用給付費と同額を区独自
に令和7年3月まで補助実施。令和7年3月で補助終了。

年度		2	3	4	5	6
区分	無償化前					
	無償化後	198	191	222	201	174
交付金額（円）	無償化前					
	無償化後	55,488,171	63,236,271	78,842,377	59,274,240	43,235,507

※無償化後の交付金額には、施設等利用給付費を含みます。

保育士等キャリアアップ補助	所管課	—
		保育課

目 的

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象

国、地方公共団体以外の者が設置し、及び港区内に所在する次のいずれかに該当する施設又は事業とします。ただし、イ(イ)又はイ(ウ)の事業のうち、従業員枠は港区及び港区外（東京都の区域内に限る。）に所在し、港区に居住する児童が利用する事業を補助対象とします。

ア 子ども・子育て支援法第31条の規定により港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（ただし、東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱の交付対象施設は除く。）

イ 子ども・子育て支援法第43条の規定により、港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業

(ア) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

(イ) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業

(ウ) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

ウ 東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所

(2) 補助対象経費

補助対象施設・事業に勤務する職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人等の役員である職員を除く。）の人件費のうち、賃金改善に要した費用

根拠法令等

港区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

補助金名等

保育士等キャリアアップ補助金

開 始 時 期

平成27年4月1日

実 績 表

(単位：円)

年度 区分	2	3	4	5	6
補助金額	473,941,000	464,656,000	476,471,000	481,432,000	492,196,000

保育サービス推進事業補助	所管課	—
		保育課

目 的

特別保育事業、地域子育て支援事業等を地域の実情に応じて推進するため、当該事業の実施に要する費用の一部を補助することにより、港区の保育サービスの質の向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区以外の者が設置する、港区内に所在する次のいずれかに該当する施設又は事業とします。ただし、イ(イ)又はイ(ウ)の事業のうち従業員枠は、東京都内に所在し、港区に居住する児童が利用する事業を補助対象とします。

ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、子ども・子育て支援法第31条の規定により区市町村の確認を受け、適正な運営が確保されている施設（ただし、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱の交付対象施設は除く。）

イ 子ども・子育て支援法第43条の規定により区市町村の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業

(ア) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

(イ) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業

(ウ) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(2) 補助対象経費

補助対象施設・事業所の運営費

根拠法令等

港区保育サービス推進事業補助金交付要綱

補助金名等

保育サービス推進事業補助金

開 始 時 期

平成27年4月1日

実 績 表

(単位：円)

年度 区分	2	3	4	5	6
補助金額	138,144,000	145,049,000	154,504,000	162,007,000	185,700,000

保育力強化事業補助	所管課	—			
		保育課			
目 的 事業者が行う区民の多様な保育ニーズに対応した取組に要する経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた保育サービスの向上を図ります。					
事 業 内 容 (1) 対 象 東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所 (2) 補助対象経費 補助対象施設の運営費					
根拠法令等 港区保育力強化事業補助金交付要綱					
補助金名等 保育力強化事業補助金					
開 始 時 期 平成27年4月1日					
実 績 表					
(単位：円)					
年度 区分	2	3	4	5	6
補助金額	14,319,000	17,294,000	15,070,000	21,999,000	30,451,000

保育従事職員宿舍借り上げ支援事業	所管課	—			
		保育課			
目 的					
保育従事職員用の宿舍の借り上げを行う港区内の保育施設等の設置者に対して、経費の一部の補助を行うことにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ります。					
事 業 内 容					
(1) 対 象					
ア 子ども・子育て支援法第31条の規定による港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第39条第 1 項に規定する認可保育所（私立及び指定管理者が管理する保育所に限る。）					
イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項に規定する認定こども園					
ウ 子ども・子育て支援法第43条の規定による港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業					
(ア) 児童福祉法第 6 条の 3 第10項に規定する小規模保育事業					
(イ) 児童福祉法第 6 条の 3 第11項に規定する居宅訪問型保育事業					
(ウ) 児童福祉法第 6 条の 3 第12項に規定する事業所内保育事業					
エ 東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所					
オ 港区みなと保育サポート事業実施要綱に規定するみなと保育サポート					
カ 港区保育室事業実施要綱に規定する港区保育室					
(2) 補助対象経費					
港区内に存する保育施設等に勤務する常勤保育従事職員に必要な宿舍借り上げ費用（敷金を除く。）。ただし、保育施設等の設置者が、入居者から宿舍使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額を補助対象経費とします。					
(3) 補助上限額					
ア 港区内宿舍 1 戸あたり 月額98,000円					
イ 港区外宿舍 1 戸あたり 月額71,750円					
根拠法令等					
港区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱					
補助金名等					
保育対策総合支援事業費補助金					
東京都保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金					
開 始 時 期					
平成27年 4 月 1 日					
実 績 表					
(単位：円)					
年度	2	3	4	5	6
区分					
補助金額	979,795,000	1,044,623,000	1,044,500,000	1,082,527,000	1,098,147,000

保育体制強化事業等補助	所管課	—								
		保育課								
目 的 保育の補助を行う者、児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を行う者、保育に係る周辺業務を行う者を活用するための費用の一部を補助し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の離職防止、児童の安全確保及び保育士が働きやすい職場環境の整備を図ることを目的とします。										
事 業 内 容 (1) 対 象 保育補助者、有資格保育補助者、保育支援者、園外活動時の見守りを行う者及びスポット支援員（以下「保育補助者等」という。）を配置する港区内に所在する施設で、次のいずれかに該当する施設 ア 児童福祉法第39条第 1 項に規定する保育所のうち、子ども・子育て支援法第31条第 1 項の規定による区長の確認を受け、適正な運営が確保されている施設 イ 児童福祉法第 6 条の 3 第10項に規定する小規模保育事業を行う施設のうち、子ども・子育て支援法第43条第 1 項の規定による区長の確認を受け、適正な運営が確保されている施設 ウ 児童福祉法第 6 条の 3 第12項に規定する事業所内保育事業（利用定員 6 人以上のものに限る。）を行う施設のうち、子ども・子育て支援法第43条第 1 項の規定による区長の確認を受け、適正な運営が確保されている施設 エ 東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所 (2) 補助対象経費 補助対象施設における前条各号に掲げる事業の実施にかかる人件費 ア 保育補助者及び有資格保育補助者の配置 イ 保育支援者の配置 ウ 園外活動時の見守り者の配置 エ スポット支援員の配置 (3) 補助上限額（保育所 1 か所当たり月額） <table><tr><td>ア 保育補助者及び有資格保育補助者の配置</td><td>250,000円</td></tr><tr><td>イ 保育支援者の配置</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>ウ 園外活動時の見守り者の配置</td><td>45,000円</td></tr><tr><td>エ スポット支援員の配置</td><td>45,000円</td></tr></table>			ア 保育補助者及び有資格保育補助者の配置	250,000円	イ 保育支援者の配置	100,000円	ウ 園外活動時の見守り者の配置	45,000円	エ スポット支援員の配置	45,000円
ア 保育補助者及び有資格保育補助者の配置	250,000円									
イ 保育支援者の配置	100,000円									
ウ 園外活動時の見守り者の配置	45,000円									
エ スポット支援員の配置	45,000円									
根拠法令等 港区保育体制強化事業等補助金交付要綱										

補助金名等

保育対策総合支援事業費補助金
東京都保育体制強化事業費補助金
東京都保育補助者雇上強化事業費補助金

開始時期

平成27年4月1日

実績表

(単位：円)

年度 区分	2	3	4	5	6
補助金額	9,104,000	11,797,000	25,897,000	54,908,000	67,221,000

保育施設建物賃借料補助事業		所管課	— 保育課		
目 的					
賃貸物件を活用した保育所等を設置・運営する民間事業者に対し、建物賃借料の一部を補助することにより開設後の運営の安定化を支援します。					
事 業 内 容					
(1) 対 象					
ア 児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「法」という。）第35条第4項に規定する認可を受けて設置する法第39条第1項に規定する保育所					
イ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設					
(2) 補助対象経費					
補助対象施設の建物賃借料					
(3) 補助上限額					
ア 平成29年3月31日以前に開設した開設後5年以内の補助対象施設 39,375,000円／年（小規模保育事業の場合、19,687,000円／年）					
イ 平成29年3月31日以前に開設した開設後6年目以降の補助対象施設で建物賃借料が賃借料加算（公定価格）の額の3倍を超える補助対象施設 16,500,000円／年					
ウ 平成29年4月1日以降に開設した開設後10年以内の補助対象施設 39,375,000円／年（小規模保育事業の場合、19,687,000円／年）					
エ 平成29年4月1日以降に開設した開設後11年目以降の補助対象施設で建物賃借料が賃借料加算（公定価格）の額の3倍を超える補助対象施設 16,500,000円／年					
根拠法令等					
港区認可保育所等建物賃借料補助金交付要綱					
補助金名等					
保育対策総合支援事業費補助金					
保育所等賃借料補助事業補助金					
開 始 時 期					
平成23年4月1日					
実 績 表					
(単位：円)					
年度 区分	2	3	4	5	6
補助金額	844,348,000	950,782,000	1,021,661,000	1,014,252,000	1,107,514,000

新型コロナウイルス感染症による
認証保育所等登園自粛に伴う保育料等補助金

所管課

—
保育課

目 的

新型コロナウイルス感染症により、認証保育所及び認可外保育施設（以下「保育施設等」という。）に在籍する児童が、登園自粛要請期間において、保育施設等を登園自粛をした場合又は認証保育所が新型コロナウイルス感染症による臨時休園をした場合において、保護者の保育料を休園日数に応じて減免した認証保育所又は保護者に対し、当該減免した金額を補助することにより、保護者の負担を軽減し、もって認可保育園等と保育施設等との保育料負担の公平を図り、新型コロナウイルスの感染の拡大を防止します。

事業内容

(1) 登園自粛に対する補助

保育施設等に在籍する児童が、新型コロナウイルス感染症による登園自粛要請期間において、保育施設等の登園自粛をした場合に、自粛日数に応じて算出した金額を保護者又は認証保育所に対して補助します。

(2) 臨時休園に対する補助

認証保育所が新型コロナウイルス感染症による臨時休園をした場合において、臨時休園の日数に応じ、認証保育所が保護者に減免した保育料日割額を認証保育所に対して補助します。

根拠法令等

港区新型コロナウイルス感染症による認証保育所等登園自粛に伴う保育料等補助金
交付要綱

補助金名等

新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助金

開始時期

令和2年4月1日

実績表

年 度	2	3	4	5
区 分				
対象児童延人数（人）	877	173	106	0
補助金額（円）	21,407,247	2,736,552	1,053,180	0

※本事業は、令和5年5月7日に廃止となりました。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等 購入費補助	所管課	— 保育課
目 的 私立認可保育所等において、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施するために行う事業に係る経費の全部又は一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を図ります。 事 業 内 容 (1) 対 象 港区内に所在する次のいずれかに該当する施設であって、国及び地方公共団体以外のものが設置した施設 ア 子ども・子育て支援法第31条の規定により港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 イ 子ども・子育て支援法第43条の規定により港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業を行う事業所 (ア) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業 (イ) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業 (ウ) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業 ウ 東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所 エ 港区病児保育実施要綱第2条に規定する施設 オ 子ども・子育て支援法第58条の2の規定により港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第59条の2に規定する届出が出された施設（ウに規定する東京都認証保育所を除く。）、企業主導型保育事業費補助金実施要綱に規定する事業を行う施設、又は認可外保育施設に対する指導監督要綱第3条に規定する指導監督基準の要件を満たす旨の証明書を東京都若しくは道府県等から交付された施設（ウに規定する東京都認証保育所を除く。） (2) 補助対象経費 ア 法人の給与規定等に基づき支払われる新型コロナウイルス感染症に係る手当又は新型コロナウイルス感染症に係る一時金 イ PCR検査の実施及び医療用抗原検査キットの購入に係る経費 ウ 補助対象施設の消毒及び清掃に係る経費 なお、令和4年度以前は、感染予防を目的とした物品購入費等も補助対象としていました。 根拠法令等 港区私立認可保育所等新型コロナウイルス感染症事業継続支援事業補助金交付要綱 補助金名等 保育対策総合支援事業費補助金 子ども・子育て支援交付金		

開始時期
令和2年3月

実績表

(単位：円)

年度 区分	2	3	4	5
補助金額	60,707,780	36,766,115	34,497,192	1,873,585

※本事業は、令和5年度末で廃止となりました。

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

子ども及び家庭に対する総合的な支援を行うことにより、区民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長することができる環境の形成を図ります。

事 業 内 容

- (1) 子ども及び家庭に係る総合相談に関すること。
- (2) 子ども及び家庭の支援に係るサービスの提供及び調整に関すること。
- (3) 子ども及び家庭の支援に係る情報の提供に関すること。
- (4) 子ども及び家庭の支援に係る活動の推進に関すること。
- (5) 子ども及び家庭並びにそれらを支援する者の相互交流に関すること。
- (6) 子どもに対する虐待の防止等に関すること。
- (7) 関係機関との連携及び調整に関すること。
- (8) 子ども家庭支援センターの施設の利用に関すること。

根拠法令等

港区立子ども家庭支援センター条例
 港区立子ども家庭支援センター多目的室登録要綱
 港区立子ども家庭支援センター多目的室運営要綱
 港区要保護児童等対策地域協議会設置要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金
 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金
 子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開 始 時 期

平成17年10月31日

実 績 表

年 度		2	3	4	5	6
区 分						
親子ふれあい広場利用者数(人)		4,035	12,655	17,276	17,187	17,225
子 育 て 講 座 等	開催回数(回)	5	719	785	686	720
	参加者(人・組)	94	5,161	6,593	5,301	5,573
子ども家庭支援センター 専門相談	保 健 師(件)	352	278	330	328	266
	心 理 士(件)	1,303	1,437	1,487	1,394	1,125

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、親子ふれあい広場の利用を令和2年3月28日から令和2年6月18日まで、子育て講座等を令和2年3月から10月まで休止しました。
 ※令和3年度から子育て講座等の参加者の単位を人から組に変更しました。

要保護児童対策地域協議会事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

港区要保護児童等対策地域協議会を設置し、児童に関する地域の様々な関係機関が連携することで、児童虐待の防止や要保護児童等の早期発見及び適切な支援を図ります。

事業内容

- (1) 要保護児童等の状況把握と、適切な保護・支援に係る関係機関の情報共有に関すること。
- (2) 関係機関の対応力強化のための研究・研修等に関すること。
- (3) 児童虐待防止推進の啓発に関すること。
- (4) 居住実態不明児童の状況把握と調査・対応に関すること。

根拠法令等

児童福祉法
児童虐待の防止等に関する法律
港区要保護児童等対策地域協議会設置要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金
児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金
子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成18年7月3日（子ども虐待防止セーフティネットワーク事業から移行）

実績表

- (1) 相談内容別件数（当該年度新規受理分）（単位：件）

内容 \ 年度	2	3	4	5	6
児童虐待相談	1,025	1,075	776(867)	762(920)	627(742)
養護その他の相談	176	339	326	357	512
保健相談	0	3	2	0	0
障害相談	17	26	23	6	8
非行相談	1	5	1	1	2
育成相談	441	562	552	503	413
その他	3	38	111	187	45
合 計	1,663	2,048	1,791	1,816	1,607

※国からの通知に基づき、令和4年度から児童虐待相談件数には調査・対応した結果、児童虐待非該当件数を含んでいません。

※()内は、児童虐待通告件数です。

- (2) 実績表(1)の児童虐待相談の内訳（単位：件）

種類 \ 年度	2	3	4	5	6
身体的虐待	245(36)	294(42)	176	146	90
ネグレクト	203(82)	173(62)	104	123	74
心理的虐待	570(68)	608(38)	490	492	459
性的虐待	7(3)	0	6	1	4
合 計	1,025	1,075	776	762	627

※()内は、児童虐待非該当件数です。

※令和6年度の件数は令和7年4月末日時点のものです。

- (3) 港区児童虐待防止講演会・養育家庭体験発表会の参加者数（単位：人）

年 度	2	3	4	5	6
参 加 者 数	66	—	336	314	368

※令和2年度及び令和3年度の港区児童虐待防止講演会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しています。令和4年度からは児童虐待防止講演会に代わり、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンのワークショップを実施しており、その参加者数を計上しています。

※令和3年度から、養育家庭体験発表会は、子ども家庭支援センターから港区児童相談所へ移管しました。

養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業	所管課	— 子ども家庭支援センター
目 的 養育支援訪問事業では、専門的な知識を持つ専門相談員（保健師、保育士、公認心理師、社会福祉士等）が家庭を訪問し、専門的な相談支援を行うことにより、当該家庭の福祉の増進及び適切な養育の実施の確保を図ります。 子育て世帯訪問支援事業では、養育支援が必要と判断した世帯に対して、訪問支援員が家事や育児支援など必要な支援を行うことにより、当該家庭の福祉の増進及び適切な養育の実施を確保することを図ります。 事業内容 (1) 養育支援訪問事業 養育支援訪問事業は、要支援児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。 (2) 子育て世帯訪問支援事業 ア 食事の準備 イ 住居の掃除及び整理整頓 ウ 衣類の洗濯 エ 食材及び生活必需品の買い物 オ 通院や健診等の付添い カ 育児 キ 育児、栄養及び発達に係る相談及び指導 ク その他区長が特に必要と認めた支援 対 象 (1) 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭 (2) 養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭 (3) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭 (4) 児童が不登校、引きこもり等の問題を抱えている家庭 (5) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭 (6) その他区長が必要と認めた家庭		

利用者負担金額（子育て世帯訪問支援事業）

階層区分		利用者負担金額
		1 時間
A	生活保護受給世帯	0円
B	住民税非課税世帯	375円
C	上記以外の世帯	750円

根拠法令等

児童福祉法

港区養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業運営実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成20年4月1日

実績表

(1) 養育支援訪問事業

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
対象世帯数（世帯）	10	5	8	7	
派遣回数（回）	167	103	108	108	101

※令和6年度から、養育支援訪問事業は、専門相談員が家庭訪問し、相談支援を行う事業に特化されました（令和5年度までは、家事・育児支援の派遣回数を含んでいます。）。

(2) 子育て世帯訪問支援事業

区分 \ 年度	6
対象世帯数（世帯）	7
派遣回数（回）	137

※令和6年度から子育て世帯訪問支援事業を新設し、事業を開始しました。

ヤングケアラー支援事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

全ての子どもが、子どもらしく自分の時間を過ごし、自分の将来にあらゆる選択肢を持てるよう、心身の健やかな成長及び発達を支援します。

事 業 内 容

- (1) 訪問支援
- (2) 配食支援
- (3) 外国語対応通訳派遣
- (4) ヤングケアラー支援サポーター養成講座

根拠法令等

港区ヤングケアラー訪問支援事業実施要綱
 港区ヤングケアラー配食支援事業実施要綱
 港区ヤングケアラー外国語対応通訳派遣事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金
 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金

開 始 時 期

令和5年4月1日

実 績 表

- (1) 相談及び経路別支援件数（当該年度新規受理分） （単位：件）

年度	受付経路	子ども家庭支援センター	児童相談所	児童福祉分野	高齢福祉分野	生活福祉分野	障害福祉分野	医療・保健分野	教育分野	地域の関係者	地域の施設・団体	その他	合計
5		15	2	1	1	0	0	1	1	1	0	0	22
6		8	2	0	1	1	0	2	3	1	1	1	20

- (2) 支援事業内容別件数 （単位：件）

年度	種 類	家事・育児等支援		外国語対応 通訳派遣	合計
		訪問支援	配食支援		
5		0	2	0	2
6		0	3	0	3

- (3) ヤングケアラー支援サポーター養成講座受講人数

（単位：人）

年度	6
受講人数	100

産前産後家事・育児支援事業	所管課	— 子ども家庭支援センター
目 的 家事、育児等について支援を必要とする妊娠中又は出産後の方がいる家庭に対して、一定の期間、「ホームヘルパー」又は、産前産後の母子専門の支援員「産後ドゥーラ」が訪問し、必要な家事及び育児支援を行うことにより、当該家庭の福祉の増進及び適切な養育の実施を確保することを図ります。 また、産前産後の母子専門支援員（産後ドゥーラ）の養成講座の受講に係る費用の一部を補助することにより、区の母子保健に関する事業に従事する産後ドゥーラを確保し、家庭の福祉の増進及び適切な養育の実施を確保することを図ります。 事業内容 (1) 産前産後家事・育児支援事業 ア 対象及び訪問時間 (ア) 妊娠中の方や1歳未満（産後ドゥーラは生後7か月まで※）の子がいる家庭は合計128時間（うち、産後ドゥーラは30時間※）まで (イ) 1歳から2歳未満の子がいる家庭は合計48時間まで (ウ) 2歳から3歳未満の子がいる家庭は合計48時間まで (エ) 多胎妊娠にあつては、子1人につき上記（ア）～（ウ）を乗じた時間 (オ) 流産又は死産を経験した、出産予定日から1年以内の者のいる家庭は合計128時間まで ※令和7年度から産後ドゥーラの対象を1歳未満まで、訪問時間を60時間まで延長しています（多胎妊娠にあつては対象を3歳未満まで拡大し、訪問時間は1歳から2歳未満までは45時間まで、2歳から3歳未満までは30時間までとしています。）。 イ 支援内容 (ア) 家事支援 家事の経験及び能力を有するホームヘルパーが居宅を訪問し、家事支援を行うサービス ・食事の準備 ・住居の清掃及び整理整頓 ・衣類の洗濯 ・食材及び生活必需品の買い物 ・健診の付添い (イ) 産後ドゥーラ 産前産後における母子に対する支援に関する専門家が居宅を訪問し、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うサービス ・産後における生活設計の相談 ・授乳時の見守り ・沐浴の援助 ・子育て相談 ・イ(ア)に掲げるサービス		

ウ 利用料金

(ア) 単胎家庭

家事支援

階層区分		利用料金		
		2 時間	3 時間	4 時間
A	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
B	住民税非課税世帯	750円	1,125円	1,500円
C	上記以外の世帯	1,500円	2,250円	3,000円

産後ドゥーラ

階層区分		利用料金		
		2 時間	3 時間	4 時間
A	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
B	住民税非課税世帯	1,000円	1,500円	2,000円
C	上記以外の世帯	2,000円	3,000円	4,000円

(イ) 多胎家庭（家事支援・産後ドゥーラ）

階層区分		利用料金		
		2 時間	3 時間	4 時間
A	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
B	住民税非課税世帯	500円	750円	1,000円
C	上記以外の世帯	1,000円	1,500円	2,000円

(2) 母子専門支援員養成講座受講費助成事業

ア 対象

次に掲げる要件を全て満たす人

- (ア) 産後ドゥーラの認定を受けていること。
- (イ) 港区産前産後家事・育児支援事業実施要綱第5条に規定する事業者に産後ドゥーラとして登録していること。
- (ウ) 助成金の交付決定をした日又は区の母子保健に関する事業に従事を開始した日のうちどちらか遅い日から1年以上、区が実施する母子保健事業に産後ドゥーラとして従事する意思があること。

イ 助成対象経費

産後ドゥーラ養成講座の受講料

ウ 助成金額

助成対象者1人につき20万円。ただし、次の要件を全て満たす場合は、1人につき30万円

- (ア) 次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ・保育士の資格を有していること。
 - ・幼稚園の教諭の免許状を有していること。
 - ・助産師の資格を有していること。
 - ・ベビーシッター資格認定制度に基づく認定ベビーシッターであること。
 - ・港区子育て支援員研修事業実施要綱（平成28年4月1日28港子セ第982号）に基づく子育て支援員研修を修了していること。

(イ) 助成金の交付決定をした日又は区の母子保健に関する事業に従事を開始した日のうちどちらか遅い日から３年以上区が実施する母子保健事業に産後ドゥーラとして従事する意思があること。

根拠法令等

港区産前産後家事・育児支援事業実施要綱
港区母子専門支援員養成講座受講費助成要綱

補助金名等

母子保健衛生費国庫補助金
子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金
とうきょうママパパ応援事業補助金

開始時期

平成29年４月１日
※母子専門支援員養成講座受講費助成事業は令和３年４月１日から開始しました。

実績表

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
登録世帯数（世帯）	695	813	1,408	2,201	2,930
家事支援派遣回数（回）	3,600	3,701	5,510	14,859	24,018
産後ドゥーラ派遣回数（回）	424	867	1,112	1,099	2,344
母子専門支援員養成講座助成人数（人）		9	9	9	8

目 的

保護者が、疾病や出産、夜間の仕事等により児童を一時的に養育することが困難になった場合に、区が指定する児童福祉施設等で短期的に養育することにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) ショートステイ事業

ア 内 容

保護者が、疾病、出産、出張やその他身体、精神、環境上の理由などにより、家庭において児童を養育することが一時的にできなくなった場合、6泊7日を上限として児童を預かる宿泊型の一時保育を行います。利用料は1日3,000円です（住民税非課税世帯は半額、生活保護受給世帯は無料）。

また、保護者の強い育児疲れや不適切な養育状態などにより、虐待のおそれやリスクがみられる家庭については、最長14日間までの要支援家庭を対象としたショートステイ事業を実施します。

イ 実施施設

施設名	利用対象年齢
麻布乳児院	生後7日～4歳未満
東京都済生会中央病院附属乳児院	生後5日～1歳未満
みなと子育て応援プラザPokke	生後10か月～中学3年生（15歳以下）

※要支援家庭を対象としたショートステイ事業は、みなと子育て応援プラザPokkeのみ実施しています。

(2) トワイライトステイ事業

ア 内 容

保護者が、仕事その他の理由により、夜間に不在となり家庭において児童を養育することができなくなった場合、その他の緊急の場合に児童を預かります。利用時間は午後5時から午後10時まで、利用料は1回当たり月～土曜2,000円、日曜・祝日2,500円です（住民税非課税世帯は半額、生活保護受給世帯は無料）。

イ 実施施設

施設名	利用対象年齢
みなと子育て応援プラザPokke	生後6か月～中学3年生（15歳以下）

根拠法令等

児童福祉法

港区乳幼児等ショートステイ事業実施要綱

港区トワイライトステイ事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成13年4月16日

実績表

(単位：日)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
ショートステイ事業 (麻布乳児院)	166	266	349	681	691
ショートステイ事業 (東京都済生会中央病院附属乳児院)		151	277	379	240
ショートステイ事業 (みなと子育て応援プラザ Pokke)	1,420	1,140	1,316	1,738	1,413
要支援家庭を対象とした ショートステイ事業	22	2	12	14	0
トワイライトステイ事業	488	677	907	1,161	1,098

※ショートステイ事業（東京都済生会中央病院附属乳児院）は、令和3年度から開始しました。

育児サポート事業（育児サポート子むすび）	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

協力会員と利用会員を組織化し、相互に援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立及び地域の子育て支援等のための環境整備を図ります。

事 業 内 容

住民相互のつながりを広げ、地域全体で子どもの成長を支え、育児の支援が必要な人（利用会員）と育児の協力をする人（協力会員）をむすび、子育て支援を行います。

（１）対象児童

０歳から小学校６年生までの児童

（２）利用会員

区内在住・在勤の育児サポートを必要とする人

（３）協力会員

この事業に熱意のある１８歳以上（高校生不可）で育児支援活動に協力できる人

（４）サポート料

１時間８００円（交通費・児童の食事・おやつ代等の実費は利用会員負担）

※同時に複数の児童が利用する場合、２人目以降のサポート料を１時間４００円とします。

根拠法令等

児童福祉法

港区育児サポート事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開 始 時 期

平成１３年１月４日

実 績 表

年度 区分	２	３	４	５	６
利用会員（人）	８０１	１,０３９	７４６	９０２	５８１
協力会員（人）	１２９	１３９	１２２	１２８	１２６
両方会員（人）	８	８	８	８	１１
活動件数（件）	３,０２６	３,５０９	２,８７０	２,３２９	２,１６０
総活動時間（時間）	３,１２８	３,６７２	２,９９３	２,５０７	２,１６９

子育てひろば等事業（あっぱい）	所管課	各総合支所管理課
		子ども家庭支援センター

目 的

地域の子育て家庭の保護者とその子どもが集える場を提供し、親子の相互交流の促進及び育児不安等に関する相談、援助等を行う子育てひろば事業を実施することにより、子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。また、保護者の社会参加やリフレッシュなど理由を問わず乳幼児を一時的に預かる港区乳幼児一時預かり事業を実施することにより、当該乳幼児の保護者の子育てを支援するとともに、乳幼児の健全な育成を図ります。

事業内容

（1）対 象

ア 子育てひろば

区内に在住するおおむね3歳未満の児童及びその保護者

イ 乳幼児一時預かり

生後4か月から小学校就学前までの児童

（乳幼児一時預かり事業は、あっぱい台場を除く各施設で実施。）

（2）利用時間

施設名	子育てひろば	乳幼児一時預かり
あっぱい台場	午前11時～午後6時	
あっぱい麻布	午前10時～午後6時	午前8時30分～午後6時30分
あっぱい港南		
あっぱい港南四丁目		
あっぱい新橋		
あっぱい西麻布		
あっぱい芝浦		
あっぱい赤坂		
あっぱい白金台		

（3）利用料

ア 子育てひろば 無料

イ 乳幼児一時預かり

月～土曜 500円/1時間 日曜・祝日 600円/1時間

※区内在住の多胎児で、同時に複数の児童が利用する場合、2人目以降の利用料を無料とします。

根拠法令等

児童福祉法

港区子育てひろば事業実施要綱

港区乳幼児一時預かり事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

開始時期

平成20年8月20日

実績表

(1) 子育てひろば利用者数

(単位：人)

施設名 \ 年度	2	3	4	5	6
あっぱい台場（定員20組）	2,494	3,708	3,684	4,376	3,837
あっぱい麻布（定員35組）	2,759	5,567	10,504	11,810	13,528
あっぱい港南（定員10組）	1,108	1,419	1,615	2,186	2,485
あっぱい港南四丁目（定員20組）	4,726	7,022	5,791	8,972	9,000
あっぱい新橋（定員20組）	1,173	1,272	2,458	2,508	2,570
あっぱい西麻布（定員20組）	1,787	2,519	3,027	6,134	8,860
あっぱい芝浦（定員50組）	7,936	15,144	20,372	25,699	28,808
あっぱい赤坂（定員20組）	2,304	3,864	4,827	6,584	6,942
あっぱい白金台（定員20組）	3,621	5,713	5,400	7,090	9,842
合計	27,908	46,228	57,678	75,359	85,872

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、子育てひろばの利用を令和2年3月28日から令和2年6月18日まで休止しました。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年6月19日から令和3年11月7日まで、時間と人数等一部利用を制限し、予約制で実施しました。

(2) 乳幼児一時預かり利用者数

(単位：人)

施設名 \ 年度	2	3	4	5	6
あっぱい麻布（定員15人）	3,225	3,251	4,200	4,705	4,259
あっぱい港南（定員14人）	2,076	2,663	2,211	2,005	2,028
あっぱい港南四丁目（定員12人）			1,009	1,871	2,307
あっぱい新橋（定員30人）	3,744	5,018	4,762	5,409	5,468
あっぱい西麻布（定員18人）	2,055	2,010	2,693	3,792	5,008
あっぱい芝浦（定員35人）	8,587	9,940	11,858	13,714	11,723
あっぱい赤坂（定員20人）	3,036	3,182	2,806	3,266	4,752
あっぱい白金台（定員20人）	1,984	2,398	1,847	1,885	1,741
合計	24,707	28,462	31,386	36,647	37,286

※あっぱい港南四丁目乳幼児一時預かり事業は、令和4年5月20日に開始しました。

※令和3年4月から、子育てひろば等事業（あっぱい）は子ども家庭支援センターから各総合支所管理課へ移管しました。

みなと子育てサポートハウス事業 (子育てひろば「あい・ぽーと」)	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

親子で自由に遊べるつどいの広場や、理由を問わずに子どもを預かる一時保育等の実施により、区民の子育て支援のニーズに対応するとともに、子育てを支援する人材を育成することで、地域における子育て交流拠点の充実に図ります。

事業内容

(1) 子育て支援事業

つどいの広場事業、一時保育事業、相談事業、各種講座開催事業、子育て関連情報提供・交流事業

※利用には会員登録が必要です。

(子ども1人当たりの年会費：区内在住者、在勤・在学者500円、区外在住者1,000円)

※一時保育事業の利用料は、未就学児は1時間800円～、小学生は1時間500円～です。区内在住の小学校就学前の多胎児で、同時に複数の児童が利用する場合、2人目以降の利用料を無料とします。

(2) 地域の交流拠点事業

子育て・家族支援者の人材育成事業、子育てネットワーク事業、三世代園芸交流事業

根拠法令等

児童福祉法

みなと子育てサポートハウス事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

開始時期

平成15年9月16日

実績表

(単位：人)

年度 区分	2	3	4	5	6
つどいの広場事業 「ひだまり」利用者	7,315	7,763	13,440	16,253	17,915
一時保育事業 「あおば」利用者	3,774	3,241	4,765	5,667	5,469

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、つどいの広場「ひだまり」の利用を令和2年3月28日から6月18日まで休止しました。令和2年6月19日から令和3年11月7日まで、時間と人数等一部利用を制限し、予約制で実施しました。

派遣型一時保育事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

保護者の事情により、一時的に保育が必要となる場合に、児童の自宅等に保育者を派遣して保育を行うなど、子育て家庭における多様な保育ニーズに応えることで、保護者の仕事と子育ての両立の支援及び児童の健全な育成を図ります。

事 業 内 容

利用者、保育者ともに登録による会員制とし、会員登録後、保育者（支援会員）を紹介します。支援会員は、港区子育て支援員研修事業において養成した子育て・家族支援者です。

(1) 対象児童

区内在住で、原則として生後7日以降から小学校6年生までの児童

(2) 支援内容

保護者の傷病、社会参加やリフレッシュ等理由を問わず、支援会員が一時的な保育を行います。

なお、一時保育には以下の内容を含みます。

ア 保育園、幼稚園、学童クラブ、小学校等の送迎

イ 生後7日から28日までの乳児の保育（新生児保育）

ウ 病気からの回復期にある児童の保育（病後児保育）

(3) 利用料金

1時間900円から

※きょうだいと同時に利用する場合、2人目以降の利用料を半額とします。

※小学校就学前の多胎児で同時に複数の児童が利用する場合、2人目以降の利用料を無料とします。

※病後児保育、新生児保育について、生活保護受給世帯等は利用料金の全額、住民税非課税世帯は利用料金の1/2の助成を受けることができます（1か月10,000円を上限とします。）。

根拠法令等

港区派遣型一時保育事業実施要綱

補助金名等

子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開 始 時 期

平成18年4月1日

実 績 表

年度 区分	2	3	4	5	6
利用会員（人）	2,082	2,049	2,105	2,208	2,236
支援会員（人）	308	315	315	288	291
両方会員（人）	7	9	10	8	9
活動件数（件）	9,534	12,971	11,794	9,274	8,215

みなと子育て応援プラザ事業（P o k k e）	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

子育てに関する様々なニーズに応えるサービスを提供することにより、保護者の子育てを支援するとともに、児童の健全な育成を図ります。

事 業 内 容

（1） 子育てひろば事業

乳幼児とその保護者が気軽に楽しめ、ゆったりと過ごすことができる場所の提供を行います。また、友だちづくりや情報の交換、各種講座への参加ができます。利用には会員登録が必要です。

対象は0歳から3歳までの子どもとその保護者で、利用時間は午前9時30分から午後4時30分まで（第2、第4、第5日曜日、原則第4火曜日、年末年始は休業日）、定員は25組です。利用料は無料です。

（2） 乳幼児一時預かり事業

保護者の社会参加や、リフレッシュなど、理由を問わず子どもを預かり保育をします。利用には会員登録が必要です。

対象は生後4か月から6歳（就学前）までの子どもで、利用時間は午前7時15分から午後8時15分（月1回（原則第4火曜日）、年末年始は休業日）、定員は20人です。利用料は、4時間以内は2,000～3,000円で、4時間を超える1時間ごとに500～700円追加となります（利用料以外に別途昼食500円、おやつ100円、夕食500円がかかります。）。区内在住の多胎児で同時に複数の児童が利用する場合、2人目以降の利用料を無料とします。

（3） コミュニティカフェ

子育て世代だけでなく、Pokke近辺の在住者・在勤者等が気軽にくつろぎ、交流できるカフェです。月3回（第1～第3火曜日）、正午から午後4時（午後3時30分ラストオーダー）まで運営しています。

根拠法令等

児童福祉法

みなと子育て応援プラザ事業補助金交付要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

開 始 時 期

平成20年10月30日

延べ利用者数

（単位：人）

年度	2	3	4	5	6
区分					
子育てひろば事業	8,669	13,635	17,859	21,697	20,250
乳幼児一時預かり事業	3,734	5,312	5,068	5,239	4,876

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、子育てひろばの利用を令和2年3月28日から6月18日まで休止しました。令和2年6月19日から令和3年11月7日まで、時間と人数等一部利用を制限し、予約制で実施しました。

ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者がベビーシッターを利用する場合の費用の一部を補助することにより当該保護者の多様な保育ニーズに応えとともに、経済的な負担を軽減し、もって児童福祉の充実を図ります。

事 業 内 容

(1) 対象

区内に居住する満12歳になる年度の末日までの児童を養育する保護者

(2) 補助対象時間

児童一人当たり年144時間

未就学児で多胎児の場合は、児童一人当たり年288時間

(3) 補助金額

児童一人1時間当たり 午前7時～午後10時 2,500円
午後10時～翌午前7時 3,500円

根拠法令等

港区ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業補助金交付要綱

補助金名等

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金

開 始 時 期

令和5年4月1日

実 績 表

区分 \ 年度	5	6
利用者数（人）	1,820	2,916
利用時間数（時間）	98,550	176,451

港区子ども・おとな・地域みなトーク事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

子ども、子育て支援者、子育て当事者、地域が事業を通して、対話の場を設けることで、世代を超えた地域のネットワークを構築し、港区の子育て・子育て環境の向上を図ります。

事業内容

本事業では、地域における子育て支援の充実をめざし、「みなトーク懇談会」、「おしゃべりタイム」という趣旨の異なる2種類の活動を実施しています。

「みなトーク懇談会」では、毎年異なるテーマを設定し、世代を超えた多様な参加者が集い、意見や思いを交わします。対話を通じて得られた気づきや学びを参加者同士で共有し、子育て支援の向上につながる具体的な提案の創出を目指します。

「おしゃべりタイム」では、日々の子育ての中で感じている悩みや喜びを、同じ子育て家庭の参加者同士が気軽に語り合い、共感し合う交流の場です。こうしたカジュアルな対話を通じて、子育て家庭同士のつながりを深め、地域の中にあたたかな支え合いのネットワークを築いていきます。

開始時期

令和4年度

実績表

港区子ども・おとな・地域みなトーク懇談会

年度	テーマ	参加者数 (人)
4	自分だったらこうしてみたい！ こんなことやってみたい！	24
5	Hello, World ～伝えてみよう 自分の考え 聴いてみよう 人の考え～	27
6	広げよう、友だちの輪！つながろうMINATO	30

おしゃべりタイム

実績 年度	実施回数（回）	参加人数（人）
5	4	18
6	5	26

目 的

子どもからの相談を24時間受け付け、子どもの困りごとや不安、悩み等に寄り添い、子どもと一緒に解決策を考える等、現状に即した対応ができるよう相談体制の充実を図ります。

事業内容

(1) 対 象

港区に住む18歳未満の児童

(2) 相談の方法

登録した電子メールアドレスからシステムを利用して、相談内容を送信します。

(3) 相談に対する回答

相談を受信した場合は、原則3日以内（遅くとも1週間以内）に回答を作成し、送信します。

根拠法令等

港区みなと相談ねっと事業運営要綱

開始時期

平成26年6月30日

実績表

(1) 学年別相談件数

(単位：件)

年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
2	0	1	0	7	2	4	4	15	18	3	2	1	57
3	1	0	5	10	1	3	3	4	3	0	0	0	30
4	0	1	1	4	8	0	3	13	0	1	0	0	31
5	0	1	2	1	6	5	3	16	7	1	1	1	44
6	0	1	6	0	5	3	10	3	12	2	0	0	42

(2) 相談内容別件数

(単位：件)

年度	相談 虐待 身体	虐待 心理	虐待 性	ネグ レクト	不登 校	性格 行動	心の 悩み	友達 関係	いじ め	学校 関係	勉強 成績	進路	親子 関係	兄弟 関係	体・ 健康	その 他	合計
2	1	1	0	0	0	3	17	8	1	5	3	0	14	2	2	0	57
3	0	0	0	0	0	3	5	10	0	6	0	0	1	1	3	1	30
4	0	0	0	0	0	3	7	5	0	3	1	2	8	1	1	0	31
5	4	0	0	0	1	9	2	15	2	4	1	1	1	0	3	1	44
6	1	0	0	0	0	6	3	14	0	9	0	1	6	1	0	1	42

(3) 延べ相談回数

(単位：回)

回数	2	3	4	5	6
延べ相談回数	449	134	231	136	132

(4) 相談者数・アカウント登録者数

(単位：人)

区分	2	3	4	5	6
相談者数	45	30	20	21	27
総登録者数	184	205	249	264	287

おとなの子育て相談ねっと	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

おとなからの子育て相談を24時間受け付け、子育て中の悩みや不安に寄り添い、相談者と一緒に解決策を考え、現状に即した対応ができるよう相談体制の充実を図ります。

事業内容

(1) 対 象

港区に住む18歳未満の児童の保護者と妊婦

(2) 相談の方法

登録した電子メールアドレスからシステムを利用して、相談内容を送信します。

(3) 相談に対する回答

相談を受信した場合は、原則3日以内（遅くとも1週間以内）に回答を作成し、送信します。

根拠法令等

港区みなと相談ねっと事業運営要綱

開始時期

令和2年9月1日

実績表

(1) 相談の種類別件数

(単位：件)

相談 年度	授乳	発育	(離乳食含む) 食事	睡眠	健康	からだのこと	生活リズム	(言語を含む) 発達	不登校	学業・進路	友達関係	思春期	子どもの行動	親子関係	兄弟姉妹関係	その他	合計
2	5	6	6	3	2	3	3	7	3	2	3	1	17	13	0	8	82
3	13	10	17	12	6	7	5	9	4	6	3	3	35	19	1	25	175
4	9	16	7	4	1	2	7	12	2	6	8	3	22	29	0	19	147
5	6	2	15	12	3	5	3	14	3	3	3	1	21	13	1	23	128
6	11	5	11	15	6	3	2	7	0	4	2	2	23	15	2	21	129

(2) 延べ相談・回答回数

(単位：回)

年度	延べ相談回数	延べ回答回数			合計
		保健師	心理士	相談員	
2	205	53	140	0	398
3	443	140	278	0	861
4	351	111	211	5	678
5	262	75	178	3	518
6	258	89	150	12	509

(3) 相談者数・アカウント登録者数

(単位：人)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
相談者数	65	111	104	128	86
総登録者数	107	248	377	468	552

みなと保育サポート事業	所管課	各総合支所管理課												
		子ども家庭支援センター												
目 的 パートタイム勤務、育児短時間勤務利用者等、児童の保護者の就労形態が多様化する中で、家庭における保育が困難となる児童に対し、原則として1日8時間以内で1か月160時間を上限に、必要に応じた保育を行うことで、安心して子育てができる環境の整備と児童福祉の増進を図ります。 事 業 内 容 (1) 事業の種類 <table><tr><td>定期利用保育</td><td>保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、原則として平均週1日以上保育が必要となる児童を対象として実施する保育</td></tr><tr><td>スポット利用保育</td><td>保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、不定期に保育が必要となる児童を対象として実施する保育</td></tr></table> (2) 対 象 区内在住で、児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象となり、かつ同条に基づく保育の実施がされていない、生後4か月から小学校就学前の集団保育が可能な児童 (3) 運営実施日、運営時間 日曜日、祝日、年始（1月2日、3日）を除く毎日 午前7時15分から午後6時15分まで (4) 利 用 料 <table><tr><td>利用時間</td><td>利用料（円）</td></tr><tr><td>①4時間未満</td><td>1,100</td></tr><tr><td>②4時間以上6時間未満</td><td>1,650</td></tr><tr><td>③6時間以上8時間以下</td><td>2,200</td></tr></table> ※生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯は、定期利用保育及びスポット利用保育の利用料が免除になります。 ※生計を同一にしている兄又は姉がいる場合、定期利用保育の利用料が免除になります。 ※当年度分（4月分から8月分までの利用料については前年度分）の区市町村民税のうち、所得割課税額が77,101円未満であり生計を一にするひとり親世帯等の場合、定期利用保育の利用料が免除になります。			定期利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、原則として平均週1日以上保育が必要となる児童を対象として実施する保育	スポット利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、不定期に保育が必要となる児童を対象として実施する保育	利用時間	利用料（円）	①4時間未満	1,100	②4時間以上6時間未満	1,650	③6時間以上8時間以下	2,200
定期利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、原則として平均週1日以上保育が必要となる児童を対象として実施する保育													
スポット利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、不定期に保育が必要となる児童を対象として実施する保育													
利用時間	利用料（円）													
①4時間未満	1,100													
②4時間以上6時間未満	1,650													
③6時間以上8時間以下	2,200													
根拠法令等 港区みなと保育サポート事業実施要綱 補助金名等 一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金 開 始 時 期 平成24年4月1日														

実 績 表

(単位：人)

施 設 名	2		3		4		5		6	
	定 期 利用者数	スポット 利用者数	定 期 利用者数	スポット 利用者数	定 期 利用者数	スポット 利用者数	定 期 利用者数	スポット 利用者数	定 期 利用者数	スポット 利用者数
みなと保育サポート 白金（定員27人）	2,312	483	2,257	496	2,401	353	2,807	429	2,800	299
みなと保育サポート 港南四丁目（定員20人）	1,873	390	2,189	783	1,885	913	1,526	508	1,973	255
みなと保育サポート 東麻布（定員20人）	2,753	207	2,571	153	2,297	166	2,463	179	2,297	231
みなと保育サポート 赤坂（定員20人）	3,554	468	3,781	553	3,600	306	3,866	221	3,558	371
みなと保育サポート 白金台（定員20人）	2,545	275	2,795	43	2,504	77	2,267	304	3,308	428
合計	13,037	1,823	13,593	2,028	12,687	1,815	12,929	1,641	13,936	1,584

※令和3年4月から、みなと保育サポート事業は子ども家庭支援センターから各総合支所管理課へ移管しました。

認可外保育施設等利用費助成	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

認可外保育施設等を利用する児童の保護者に対して、施設等利用費を支給することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象 者

区内に居住し、教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定を受けている0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の児童又は3歳児から5歳児の児童

※認可保育園、認定こども園又は港区保育室を利用している場合は、本制度の助成対象外です。

(2) 対 象 経 費

次のいずれかの事業を利用した際の保育に要した経費

一時預かり事業（あっぱい、あい・ぽーと（一時保育「あおば」）、みなと子育て応援プラザ Pokke）、みなと保育サポート事業、派遣型一時保育事業、育児サポート子むすび

(3) 支給上限額

ア 0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の児童	月額42,000円
イ 3歳児から5歳児の児童	月額37,000円

根拠法令等

子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援法施行令

港区子ども・子育て支援法施行細則

港区幼児教育・保育の無償化に係る認可外保育施設等利用費支給要綱

補助金名等

子育てのための施設等利用給付交付金

開 始 時 期

令和元年10月1日

実 績 表

年度 区分	2	3	4	5	6
延人数（人）	34	32	39	22	23
支給額（円）	1,130,150	819,160	884,781	623,216	652,550

港区実施事業における参加者のための一時保育	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

区が実施する講演会、地域説明会等の事業への区民参加の促進を図り、男女平等参画社会の実現及び子ども・子育て支援に役立てます。

事 業 内 容

区が実施する審議会、説明会、講習会等の事業において、おおむね4か月以上の未就学児を対象に一時保育を行います。

根拠法令等

港区実施事業における参加者のための一時保育者登録要綱

開 始 時 期

平成17年4月1日

実 績 表

(単位：回)

年度 区分	2	3	4	5	6
保育実施回数	194	240	231	241	330

子育てコーディネーター事業 (利用者支援事業・基本型)	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

児童及びその保護者、妊娠中の人が教育・保育施設をはじめ、子育て支援事業を確実、かつ円滑に利用できるよう両者をつなぐ支援を行うことで、子どもが健やかに成長できる地域社会の実現を図ります。

事 業 内 容

利用者支援専門員(子育てコーディネーター)が、利用者の個別のニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談を行うことにより、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を利用できるよう支援します。

(1) 実施施設

- ア 子ども家庭支援センター
- イ 子育てひろば「あい・ぽーと」

(2) 対 象

- ア 区内に居住する18歳未満の児童及びその保護者
- イ 区内に居住する妊婦
- ウ 区内に居住し、子育てに関する相談、情報提供等を必要とする人

(3) 実施時間

月曜から土曜 午前10時から午後5時まで ※年末年始を除く

根拠法令等

- 子ども・子育て支援法
- 港区子育てコーディネーター事業実施要綱

補助金名等

- 子ども・子育て支援交付金

開 始 時 期

平成27年4月1日

実 績 表

(単位:件)

年度	2	3	4	5	6
実施施設					
子ども家庭支援センター	1,645	2,629	1,737	1,084	1,165
子育てひろば「あい・ぽーと」	1,453	1,535	1,034	444	766
計	3,098	4,164	2,771	1,528	1,931

出産・子育て応援メール配信	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

確かな知識と情報を区からの「応援メール」として発信することにより、子育て家庭の孤立を防ぎ、安心して出産・子育てができるように支援します。

事業内容

妊娠期の方や小学1年生までの子どもがいる家族（登録者）へ、出産、子育てに役立つ情報を定期的に配信します。

それぞれの時期に利用できる区のサービスを紹介します。

配信回数

(1) 妊娠期 毎日

(2) 出産後 ア 生後100日まで 毎日

イ 生後101日以降、1歳誕生日まで 3日に1回

ウ 1歳誕生日以降、3歳誕生日まで 週1回程度

エ 3歳誕生日以降、小学校入学まで 月2回程度※

オ 小学1年生 月1回程度

※令和7年度から、3歳誕生日以降、小学校入学までについては、週1回程度配信しています。

補助金名等

子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成28年3月1日

実績表

(単位：件)

登録数 \ 年度	2	3	4	5	6
妊娠期（メール配信）	260	166	136	140	77
出産後（メール配信）	1,455	1,462	1,269	1,165	1,406
妊娠期（LINE配信）					170
出産後（LINE配信）					603
計	1,715	1,628	1,405	1,305	2,256

※登録アドレス数は、3月末日現在の登録数です。

※LINE配信は、令和6年度から実施しています。

港区子育て支援員研修事業	所管課	— 子ども家庭支援センター
目 的 子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援に係る仕事に関心を持ち、子ども・子育て支援に係る事業に従事することを希望する人に対し、必要となる知識、技能等を修得するための子育て支援員研修を実施し、子ども・子育て支援の担い手の資質の確保を図ります。 事業内容 (1) 対 象 ア 地域保育コース 「一時預かり事業」、「派遣型一時保育」及び「育児サポート子むすび（ファミリー・サポート・センター事業）」の活動に従事することを希望する人 イ 地域子育て支援コース 地域保育コース事業での活動経験をもとに、港区内の「地域子育て支援拠点事業」（子育てひろば）、「利用者支援事業」（あい・ぽーと、子ども家庭支援センターでの子育てコーディネーター事業）に従事を希望する人（イについてはアの修了者が対象となります。） (2) 研修内容 ア 地域保育コース 基本研修と共通科目、一時預かり事業研修を履修します。また、専門員研修として、派遣型一時保育事業、育児サポート子むすび（ファミリー・サポート・センター事業）研修を履修します。 イ 地域子育て支援コース 地域保育コース修了者が対象です。専門研修として地域子育て支援拠点事業研修又は利用者支援事業（基本型）を履修します。 ウ バックアップ研修 各コースの修了者について、実践を通じて生じた問題への解決、知識、技能の維持・向上を図ることを目的として各コースに応じた内容で月に1回以上行います（地域子育て支援コース修了者のうち、利用者支援事業・基本型（専任職員）修了者についても別途月1回実施）。 エ その他 平成27年度までみなと子育てサポートハウス事業で実施してきた子育て・家族支援者養成講座履修者は、国の示す「子育て支援員研修」のカリキュラムを満たしているため、確認研修を実施し、その資格コースの修了者としています。		

根拠法令等

厚生労働省雇用均等・児童家庭局子育て支援員研修事業実施要綱
港区子育て支援員研修事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金

開始時期

平成28年4月1日

実績表

(単位：人)

年度		2	3	4	5	6
コース名						
① 地域保育コース	一時預かり事業	49	42	35	26	38
	(再掲)ファミリー・サポート・センター事業	48	41	35	24	38
② 地域子育て支援コース	地域子育て支援拠点事業					

※令和2年度から令和6年度までは、地域子育て支援コースを実施しませんでした。

親支援プログラム	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

区民に身近な場所で「親支援プログラム」を実施することにより、主に在宅で子育てをしている親同士が悩みを共有しながら、子どもの発達や親の役割、子育ての方法を学び、自信をつけていくよう支援します。また、その後に地域の仲間づくりにつなげることで、養育環境の向上を図ります。

事業内容

ファシリテーターと共に、少人数の保護者のグループの中で自らの子育てを振り返りながら、自信をもって安心して子育てができる方法を考え合う、6～9回の連続講座です。

講座ごとに子どもの対象年齢が異なります。受講対象は、対象年齢の子どもを養育している保護者です。

実施場所 子ども中高生プラザ、区民協働スペース、子ども家庭支援センター等

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成28年度

実績表

延べ講座実施回数

年度		2	3	4	5	6
区分						
講座名	ノーバディーズ・パーフェクト	0回（0施設）	3回（3施設）	3回（3施設）	2回（2施設）	—
	ポジティブ・ディシプリン	0回（0施設）	1回（1施設）	1回（1施設）	1回（1施設）	3回（3施設）

※回数は一連の講座の実施回数。一連の講座の回数は施設により異なります。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止としました。

目 的

出産直後において家族等から母体の回復及び育児に係る援助を受けることができない等の理由により、体調不良や子育てに対して強い不安や孤立感を抱えるなど特に支援を要する母子に対して、病院、助産院等に宿泊して適切な支援を行い、虐待の未然防止を図ります。

事業内容

病院、助産院等に宿泊する母子へ、母体及び乳児のケア、授乳指導、育児相談等を行います。

(1) 対 象

区内に在住する生後4か月未満の乳児及びその母親で、この事業による支援が必要と区長が認める人

(2) 利用期間

最長6泊7日まで

(3) 利用回数

同一母子一組につき1回

(4) 支援内容

ア 母体の健康状態のチェック及び産後の生活面の指導

イ 乳児の健康状態及び体重のチェック

ウ 育児相談

エ 母乳に関する相談及び授乳方法指導

オ 沐浴指導

カ 食事の提供

キ その他区長が必要と認める事項

根拠法令等

港区産後要支援母子ショートステイ事業実施要綱

開始時期

平成30年4月1日

実績表

年度 区分	2	3	4	5	6
利用人数(組)	1	0	2	1	0
利用日数(日)	7	0	11	7	0

医学業務及び親子支援カウンセリング業務事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

要保護・要支援児童の保護者に対して、医療機関と連携し、専門的な心理教育的プログラムやトラウマインフォームドケアに基づく心理面接を実施することで、子どもの発達や気持ちに合わせた適切な関わりが持てるよう支援を行い、親子関係の改善を図り、虐待の深刻化や重症化を防ぎます。

事業内容

- (1) CAREグループの実施
- (2) 親子支援カウンセリング業務
- (3) 職員に対する医学的見地からの助言並びに指導

補助金名等

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金

開始時期

平成31年4月

実績表

事業 \ 年度	2	3	4	5	6
CAREグループの実施	2回1クールを3クール実施	2回1クールを3クール実施	2回1クールを3クール実施	2回1クールを3クール実施	2回1クールを3クール実施
親子支援カウンセリング業務	毎月4日 年48日実施	年100日実施	年100日実施	年100日実施	年100日実施
職員に対する医学的見地からの助言並びに指導	毎月1回 年12回実施	毎月1回 年12回実施	毎月1回 年12回実施	毎月1回 年12回実施	毎月1回 年12回実施

家庭福祉相談	所管課	—			
		子ども家庭支援センター			
目 的					
家庭相談員を配置し、家庭内で発生する様々な問題に対し相談を行い、家庭生活の健全化を図ります。					
事 業 内 容					
(1) 内 容					
相談、関係機関の情報紹介等					
(2) 相談場所					
子ども家庭支援センター					
根拠法令等					
港区家庭相談実施要綱					
開 始 時 期					
昭和59年4月1日					
実 績 表					
相 談 の 状 況 (単位：件)					
年 度 区 分	2	3	4	5	6
人 間 関 係	64	88	71	89	94
身 分 関 係	56	68	61	72	84
経 済	35	25	14	26	11
そ の 他	10	24	7	6	6
合 計	165	205	153	193	195

母子・父子福祉相談	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

母子・父子自立支援員を配置し、自立に努める母子・父子家庭の母及び父並びに寡婦の相談に応じ、必要な情報提供及び支援を行うことで、安定した生活と自立の支援を図ります。

事 業 内 容

(1) 内 容

一般生活相談、資金貸付

(2) 対 象 者

母子及び父子並びに寡婦

(3) 相談場所

子ども家庭支援センター

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

開 始 時 期

昭和40年4月1日

実 績 表

相 談 の 状 況

(単位：件)

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
生 活 一 般 (住 宅 を 含 む)	306	243	246	266	238
児 童	11	15	14	19	11
経済的支援・生活援護	202	240	151	121	99
そ の 他	1,319	3	2	2	6
合 計	1,838	501	413	408	354

女性福祉相談	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

女性相談支援員を配置し、社会生活を営むうえで、困難な問題を抱えている女性の相談に応じ、必要な保護、援助を行うことで、安定した生活と自立の支援を図ります。

事業内容

(1) 内 容

一般生活相談、資金貸付等

(2) 相談場所

子ども家庭支援センター

根拠法令等

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

開始時期

昭和40年4月1日

実績表

相 談 の 状 況

(単位：件)

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
福 祉 資 金 の 貸 付	0	2	1	0	1
施 設 入 所	0	0	0	0	0
就 業	1	0	0	0	0
結 婚	1	0	0	0	0
家 庭 へ 帰 宅	1	4	2	0	0
福 祉 事 務 所 へ 移 送	0	0	0	0	0
女性相談支援センターへ移送	3	6	0	0	0
他府県の女性相談支援センター	2	2	0	0	0
その他関係施設へ移送	25	12	16	17	11
指 導 助 言 の み	176	418	188	138	172
そ の 他	544	251	409	542	445
計	753	695	616	697	629

母子及び父子福祉資金の貸付	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

母子・父子家庭の母又は父と子に各種資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。

事業内容

(1) 貸付対象

都内に6か月以上居住し、現に港区内に住所を有する母子・父子家庭の母又は父で、20歳未満の子を扶養している人

(2) 貸付金の種類

事業開始資金ほか全12種類（貸付の状況参照）

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例（平成12年度から特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例）

開始時期

昭和28年4月1日

実績表

貸 付 の 状 況

（貸付額単位：円）

区 分	2		3		4		5		6	
	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	1	816,000	0	0	0	0	0	0	0	0
修 業 資 金	1	816,000	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生 活 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住 宅 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転 宅 資 金	0	0	1	165,000	2	438,800	1	260,000	2	520,000
結 婚 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修 学 資 金	10	5,172,000	6	3,630,540	5	4,184,000	9	5,850,735	16	11,667,005
就学支度資金	1	304,500	2	412,000	2	788,440	5	2,045,980	4	1,114,000
計	13	7,108,500	9	4,207,540	9	5,411,240	15	8,156,715	22	13,301,005

母子生活支援施設	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

住宅・育児・就労など様々な問題を抱える母子家庭を母子生活支援施設において保護するとともに、母への就労支援や子どもの保育、公営住宅入居の情報提供などを行い、母子家庭の安定した生活と自立の支援を図ります。

事業内容

(1) 支援内容

居室の提供、母子支援員による生活指導等

(2) 対象者

配偶者のいない女性、又はこれに準ずる事情にある女性で、その養育している児童が生活上の問題を抱えているなどの理由により十分な養育ができない人

(3) 使用料

母子生活支援施設等徴収金基準額表の本人が属する世帯区分による負担月額
0円～その月におけるその児童等に係る費用の支弁額

(4) 費用負担

光熱水費等実費相当額

根拠法令等

児童福祉法

港区児童福祉法施行細則

補助金名等

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金

開始時期

昭和37年10月1日

実績表

入 所 の 状 況

年 度 区 分	2		3		4		5		6	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
入 所 数	4(1)	10	11(8)	31	6(1)	17	10(4)	26	10(4)	23

※()内は新規入所措置数で内数です。

入院助産		所管課		— 子ども家庭支援センター							
目 的											
経済的理由により入院できない状況にある妊産婦を対象に、指定助産施設で助産を行うことで、保健上必要である入院をして出産する機会の保障を図ります。											
事 業 内 容											
(1) 内 容											
出産費用の助成											
(2) 対 象											
ア 生活保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯											
イ 当該年度分（４月から６月までの申請については、前年度分）の所属世帯全員の区市町村民税が非課税の世帯で健康保険法等の規定に基づく、出産一時金が40万4千円未満の人											
ウ 当該年度（４月から６月までについては、前年度）に支払った区市町村民税所得割の額が19,000円以下の世帯で、健康保険法等の規定に基づく、出産一時金が40万4千円未満の人											
(3) 費用負担額											
母子生活支援施設等徴収金基準額表の本人が属する世帯区分による負担額0円～9,000円											
根拠法令等											
児童福祉法											
港区児童福祉法施行細則											
港区入院助産事務取扱要綱											
補助金名等											
児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金											
開 始 時 期											
昭和40年４月１日											
実 績 表											
申 請 の 状 況											
(単位：人)											
年度 区分		2		3		4		5		6	
		都立病院	その他	都立病院	その他	都立病院	その他	都立病院	その他	都立病院	その他
人 員		1(1)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)

※()内は入所措置数で内数です。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を支給することにより、就業をより効果的にするための主体的な能力開発の取組や学び直しを支援し、ひとり親家庭の経済的自立の促進を図ります。

事業内容

	自立支援教育訓練給付金	高等学校卒業程度 認定試験合格支援給付金
対 象 者	ア 港区内に住所を有し、児童扶養手当を受給しているか同等の所得水準にある20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母 イ ア及びひとり親家庭の父又は母に扶養されている児童	
講 座	・雇用保険制度の指定教育訓練講座 ・国から指定された就業に結びつく可能性の高い講座	・高卒認定試験の合格を目指す講座
支 給 額	ア 一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない人は、受講のために支払った経費の60/100（200,000円限度）。 イ 専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない人は、受講のために支払った額の60/100（修学年数×400,000円又は1,600,000円を限度）。 ウ ア及びイ以外の方は、ア及びイの額から教育訓練給付金を差し引いた額。 ※12,000円を超えない場合は支給しない。	ア 受講開始時に受講開始のために支払った費用の30％相当額（75,000円を限度）。 イ 受講のために支払った費用の40％相当額（アの額を差し引いた額で100,000円を限度）。 ウ 合格後、受講のために支払った費用の20％相当額（ア、イ及びウの合計額が150,000円を超える場合は150,000円を限度）。

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

港区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

開始時期

平成16年4月1日

実績表

年度 区 分	2	3	4	5	6
件 数 (件)	1	2	2	2	4
支給額 (円)	165,000	182,192	176,200	848,840	552,267

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等を支給し、修業訓練中における生活の負担を軽減することにより、資格取得を容易にし、ひとり親家庭の経済的自立の促進を図ります。

事業内容

(1) 内 容

ひとり親家庭の父又は母が、対象資格の取得のため6月以上の養成機関に修学する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。

(2) 対 象 者

港区内に住所を有し、児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準にある20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母

(3) 対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師
助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師
シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格 等

(4) 支 給 額

月額 100,000円又は70,500円

最後の12月 月額 140,000円又は110,500円

修了支援給付金 50,000円又は25,000円

支給期間は48月が上限

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

港区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

開 始 時 期

平成16年4月1日

実 績 表

年 度 区 分	2	3	4	5	6
件 数 (件)	3	3	2	7	14
支給額 (円)	2,550,000	4,130,000	1,880,000	5,022,500	13,467,500

ひとり親家庭ホームヘルプサービス	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

支援を必要とする小学生以下の児童のいるひとり親家庭にホームヘルパーやベビーシッターを派遣し、必要な援助を行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 内 容

ひとり親家庭の生活に必要なもののうち、直接的、日常的なものに限る。

(2) 派遣時間

午前7時から午後10時までの間、1回当たり2時間以上（※）4時間まで（1時間単位）

1か月当たりの最大利用時間

小学校就学前の児童がいる場合 48時間

小学校1年生から3年生までの児童がいる場合 36時間

小学校4年生から6年生までの児童がいる場合 24時間

※令和7年度から送迎援助に限り1回当たり原則1時間としています。

(3) 費用負担

親の前年の所得により、1時間につき0円～1,290円

根拠法令等

港区ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業運営要綱

開始時期

昭和57年度

実績表

派 遣 状 況

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
利用回数（回）	4,397	7,490	8,439	8,318	9,361
登録世帯数（世帯）	74	111	106	107	126

母子等緊急一時保護事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

緊急に保護を必要とする母子や女性等が、適当な施設に入所できない場合において、指定施設で一時的な保護、相談及び指導を行い、適切な処遇が講ぜられるまでの間の応急的な措置を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

区内在住又は区内に避難してきた母子や女性等で、緊急に保護を必要とする人

(2) 費用負担

食費等実費相当額

根拠法令等

児童福祉法

港区母子等緊急一時保護事業実施要綱

補助金名等

子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開 始 時 期

平成7年4月1日

実 績 表

入 所 の 状 況

年 度 区 分	2		3		4		5		6	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
保 護 数	7	12	10	21	11	17	3	4	16	25

DV被害者支援活動補助金交付	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

配偶者等からの暴力（DV）を受けた被害者専用のシェルターやステップハウス（DVシェルター等）を運営し、DV被害者の支援活動を行う団体に対し、活動に要する経費の一部を補助することで、DV被害者の安全で安心できる生活環境を確保し、生活の再建を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内に活動拠点を置き、DV被害者の支援活動を行う団体

(2) 補助金額

補助の対象となる1か月当たりの経費の3/4

年間上限額1室につき180万円（補助対象事業の実施期間が12月に満たない場合は、補助対象事業を行わない期間1月ごとに15万円を補助限度額から減額する。）で予算の範囲内とする。

根拠法令等

港区DV被害者支援活動補助金交付要綱

開始時期

令和2年4月1日

実績表

年度 区分	2	3	4	5	6
申請団体数	1	1	1	1	1
補助金額（円）	1,329,000	1,240,000	1,595,000	1,531,000	1,614,000

DV加害者更生プログラム利用助成金交付	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

配偶者等に対し、身体への暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を行う者（DV加害者）の更生を促すために民間団体が実施するDV加害者更生プログラムの利用に係る経費の一部を助成することにより、DV加害者の更生を促し、配偶者等に対する暴力の根絶を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有するDV加害者と配偶者

（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 助成金額

DV加害者更生プログラムの事前相談に係る経費

DV加害者一人当たり1万2千円を上限とする。さらに、配偶者の経費をDV加害者が負担する場合、配偶者一人当たり1万2千円を上限として助成します。

根拠法令等

港区DV加害者更生プログラム利用助成金交付要綱

開始時期

令和2年4月1日

実績表

年度 区分	2	3	4	5	6
助成件数（件）	1	2	0	1	0
助成金額（円）	12,000	16,500	0	14,000	0

離婚前後の弁護士相談	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

離婚を考えている親又は既に離婚した親に対し、弁護士による法律相談を受ける機会を提供することにより、養育費及び親子交流の取決め等について、子どもの福祉及び利益の確保の視点に立って考えることができるように支援を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

離婚を考えている親又は既に離婚した親

(2) 実施方法

ア 実施日時 毎月第3水曜日の午後1時から午後4時まで

イ 実施場所 子ども家庭支援センター

ウ 相談担当員 弁護士

エ 相談形式 面談

オ 相談方法 事前の予約制

カ 相談回数 1事案につき1回まで

キ 相談時間 1回につき45分

(3) 法律相談の内容

ア 子どもの親権に関すること。

イ 養育費の取決め及び履行の確保に関すること。

ウ 親子交流の取決め及び履行の確保に関すること。

エ その他離婚前後の親を持つ子どもの支援に関し必要なこと。

(4) 法律相談の費用

無料

根拠法令等

港区離婚前後の弁護士相談実施要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

開 始 時 期

令和2年4月1日

実 績 表

年度 区分	2	3	4	5	6
相談件数(件)	4	12	19	19	17

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は10月から予約受付を開始しました。

裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）利用助成	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

離婚を考えている親、離婚後の親等を対象として、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）の利用料の一部を助成することにより、離婚後の養育費、親子交流等に関する取決め及び養育費の確保を支援し、親の離婚による子どもの心理的負担の軽減及び安定した生活の確保を図ります。

事 業 内 容

弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証事業者が実施する裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）の利用に係る料金を助成します。

（１） 助成対象経費と助成金額

離婚後の養育費、親子交流等に関する取決めをするため、弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証事業者が行う裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）を利用した際に支払った次の助成対象経費の合計について、５万円を上限に助成します。

【助成対象経費】

- ・ 申立者及びその相手方が負担する申込料、依頼料に相当する費用
- ・ 申立者及びその相手方が負担する１回目の調停期日費用

※助成金は交付決定を受けた申請者（申立者）に対して交付するため、相手方分の費用は、申立者が代わりに負担した場合のみ助成することができます。

（２） 対 象 者

次の全ての要件に該当する人

ア 区内に住所を有する１８歳未満の子どもと同居している親であること。

イ 養育費、親子交流等に関する取決めをするために裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）を利用すること。

根拠法令等

港区離婚前後の親の支援推進助成金交付要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

養育費確保支援事業補助金

開 始 時 期

令和２年４月１日

実 績 表

年度 区分	2	3	4	5	6
相談件数（件）	9	4	4	2	3
成立件数（件）	3	2	1	1	3
助成金額（円）	132,000	88,000	5,500	5,500	132,000

養育費保証利用助成	所管課	— 子ども家庭支援センター																								
目 的 離婚を考えている親、離婚後の親等を対象として、離婚後の養育費の確保を支援することで、親の離婚による子どもの心理的負担の軽減及び安定した生活の確保を図ります。 事 業 内 容 民間事業者（養育費保証会社）が実施する「養育費の支払いを保証するサービス」の利用に係る料金を助成します。 (1) 助成対象経費と助成金額 養育費の受取者が、養育費保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要となる初回保証料を、5万円を上限に助成します。 (2) 対 象 者 次の全ての要件に該当する人 ア 区内に住所を有する18歳未満の子どもと同居している親であること。 イ 養育費の取決めに関する書面があること。 根拠法令等 港区離婚前後の親の支援推進助成金交付要綱 補助金名等 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金 養育費確保支援事業補助金 開 始 時 期 令和2年4月1日 実 績 表 <table><tr><th>年度 区分</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr><tr><td>相談件数（件）</td><td>6</td><td>1</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>成立件数（件）</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>助成金額（円）</td><td>0</td><td>0</td><td>117,000</td><td>0</td><td>50,000</td></tr></table>			年度 区分	2	3	4	5	6	相談件数（件）	6	1	4	1	1	成立件数（件）	0	0	3	0	1	助成金額（円）	0	0	117,000	0	50,000
年度 区分	2	3	4	5	6																					
相談件数（件）	6	1	4	1	1																					
成立件数（件）	0	0	3	0	1																					
助成金額（円）	0	0	117,000	0	50,000																					

親子交流コーディネート事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

親が離婚し、又は別居した後も引き続き子どもが両親のどちらとも関わる事ができる環境を作り、両親から愛されていることを実感することができるように、親子交流の円滑な実施を図ります。

事業内容

(1) 対象者

次の全ての要件に該当する人

- ア 区内に住所を有する中学生までの子どもと同居している親であること。
- イ 親子交流の取決めにに関する書面があり、別居親との間で本事業の利用について合意がされていること。
- ウ 同居親又は別居親による暴力行為又は子どもに対する虐待行為を行うおそれのないこと。
- エ 別居親及び第三者による連れ去り又は連れ去りを企図するおそれがないこと。
- オ 親子交流を継続するために同居親及び別居親が協力することが出来ること。
- カ 過去に同一の同居親及びその子ども並びに別居親による利用がないこと。
- キ その他親子交流支援計画書等で定めた親子交流のルールを遵守することが出来ること。

(2) 内 容

- ア 電話相談
- イ 事前面接と親子交流支援計画書の作成
事業利用決定日から起算して3か月を経過する日まで
- ウ 試行
事業利用決定日から起算して親子交流の取決めに係る家庭裁判所の調停期日又は3か月を経過する日まで
- エ 親子交流支援
親子交流支援計画書の作成が成立した日の属する月の翌月1日から起算して12か月を経過する日まで。1か月1回最大12回まで

根拠法令等

港区親子交流コーディネート事業実施要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

開始時期

令和2年4月1日

実績表

年度 区分	2	3	4	5	6
相談件数（件）	3	2	1	0	1
利用開始件数（件）	3	1	1	0	0

五十音順索引

あ	遊び場対策本部運営	68	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止 物品等購入費補助	133
い	医学業務及び親子支援カウンセリング業務事業	168	新型コロナウイルス感染症対策 子どもの居所提供事業	50
	育児サポート事業(育児サポート子むすび)	147	新型コロナウイルス感染症による 認証保育所等登園自粛に伴う保育料等補助金	132
	一時保育	108	せ	
え	エンジョイ・セレクト事業	94	青少年関係団体指導者等賠償責任保険 (ボランティア保険)	73
お	おとなの子育て相談ねっと	156	青少年対策地区委員会活動支援	70
	親子交流コーディネーター事業	184	青少年問題協議会	95
	親支援プログラム	166	た	
か	学童クラブ	57	多子世帯移動支援事業(子どもタクシー利用券)	63
	学童クラブ児童見守りシステム	65	て	
	家庭福祉相談	169	DV加害者更生プログラム利用助成金交付	180
き	居宅訪問型保育事業	107	DV被害者支援活動補助金交付	179
	緊急一時保育	110	と	
け	結婚支援	89	都営交通の無料乗車券の交付	87
こ	高校生世代の居場所づくり	60	特別児童扶養手当	79
	子育てコーディネーター事業(利用者支援事業・基本型)	162	に	
	子育てひろば等事業(あっぱい)	148	入院助産	174
	子ども医療費助成	82	乳児院等の指導検査	41
	子ども会活動助成	72	乳幼児等ショートステイ・トワイライトステイ事業	145
	子ども家庭支援センター	137	認可外保育施設改修費等支援事業補助金	46
	子ども・子育て会議	33	認可外保育施設等利用費助成	160
	子どもの意見表明権保障に係る意見聴取事業	36	認可外保育施設の指導検査	40
	子どもの意見反映推進事業	35	認可外保育施設保育料補助金	123
	子どもの孤食解消と保護者支援推進事業	75	認証保育所保育料助成	122
	子ども110番事業	67	認証保育所補助	120
	コミュニティバス乗車券の発行	86	認定こども園	104
さ	裁判外紛争解決手続(ADR)利用助成	182	ね	
	産後要支援母子ショートステイ事業	167	年末保育	111
	産前産後家事・育児支援事業	142	は	
し	児童育成手当(育成手当)	80	派遣型一時保育事業	151
	児童育成手当(障害手当)	81	二十歳(はたち)のつどい	66
	児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ等	53	パスデーサポート事業	64
	児童館等週末施設開放	56	ひ	
	児童施設災害時等緊急メール配信サービス	45	ひきこもり対策	74
	児童手当	76	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	176
	児童福祉施設等整備費補助	37	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	175
	児童福祉審議会	34	ひとり親家庭等医療費助成	84
	児童扶養手当	77	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	177
	出産・子育て応援メール配信	163	ひとり親世帯等フードサポート事業	88
	出産費用助成	85	病児・病後児保育	113
	小規模保育事業	106	ふ	
	女性福祉相談	171	不適切保育に関する相談業務	44
	私立保育所振興等助成	118	へ	
	私立保育所特別助成	119	ベビーシッター利用支援(一時預かり利用支援)事業	153
			ほ	
			保育アドバイザー派遣事業	43
			保育園	99
			保育園であそぼう	116
			保育コンシェルジュ	112

保育サービス推進事業補助	126
保育施設建物賃借料補助事業	131
保育施設等の研修支援	42
保育士等キャリアアップ補助	125
保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金	48
保育所等労働環境モニタリング	38
保育従事職員宿舍借り上げ支援事業	128
保育所等の指導検査	39
保育体制強化事業等補助	129
保育力強化事業補助	127
放課G O→クラブ	58
訪問型病児・病後児保育利用料助成	115
母子及び父子福祉資金の貸付	172
母子生活支援施設	173
母子等緊急一時保護事業	178
母子・父子福祉相談	170

み

みなとキャンプ村	69
港区学童クラブ等弁当配送事業	62
港区子育て応援商品券事業(令和4年度)	90
港区子育て応援商品券事業(令和5年度)	91
港区子育て支援員研修事業	164
港区子ども・おとな・地域みなトーク事業	154
港区実施事業における参加者のための一時保育	161
港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯 生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)	93
港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯 生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	92
港区保育室事業	105
みなと子育て応援プラザ事業(Pokke)	152
みなと子育てサポートハウス事業 (子育てひろば「あい・ぽーと」)	150
みなと子ども相談ねっと	155
みなと保育サポート事業	158

や

ヤングケアラー支援事業	141
-------------	-----

よ

養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業	139
養育費保証利用助成	183
要保護児童対策地域協議会事業	138

り

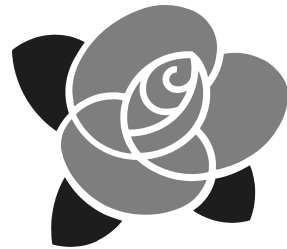
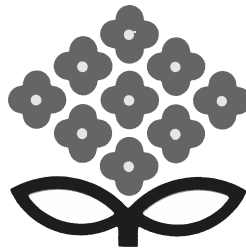
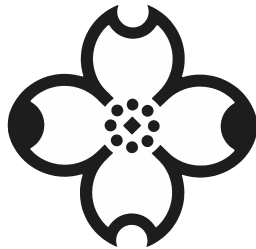
離婚前後の弁護士相談	181
------------	-----

港区「区の木・区の花」

区の木 ハナミズキ

区の花 アジサイ

区の花 バラ



発行番号 2025056-4800

港 区 の 子 ど も ・ 家 庭 支 援

－令和7年度（2025年度）版 事業概要－

令和7年（2025年）8月発行

編集・発行 港区子ども家庭支援部

東京都港区芝公園 1－5－25

Tel 03（3578）2111代表



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

